

令和5年度鹿児島県環境物品等調達方針

1 目的

環境に配慮した製品等（以下「環境物品等」という。）の購入・使用等については、これまで「県庁環境保全率先実行計画」により取り組んできているところであるが、今後さらに一層の推進を図るため、より具体的かつ計画的な調達方針を作成するものである。

なお、この調達方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称「グリーン購入法」）第10条第1項に基づく本県における調達方針とする。

2 調達に当たっての基本的な考え方

(1) 環境物品等の調達に当たっては、「環境物品等調達推進品目等一覧」に掲げる調達推進品目ごとの調達基準及び調達目標に基づき実行するものとする。

(2) 環境物品等の調達や使用等に当たっては、さらに次の事項を遵守するものとする。

ア 環境物品等の調達に当たっては、物品等の合理的な使用に努めるなど調達総量をできるだけ抑制する。

イ 調達された環境物品等については、長期使用に努めるとともに、適正使用や分別廃棄などを確実に行う。

ウ 調達基準は、あくまでも調達の推進に当たっての最低基準を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。

3 対象機関

知事部局、議会、県立病院局、教育委員会、公安委員会、その他の各種委員会、工業用水道部及びその他全ての機関

4 具体的な調達方法

調達の実施に当たっては、国の基本方針に定められた特定調達品目の判断基準を満たす物品（「特定調達物品」又は「グリーン購入法判断基準適合商品」という。）や本調達方針の調達基準に適合した環境物品等と認められる「エコマーク」、「国際エネルギースターロゴ」、「省エネ性マーク（緑色）」、「かごしま認定リサイクル製品マーク」などが表示された商品・製品、職員コミュニケーションシステムのライブラリに登載されているものなどを参考にしながら、年間を通じ、環境物品等の調達に努める。

5 環境物品等に係る情報収集

「グリーン購入法判断基準適合商品」や「エコマーク」、「国際エネルギースターロゴ」、「省エネ性マーク（緑色）」及び「かごしま認定リサイクル製品マーク」のついた環境物品等については、それらに関連するホームページなどにより情報を収集するものとする。

・ 県環境物品等調達方針に適合する製品が掲載されているホームページ

①エコ商品ねっと（グリーン購入ネットワーク）

<https://www.gpn.jp/econet/>

②エコマーク商品検索（公益財団法人日本環境協会）

<https://www.ecomark.jp/search/search.php>

③国際エネルギースタープログラム（資源エネルギー庁）

<http://www.energystar.go.jp/>

④省エネ性能カタログ（資源エネルギー庁）

<https://seihinjyoho.go.jp/catalog/>

⑤かごしま認定リサイクル製品（鹿児島県廃棄物・リサイクル対策課）

<http://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-kankyo/recycle/recycle/risaikurunintei.html>

6 県庁環境保全率先実行計画との関係

この調達方針は、県庁環境保全率先実行計画の取組項目のうち、「施設設備の改善(省エネルギーに配慮した建築・改修の推進)」及び、「職場環境の工夫(物品の購入と管理)」について、さらに積極的に推進するためのより具体的かつ計画的な調達方針として定めるものであり、毎年度作成する。

7 適用期間

この調達方針は、令和5年度中の調達に適用する。

(参考)

○ 調達推進品目及び調達目標

① 紙類(コピー用紙, トイレットペーパーなど7品目)	100%
② 納入印刷物(ポスター, 報告書, チラシなどの印刷物)	100%
③ 文具類(鉛筆, ボールペン, ファイルなど85品目)	100%
④ オフィス家具等(いす, 机, 棚, 掲示板など12品目)	100%
⑤ 画像機器等(コピー機, プリンタ, ファクシミリなど8品目)	100%
⑥ 電子計算機等(電子計算機, 磁気ディスク装置など4品目)	100%
⑦ オフィス機器等(シュレッダー, デジタル印刷機など5品目)	100%
⑧ 移動電話等(携帯電話, PHS, スマートフォンの3品目)	100%
⑨ 家電製品(電気冷蔵庫, テレビジョン受信機など6品目)	100%
⑩ エアコンディショナー等(エアコンディショナーなど4品目)	100%
⑪ 温水器等(電気給湯器, ガス温水機器, 石油温水機器など4品目)	100%
⑫ 照明(LED照明器具, 蛍光灯, 電球形のランプなど4品目)	100%
⑬ 自動車等(乗用車, 小型バス, 小型貨物車, 乗用車用タイヤなど8品目)	100%
・ 利用ニーズに合い, 調達基準に適合する車種がある場合 (大型特殊自動車, 小型特殊自動車, 二輪の車, 県警の緊急自動車は除く。)	
⑭ 消火器(消火器の1品目)	100%
⑮ 制服・作業服等(制服, 作業服, 帽子, 靴の4品目)	100%
⑯ インテリア・寝装寝具(カーテン, カーペット, ベッドなど11品目)	100%
⑰ 作業手袋(作業手袋の1品目)	100%
⑱ その他繊維製品(集会用テント, ブルーシート, モップなど7品目)	100%
⑲ 設備(太陽光発電システム, 太陽熱利用システム, 節水機器などの8品目)	100%
⑳ 災害備蓄用品(災害備蓄用飲料水, 乾パンなど15品目)	100%
㉑ 公共工事(再生加熱アスファルト混合物, 再生骨材等, 製材等など11品目)	100%
㉒ 役務(庁舎管理, クリーニングなど15品目)	100%
㉓ ごみ袋等(プラスチック製ごみ袋の1品目)	100%

なお、調達基準の詳細については、「環境物品等調達推進品目等一覧」に掲載。

○ 本県の調達方針における別表1, 別表2の考え方

- (1) 別表1：公共工事分野において、当該工事に要求される品質等を考慮した上で、調達目標の設定は行わないが調達に努める品目として設定するものを取りまとめている。
- (2) 別表2：環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るといふ、グリーン購入法及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の趣旨を踏まえ、今後、普及啓発を図る観点から調達することが望ましい品目について、調達目標の設定は行わないが調達するよう配慮する品目として設定する。

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
1 紙類	情報用紙 (1) コピー用紙	<p>① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考⑥算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>② パージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。</p> <p>③ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p> <p>○ 間伐材パルプが原料として使用される場合にあっては、可能な限り九州地域で流通している間伐材を利用したものであること。</p>	100% (枚数の割合)	<p>① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。</p> <p>② 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。 ア 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ イ 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫被害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ</p> <p>③ 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。</p> <p>④ 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。 また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。</p> <p>⑤ 「総合評価値」とは備考⑥に示されるYの値をいう。 「指標値」とは、備考⑤に示されるx1, x2, x3, x4の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考4に示されるx5, x6の指標項目ごとの値をいう。「評価値」とは、備考⑥のy1, y2, y3, y4, y5について示される式により算出された数値をいう。</p> <p>⑥ 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。 $Y = (y1 + y2 + y3) + y4 + y5$ $y1 = x1 - 20 \quad (70 \leq x1 \leq 100)$ $y2 = x2 + x3 \quad (0 \leq x2 + x3 \leq 30)$ $y3 = 0.5 \times x4 \quad (0 \leq x4 \leq 30)$ $y4 = -x5 + 75 \quad (60 \leq x5 \leq 75, \quad x5 < 60 \rightarrow x5 = 60, \quad x5 > 75 \rightarrow x5 = 75)$ $y5 = -2.5x6 + 170 \quad (62 \leq x6 \leq 68, \quad x6 < 62 \rightarrow x6 = 62, \quad x6 > 68 \rightarrow x6 = 68)$ Y及びy1, y2, y3, y4, y5, x1, x2, x3, x4, x5, x6は次の数値を表す。 Y（総合評価値）：y1, y2, y3, y4, y5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値 y1：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 y2：森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 y3：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 y4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 y5：坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 x1：最低保証の古紙パルプ配合率（%） x2：森林認証材パルプ利用割合（%） $x2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{パージンパルプ}) \times (100 - x1)$ x3：間伐材等パルプ利用割合（%） $x3 = (\text{間伐材等パルプ} / \text{パージンパルプ}) \times (100 - x1)$ </p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
				<p>x4：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%） $x4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)$ x5：白色度（%）</p> <p>白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加算対象とならない。 x6：坪量（g/m²） 坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。</p> <p>⑦ 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。</p> <p>⑧ 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は原料表示や製品使用等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適正や印刷品質に留意し、調達を行うこと。</p> <p>⑨ 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）」に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行う。</p> <p>⑩ 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。</p> <p>⑪ 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用してもよい。 また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行ってもよい。 なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。</p> <p>⑫ 古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義については表1及び表2（細目一覧（以下「細」1頁）のとおり。</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
	(2) フォーム用紙	① 古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ② パージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。 ③ 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m ² 以下であること。		① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。 ② 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの算出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にとっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。 ③ 古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義については表1及び表2（細1頁）のとおり。
	(3) インク ジェットカラー プリンター用塗 工紙	① 古紙パルプ配合率70%以上であること。 ② パージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたパージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。 ③ 塗工量が両面で20g/m ² 以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m ² とする。		
	印刷用紙 (4) 塗工されて いない印刷用紙 (5) 塗工されて いる印刷用紙	① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考④の算定式により総合的に評価した総合評価値が70以上であること。 イ 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考④の算定式により総合的に評価した総合評価値が70以上であること。 なお、調達が困難な場合は、できる限り環境に配慮した印刷用紙であること。 ② パージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。 ③ 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。 ④ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。		① 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。 ア 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ イ 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫被害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ ② 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。 ③ 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。 ④ 「総合評価値」とは備考⑤に示されるY1又はY2の値をいう。 「指標値」とは、備考⑤に示されるx1, x2, x3, x4の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考⑤に示されるx5, x6の指標項目ごとの値をいう。 「評価値」とは、備考④のy1, y2, y3, y4, y5について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。 ⑤ 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。 $Y1 = (y1 + y2 + y3) + y4$ $Y2 = (y1 + y2 + y3) + y5$ $y1 = x1 - 10 \quad (40 \leq x1 \leq 100)$ $y2 = x2 + x3 \quad (0 \leq x2 + x3 \leq 60)$ $y3 = 0.5 \times x4 \quad (0 \leq x4 \leq 60)$ $y4 = -x5 + 75 \quad (60 \leq x5 \leq 75, x5 < 60 \rightarrow x5 = 60, x5 > 75 \rightarrow x5 = 75)$

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
				<p> $y5 = -0.5x6 + 20$ ($0 < x6 \leq 10 \rightarrow x6=10, 10 < x6 \leq 20 \rightarrow x6=20, 20 < x6 \leq 30 \rightarrow x6=30, x6 > 30 \rightarrow x6=40$) $Y1, Y2$及び$y1, y2, y3, y4, y5, x1, x2, x3, x4, x5, x6$は次の数値を表す。 $Y1$（塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）： $y1, y2, y3, y4$の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値 $Y2$（塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）：$y1, y2, y3, y5$の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値 $y1$：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 $y2$：森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 $y3$：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 $y4$：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値（ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。） ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準（印刷参照）に示されたAランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は5、それ以外の紙である場合は0 $y5$：塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 $x1$：最低保証の古紙パルプ配合率（%） $x2$：森林認証材パルプ利用割合（%） $x2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)$ $x3$：間伐材等パルプ利用割合（%） $x3 = (\text{間伐材等パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)$ $x4$：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%） $x4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)$ $x5$：白色度（%） 白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値$\pm 3\%$の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加算対象とならない。 $x6$：塗工量（g/m^2） 塗工量（両面への塗布量）は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。 ⑥ 調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は原料表示や製品使用等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイト公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適正や印刷品質に留意し、調達を行うこと。 ⑦ 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。 ⑧ 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。 </p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
				<p>⑨ 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。</p> <p>また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式を採用することができる。</p> <p>なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。</p> <p>⑩ 令和5年度における印刷用紙に係る調達基準の見直しは、印刷用紙の原料となる古紙の調達に支障が生じている状況に鑑み、緊急的な措置として令和7年度までの時限措置とし、国の動向等を踏まえ検討を行い、適切に見直すものとする。</p> <p>なお、「令和4年度環境物品等調達方針」で適用していた、見直し前の調達基準は以下のとおり。</p> <p>調達基準①で求める備考⑤の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> $y1 = x1 - 10 \quad (60 \leq x1 \leq 100)$ $y2 = x2 + x3 \quad (0 \leq x2 + x3 \leq 40)$ $y3 = 0.5 \times x4 \quad (0 \leq x4 \leq 40)$ <p>⑪ 古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義については表1及び表2（細1頁）のとおり。</p>
	衛生用紙	(6) トイレットペーパー (7) ティッシュペーパー	① 古紙パルプ配合率100%であること。	<p>① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。</p> <p>② 古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義については表1及び表2（細1頁）のとおり。</p>
2 納入印刷物	(1) 印刷（報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等）	<p>① 印刷用紙に係る調達基準（1 紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>② 表3（細2頁）に示されたB、C及びDランクの古紙再生の阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の目的からやむを得ず使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。</p> <p>③ 印刷物ヘリサイクル適性を表示すること。</p> <p>④ オフセット印刷については、バイオマスを含むインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。インキの化学安全性が確認されていること。</p> <p>⑤ デジタル印刷については、電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</p>	100% (件数の割合)	<p>① 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。</p> <p>② 調達基準②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。</p> <p>③ 調達基準③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。なお、表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。</p> <p>ア Aランクの材料のみ使用の場合は「紙ヘリサイクル可」</p> <p>イ A又はBランクの材料のみ使用（ア.の場合を除く）する場合は「板紙ヘリサイクル可」</p> <p>ウ C又はDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」</p> <p>なお、製本加工したカレンダーであって、綴じ部と本紙が分離可能なものについては、本紙の用紙ごとにリサイクル適性を表示すること。</p> <p>④ 調達を行う各機関は、印刷物作製の発注にあたっては、表4（細3頁）の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認を行い、リサイクル対応型印刷物の作成に努めること。</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ …… 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考															
				<p>⑤ 「バイオマス含有インキ」とは、バイオマス割合（再生可能な生物由来の有機性原材料（植物由来の油を含み、化石資源を除く。）の含有量の割合）及び石油系溶剤割合（インキに含まれる石油（化石燃料系）を原料とした溶剤の含有量の割合）が、インキの種類ごとに下表に定める要件を満たすものをいう。なお、UVインキはVOC成分（WHO（世界保健機関）の化学物質の分類において「高揮発性有機化合物」及び「揮発性有機化合物」に分類される揮発性有機化合物）が3%未満かつリサイクル対応型UVインキであることをもって、判断の基準<個別事項>①アの基準に適合するものとみなす。</p> <table border="1" data-bbox="1503 475 2114 587"> <thead> <tr> <th>インキの種類</th> <th>バイオマス割合</th> <th>石油系溶剤割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複葉インキ</td> <td>30%以上</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>オフ輪インキ</td> <td>20%以上</td> <td>45%以下</td> </tr> <tr> <td>金インキ・複葉・オフ輪</td> <td>10%以上</td> <td>25%以下</td> </tr> <tr> <td>新聞インキ・ノンヒートオフ輪</td> <td>30%以上</td> <td>30%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 インキには鉛・ヒ素及びメジウムを含む。 2 油性ビジネスフォームインキは複葉インキの基準を適用する。</p> <p>⑥ 芳香族成分 → 日本工業規格K2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。</p> <p>⑦ 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。</p>	インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合	複葉インキ	30%以上	30%以下	オフ輪インキ	20%以上	45%以下	金インキ・複葉・オフ輪	10%以上	25%以下	新聞インキ・ノンヒートオフ輪	30%以上	30%以下
インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合																	
複葉インキ	30%以上	30%以下																	
オフ輪インキ	20%以上	45%以下																	
金インキ・複葉・オフ輪	10%以上	25%以下																	
新聞インキ・ノンヒートオフ輪	30%以上	30%以下																	
3 文具類	文具類共通	<p>① 次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はB、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はCイの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>A 金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。</p> <p>B 金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>C 金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ 紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>D 大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。ただし、すべての材料が金属の場合はイの要件を除く。 ア 原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。 イ 使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。ただし、安全</p>	100% (点数の割合)	<p>① 再生プラスチック → 使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。</p> <p>② ポストコンシューマ材料 → 製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。</p> <p>③ バイオマスプラスチック 原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。</p> <p>④ 環境負荷低減効果が確認されたもの 製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>⑤ 主要材料 製品の構成材料として、消耗品、粘着部分を除いた製品重量の50%以上を占める材料をいう。なお、再生材料等に係る判断の基準は、金属を除く主要材料に適用する。</p> <p>⑥ 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が消耗品、粘着部分を除いた製品全体重量の95%以上であるものをいう。</p>															

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
		<p>性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要な部品を除く。</p> <p>E エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>ただし、【特例】を定めている個別の品目については、上記の判断基準に代えて、当該品目について定める基準を適用すること。</p> <p>また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ上記の基準を適用すること（※印）。</p> <p>② 個別の品目について上記以外の基準を定めているものについては、その基準も満たすこと（○印）</p>		<p>⑦ 「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.112「文具・事務用品 Version2」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であるエコマーク認定基準を満たす製品については備考⑤に示す主要材料の定義によらず、判断の基準を満たすも</p> <p>⑧ 文具類共通の調達基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質及び紙を使用している場合並びに大部分の材料が金属類である場合について定めたものであり、大部分の材料が金属類に該当しない場合かつ金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の調達基準の対象とする品目に含まれないものとする。</p> <p>⑨ 文具類共通の調達基準Dについては、自社の同等の機能を有する従来品と比較して原材料の使用量の削減及び軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること又は自社で定めた製品の機能に関連する重量原単位が削減されるよう設計がなされていることとする。</p> <p>⑩ 文具類共通の調達基準Dについては、令和5年度1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、文具類に係る調達基準A、B、C、及びEのいずれかを満たす製品は、本項の調達基準を満たすものとみなすこととする。</p> <p>⑪ 古紙及び古紙パルプ配合率とは表1及び表2（細1頁）による。</p> <p>⑫ 消耗部分 → 使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分全てを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。</p>
	(1) シャープペンシル	○ 残芯が可能な限り少ないこと。		
	(2) シャープペンシル替芯	※ 容器に文具類共通の調達基準を適用		
	(3) ボールペン	【特例】芯が交換できること。		
	(4) マーキングペン	○ 消耗品が交換又は補充できること。		
	(5) 鉛筆			
	(6) スタンプ台	【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(7) 朱肉	○ インク又は液が補充できること。		
	(8) 印章セット	○ 液が補充できること。		
	(9) 印箱			
	(10) 公印			
	(11) ゴム印			
	(12) 回転ゴム印			
	(13) 定規			
	(14) トレー			
	(15) 消しゴム	※ 巻紙（スリーブ）又はケースに文具類共通の調達基準を適用		

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考	
	(16)ステープラー（汎用型）	<p>【特例】金属を除く①主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（機構部分を除く。）それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>		<p>⑬ ステープラー（汎用型）</p> <p>→ JIS S 6036の2.に規定するステープラつづり針の種類10号を使用するハンディタイプのものをいう。</p> <p>ステープラー（汎用型以外）</p> <p>→ ステープラー（汎用型）以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。</p>	
	(17)ステープラー	○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。			
	(18)ステープラー針リムーバー	○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。			
	(19)連射式クリップ(本体)	<p>【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。</p>			
	(20)事務用修正具(テープ)	<p>【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。</p> <p>○ 消耗品が交換できること。</p>			
	(21)事務用修正具(液状)	※ 容器に文具類共通の調達基準を適用			
	(22)クラフトテープ	<p>【特例】テープ基材については、古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>	<p>⑭ 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。</p> <p>ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。</p>		
	(23)布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	<p>【特例】テープ基材（ラミネート層を除く。）については、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>			
	(24)両面粘着紙テープ	<p>【特例】テープ基材については、古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>			
	(25)製本テープ	※ テープ基材に文具類共通の調達基準を適用			
	(26)ボックススタンド	<p>【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。</p>			

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
	(27) ペンスタンド			
	(28) クリップケース			
	(29) はさみ	○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。		
	(30) マグネット（玉）			
	(31) マグネット（バー）			
	(32) テープカッター			
	(33) パンチ（手動）			
	(34) モルトケース（紙めくり用スポンジケース）			
	(35) 紙めくりクリーム	※ 容器に文具類共通の調達基準を適用		
	(36) 鉛筆削（手動）	○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。		
	(37) ○Aクリナー（ウェットタイプ）	※ 容器に以下の手順を適用 【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(38) ○Aクリナー（液タイプ）	※ 容器に文具類共通の調達基準を適用 ○ 内容物が補充できること。		
	(39) ダストブロワー	【特例】フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取り扱いについての適切な記載がなされていること。		⑮ ダストブロワーに係る調達基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。調達基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234ze）等。
	(40) レターケース			
	(41) メディアケース	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。 ② CD、DVD及びBD用にあっては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ③ バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。		⑯ ダストブロワーに係る調達基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。 ⑰ メディアケース → CD、DVD及びBD用とする。
	(42) マウスパッド			

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
	(43) OA フィルター（枠あり）	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 文具類共通の調達基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ② 枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。		
	(44) 丸刃式紙裁断機	○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は別の工夫がなされていること。		
	(45) カッターナイフ			
	(46) カッティングマット	○ マットの両面が使用できること。		
	(47) デスクマット			
	(48) OHP フィルム	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ② インクジェット用のものにあつては、上記要件を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。		
	(49) 絵筆	【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(50) 絵の具	※ 容器に文具類共通の調達基準を適用		
	(51) 墨汁			
	(52) のり（液状）	※ 容器に文具類共通の調達基準を適用 ○ 内容物が補充できること。		
	(53) のり（澱粉のり）			
	(54) のり（固形）（補充用を含む）	※ 容器・ケースに文具類共通の調達基準を適用 ○ 消耗品が交換できること。		
	(55) のり（テープ）	※ 容器・ケースに文具類共通の調達基準を適用 ○ 消耗品が交換できること。		
	(56) ファイル	【特例】金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあつては、その原料の原木は伐採に当たつて生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ○ 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。		⑱ ファイル → 穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
	(57) バインダー	<p>【特例】金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の調達基準を満たすこと。</p> <p>○ 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。</p>		<p>⑱ バインダー → MPバインダー、リングバインダー等をいう</p>
	(58) ファイリング用品			<p>⑳ ファイリング用品 → ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。</p>
	(59) アルバム			
	(60) つづりひも	<p>【特例】次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>② 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあってはプラスチック重量の35%以上使用されていること。</p> <p>③ 上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>		
	(61) カードケース			
	(62) 事務用封筒（紙製）	<p>【特例】</p> <p>① 古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>② 県のシンボルマーク入りの封筒については、竹パルプが配合されていることとし、①の基準のうち古紙パルプ配合率は適用しない。</p>		<p>㉑ 各課が単独で発注する場合等においては、品目(62)の調達基準②は適用しない。</p>
	(63) 窓付き封筒（紙製）	<p>【特例】</p> <p>① 古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。（窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の調達基準を窓部分には適用しない。）</p> <p>② 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されている又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>		

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
	(64) けい紙 (65) 起案用紙 (66) ノート	<p>【特例】</p> <p>① 古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあつては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>② 塗工されているものにあつては、塗工量が両面で30g/m²以下であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>③ 塗工されていないものにあつては、白色度が70%程度以下であること。</p>		② 塗工されている印刷用紙に係る基準は、調達基準「1紙類」の「塗工されている印刷用紙」による。
	(67) パンチラベル	○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。		
	(68) タックラベ (69) インデックス (70) 付箋紙	<p>【特例】金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが原料として使用される場合にあつては、その原料の原木は伐採に当たって生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあつては、文具類共通の調達基準を満たすこと。</p> <p>○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>		③ 粘着部分 → 主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。
	(71) 付箋フィルム	○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。		
	(72) 黒板拭き			
	(73) ホワイトボード用イレーザ			
	(74) 額縁			
	(75) テープ印字機等用カセット	<p>【特例】次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>② 次の要件を満たすこと。</p> <p>A 使用済み製品にテープ部分（リボンを含む。）を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること。</p> <p>B 通常の使用条件により、5回以上繰り返して使用することが可能であること。</p> <p>C 工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。</p> <p>D 工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率（使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の重量の割合をいう。）が製品全体の重量（インクを除く。）の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。</p>		
	(76) テープ印字機等用テープ	<p>【特例】次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>② テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること。</p>		

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
	(77)ごみ箱	【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。		
	(78)リサイクルボックス	【特例】金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の調達基準を満たすこと。		
	(79)缶・ボトルつぶし機（手動）			
	(80)名札			
	(81)名札（衣服取付型・首下げ型）			
	(82)鍵かけ			
	(83)チョーク	【特例】再生材料が10%以上使用されていること。		
	(84)グラウンド用白線	【特例】再生材料が70%以上使用されていること。		
	(85)梱包用バンド	① 金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、古紙パルプ配合率100%であること ② 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。		
4 オフィス家具等	(1)いす (2)机 (3)棚 (4)収納用什器（棚以外） (5)ローパーテーション (6)コートハンガー (7)傘立て (8)掲示板 (9)黒板 (10)ホワイトボード（黒板以外の各種方式の筆記ボード） (11)個室ブース (12)ディスプレイスタンド	① 次のAからDのいずれかの要件及びEの要件を満たすこと、又はFの要件を満たすこと。ただし、AからDについて主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はCア、イ及びウを、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はDイの要件をそれぞれ満たすこと。 A 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器であつて、表5（細3頁）に示された区分の製品は、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合及び大部分の材料が金属類であるディスプレイスタンドにあつては、イ及びウの要件を満たすこと。 ア 区分ごとの基準を上回らないこと。 イ 単一素材分解可能率が90%以上であること。 ウ 表6（細3頁）の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 B 金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること、又は、バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されておりバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 C 金属を除く主要材料が木質の場合は、次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。	100% （台数の割合）	① 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。 ② 調達基準Aの「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。 単一素材分解可能率（%）＝ 単一素材まで分解可能な部品数／製品部品数×100 次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。 ア 盗難、地震屋捜査上起こり得る点灯を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等） イ 部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等） ウ 日本産業規格（以下「JIS」という。）又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ ③ 古紙及び古紙パルプ配合率とは表1及び表2（細1頁）による。 ④ 「再生プラスチック」「バイオマスプラスチック」の説明は、文具類と同じ。 ⑤ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明は、文具類と同じ。 ⑥ 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、プラスチック重量に

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考				
		<p>ウ 原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>エ 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>D 金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>ウ 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>E 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とする。</p> <p>F エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>		<p>占める、バイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合をいう。</p> <p>⑦ 調達基準Cイについては、クリーンウッド法の対象物品に適用することとする。</p> <p>⑧ 調達基準Dウについては、クリーンウッド法の対象物品以外にあっては間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>⑨ 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。</p> <p>ア クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木質製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。</p> <p>イ クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。</p> <p>ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。</p> <p>⑩ 「放散速度が、0.02mg/m³以下と同等のもの」とは、次によるものとする。</p> <p>ア 対応したJIS又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1031に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S 1032に適合するオフィス用いす、JIS S 1039に適合する書架・物品棚、及びJIS S 1033に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。</p> <p>イ 上記ア、以外の木質材料については、JIS A 1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。</p> <table border="1" data-bbox="1554 1251 1883 1299"> <thead> <tr> <th>平均値</th> <th>最大値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5mg/L</td> <td>0.7mg/L</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑪ 調達基準Fの「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.130「家具 Version2」に係る認定基準をいう。</p>	平均値	最大値	0.5mg/L	0.7mg/L
平均値	最大値							
0.5mg/L	0.7mg/L							

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
5 画像機器等	(1) コピー機等	<p><共通事項></p> <p>① 基準値1は、次の①から⑤の要件を、基準値2は、次の②から⑤の要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>A 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>B 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、調達基準（1 紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。</p> <p>C 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。</p> <p>イ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>D 少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</p> <p>E 使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。</p> <p><個別事項></p> <p>① コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含む。）</p> <p>ア モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（大判機を除く。）にあつては、表7-1（細4頁）に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ カラーコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（大判機を除く。）にあつては、表7-2（細4頁）に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表7-3（細4頁）に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p>	100% (台数の割合)	<p>① 品目(1)～(4)については、「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。</p> <p>② 「国際エネルギースタープログラム」のロゴが付された商品は、本項の消費電力の基準を満たす。</p> <p>③ 品目(1)～(4)については、リース・レンタル契約により新規導入する場合及び現在設置されている機器を変更して導入する場合を含む。</p> <p>④ 複合機 → コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。</p> <p>⑤ 業務用複合機 → 以下のアからカのすべてを満たし、かつ、製品の標準又は付属品を含め、以下のキからスのうち、カラー製品は5項目以上、モノクロ製品は4項目以上を満たす複合機をいう。 ア 坪量141g/m²以上を有する用紙のサポート、イ A3版用紙の処理可能、ウ 製品がモノクロの場合、製品ん荘度86枚/分以上、エ 製品がカラーの場合、製品速度が50枚/分以上、オ 各色に対するプリント解像度600×600ドット/インチ（dpi）以上、カ ベースモデルで180kgを超える重量 キ 紙容量8,000枚以上、ク デジタルフロントエンド、ケ パンチ穴開け、コ 無線綴じ又はリング綴じ（若しくは類似のテープ若しくはワイヤ綴じ。ステープル綴じを除く。）、サ DRAM1,024MB以上、シ 第三者による色認証、ス 塗工紙対応</p> <p>⑥ 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。</p> <p>⑦ 調達基準<共通事項>Aの定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040）等に準拠したものとする。</p> <p>⑧ リユースに配慮したコピー機等 → 製造時にリユースを行うシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」又は「部品リユース型機」を指す。</p> <p>1) 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。</p> <p>2) 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。</p> <p>⑨ 特定の化学物質</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
		<p>② 複合機（インクジェット方式を除く。）</p> <p>ア モノクロ複合機（大判機を除く。）にあつては、表8-1（細4頁）、表9及び表10（細5頁）に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ カラー複合機（大判機を除く。）にあつては、表8-2（細4頁）、表9及び表10（細5頁）に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ 大判複合機にあつては、表11（細5頁）に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>エ リユースに配慮したモノクロ複合機又は業務用モノクロ複合機（大判機を除く。）にあつては、表12-1（細5頁）に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>オ リユース機に配慮したカラー複合機又は業務用カラー複合機（大判機を除く。）にあつては、表12-2（細5頁）に示された基準を満たすこと。</p> <p>カ リユースに配慮した大判複合機にあつては、表7-3（細4頁）に示された基準を満たすこと。</p> <p>○ ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。</p> <p>○ 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>○ 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>○ 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>○ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p> <p>○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>○ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>		<p>→ 鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。</p> <p>⑩ 特定の化学物質の含有率基準値</p> <p>→ JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。</p> <p>⑪ 調達基準<共通事項>Dについては、資源有効利用促進法の特定制再利用率に該当する機器に適用する。</p> <p>⑫ マテリアルリサイクル</p> <p>→ 材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。</p> <p>⑬ 大判機</p> <p>→ 幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。</p> <p>⑭ 希少金属類</p> <p>→ 昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。</p> <p>⑮ リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準の共通事項Cア及びイについて併記すること。</p> <p>⑯ 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>⑰ コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあつては、本調達方針に示した品目「トナーカートリッジ」の調達基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、本項の調達基準を満たす物品と同等の扱いとする。</p> <p>⑱ 共通事項Bについては、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。</p> <p>⑲ リユースに配慮されたコピー機等の調達基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、判断の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、表7-1、7-2（細4頁）、12-1及び12-2（細5頁）の該当する要件を満たすことで本項の調達基準を満たす物品とみなすこととする。</p>
プリンタ等	(2) プリンタ (3) プリンタ複合機	<p>① プリンタ又はプリンタ複合機（大判機を除く。）にあつては、次の基準を満たすこと。</p> <p>A モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表14-1（細6頁）、表15及び表16-1（細7頁）に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ複合機にあつては、表14-2、表15及び表16-2（細7頁）に示された区分ごとの基準。</p>		

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
		<p>B カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表15、表16-1及び表17-1（細7頁）に示された区分ごとの基準。カラープリンタ複合機にあつては、表15、16-2（細7頁）及び表17-2（細8頁）に示された区分ごとの基準。</p> <p>C インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタにあつては、表18-1（細8頁）に示された区分ごとの基準。インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ複合機にあつては、表18-2（細8頁）に示された区分ごとの基準。</p> <p>D 業務用モノクロプリンタにあつては、表19-1（細8頁）に示された区分ごとの基準。業務用モノクロプリンタ複合機にあつては、表19-2（細8頁）に示された基準。</p> <p>E 業務用カラープリンタにあつては、表19-3（細8頁）に示された区分ごとの基準。業務用カラープリンタ複合機にあつては、表19-4（細8頁）に示された区分ごとの基準。</p> <p>② 大判プリンタ又はプリンタにあつては、表20-1（細9頁）に示された区分ごとの基準。大判プリンタ複合機にあつては、表20-2（細9頁）に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>③ 使用される用紙が調達推進品目に該当する場合は、調達基準（1 紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。</p> <p>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>⑤ 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再生プラスチック部品が使用されていること。</p> <p>○ 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>○ 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>○ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。</p> <p>○ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p> <p>○ 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ、及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムが</p>		<p>る。</p> <p>なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。</p> <p>⑳ 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。</p> <p>㉑ オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。</p> <p>㉒ <共通事項>の基準値1については、令和6年3月31日まで経過措置を設けることとし、この期間においては基準値1の適用はしない。</p> <p>㉓ 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。</p> <p>㉔ 業務用プリンタ又は業務用プリンタ複合機 以下のアからカのすべてを満たし、かつ、製品の標準又は付属品を含め、以下のキからスのうち、カラー製品は5項目以上、モノクロ製品は4項目以上を満たす複合機をいう。 ア 坪量141g/m²以上を有する用紙のサポート、イ A3版用紙の処理可能、ウ 製品がモノクロの場合、製品仕様86枚/分以上、エ 製品がカラーの場合、製品速度が50枚/分以上、オ 各色に対するプリント解像度600×600ドット/インチ（dpi）以上、カ ベースモデルで180kgを超える重量 キ 紙容量8,000枚以上、ク デジタルフロントエンド、ケ パンチ穴開け、コ 無線綴じ又はリング綴じ（若しくは類似のテープ若しくはワイヤ綴じ。ステーパー綴じを除く。）、サ DRAM1,024MB以上、シ 第三者による色認証、ス 塗工紙対応</p> <p>㉕ プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体又はインク容器単体で構成される消耗品を有する場合はあつては、本調達方針に示した品目「トナーカートリッジ」の調達基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」又は「インクの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、本項の調達基準を満たす物品と同等の扱いとする。</p> <p>㉖ プリンタ等の調達基準③については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。</p> <p>㉗ プリンタ等の調達基準⑤については、インパクト方式のプリンタ及びプリンタ複合機には適用しない。</p>
(4)ファクシミリ		<p>① モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表21（細9頁）に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>② カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表22（細9頁）に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>③ インクジェット方式のファクシミリにあつては、表23（細9頁）に示された基準を満たすこと。</p> <p>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>○ 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>○ 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>○ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合は、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>○ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>		

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
	(5) スキャナ	<ul style="list-style-type: none"> ① 表24(細10頁)に示された基準を満たすこと。 ② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ○ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ○ 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ○ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 		
	(6) プロジェクタ	<ul style="list-style-type: none"> ① 製品本体の重量が表25-1(細10頁)に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ② 消費電力が表25-1(細10頁)に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ③ 待機時消費電力が0.4W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 ④ 光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 イ 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 ⑤ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 ⑥ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。 ○ 光源ランプは可能な限り固体光源が使用されていること。 ○ 可能な限り低騒音であること。 ○ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ○ 製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○ 筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ○ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ○ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ○ 製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。 ○ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 		<ul style="list-style-type: none"> ① 本項の調達基準の対象とする「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が5,000lm未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m以内の距離で60インチ(1.2m×0.9m)以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ(以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に0.5m以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。)を含むものとする。 ② 固体光源 発光ダイオード(LED)、半導体レーザー(LD)等の固体(物質)に電気などのエネルギーを供給し、励起されたときに物質特有の光放射をする固体デバイスをいう。 ③ 待機時消費電力 → 製品が主電源に接続され、不待機状態の最低消費電力をいう。待機(スタンバイ)は、製品の最低消費電力モードである。 ④ 調達基準③については、AC遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品には適用しない。 ⑤ 調達基準④アの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのうちいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。 ⑥ 調達基準④イの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを含む。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。 イ 回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名(ブランド名なども可)がユーザに見やすく記載されていること。

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
				<p>ウ 光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。</p> <p>⑦ 「特定の化学物質」の説明は、コピー機等の説明と同じ。</p> <p>⑧ 「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、コピー機等の説明と同じ。</p> <p>⑨ 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の50%まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。</p> <p>⑩ 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>⑪ 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。</p> <p>ア 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。</p> <p>イ マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。</p> <p>ウ 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。</p> <p>エ 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。</p>
カートリッジ等	(7) トナーカートリッジ	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。</p> <p>イ 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く）の50%以上であること。</p> <p>ウ 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く）の95%以上であること。</p> <p>エ 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単埋め立てされないこと。</p> <p>オ トナーの化学安全性が確認されていること。</p> <p>カ 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。</p> <p>キ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、調達基準（1 紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。</p> <p>② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>注 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。</p> <p>1 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。</p> <p>2 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充電し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。</p>	100% (個数の割合)	<p>① 本項の調達基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。</p> <p>② 「マテリアルリサイクル」の説明は、画像機器等と同じ。</p> <p>③ 再使用・マテリアルリサイクル率</p> <p>→ 使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入された製品質量又は回収したトナーカートリッジ質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。</p> <p>④ 再資源化率</p> <p>→ 使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジは除く。</p> <p>⑤ トナーカートリッジの調達基準①ア及びインクカートリッジにの調達基準①アの「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。 カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
		<p>ジをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。 ○ 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ○ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 <p>(8)インクカートリッジ</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 イ 回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルサイクル率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く）の25%以上であること。 ウ 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く）の95%以上であること。 エ 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純理め立てされないこと。 オ インクの化学安全性が確認されていること。 カ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、調達基準（1 紙類参照） <p>② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>注 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品は、インクカートリッジには含まれないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。 2 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ○ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。 <p>⑥ トナーカートリッジの調達基準①エ及びインクカートリッジの調達基準①エの「適正処理」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。ただし、その対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。</p> <p>⑦ トナーカートリッジの判断の基準②及びインクカートリッジの判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、前者が令和3年4月1日時点において発効している商品類型 No.132 「トナーカートリッジ」に係る認定基準を、後者が同じく商品類型 No.142 「インクカートリッジ」に係る認定基準をいう。</p> <p>⑧ トナー及びインクの「化学安全性」とは、表26（細11頁）の基準による。</p> <p>⑨ 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証（使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等）がなされていること（一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い。）。 ・ 本項の調達基準を満たす製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報（製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等）及び発生した問題を記録するよう努めること。 イ 使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。 ・ 新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
				<p>⑩ 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること（例えば、事業者の判断で公開するウェブサイト等で確認できることなど）に十分留意すること。</p> <p>ア トナー又はインクに関するAmes試験に係る報告書等 イ トナー又はインクに関するSDS（安全データシート） ウ 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等</p>
6 電子計算機等	(1) 電子計算機	<p>① サーバ型電子計算機にあっては、エネルギー消費効率が表27-1（細12頁）に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>② クライアント型電子計算機にあっては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。 ア 表27-2（細13頁）に示されたエネルギー消費効率が区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>イ デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、備考⑦アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考⑦イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ウ ワークステーションの場合は、備考⑧アの算定式により算定した加重消費電力が備考⑧イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。 エ シンククライアントの場合は、備考⑦アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考⑦イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</p> <p>③ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>④ 一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p>⑤ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>○ 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>○ 一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。</p> <p>○ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。</p> <p>○ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り高い配合率で使用されていること。</p> <p>○ 筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。</p> <p>○ 製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。</p> <p>○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>○ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	100% （台数の割合）	<p>① 次のいずれかに該当するものは、本項の調達基準の対象とする「電子計算機」には含めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの ・ 入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が1秒につき10ギガビット以上のものに限る。）が512本以上のもの ・ 4を超える中央演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの ・ サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたものうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの ・ サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたものうち、64ビットのコンピュータアーキテクチャ専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの ・ サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計されている中央演算処理装置以外の中央演算処理装置を用いたものうち、十進浮動小数点演算を実行する機構を備えていない中央演算処理装置を搭載したもの <p>② 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。</p> <p>③ 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。</p> <p>④ 調達基準②イ、ウ及びエ、備考⑤から備考⑧において使用するコンピュータの種類及び動作モードは、以下のとおり。</p> <p>ア コンピュータの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デスクトップコンピュータとは、主要装置（本体）が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであって、携帯用には設計されておらず、外付けのモニター、キーボード、マウス等を使用するものをいう。 ・ 一体型デスクトップコンピュータとは、1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける単一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。 ・ ノートブックコンピュータとは、携帯用に設計され、交流電

環境物品等調達推進品目等一覧

○ …… 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
				<p>力源への直接接続有り又は無しのいずれかで長時間動作するように設計されたコンピュータであって、一体型ディスプレイを装備しているものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークステーションとは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能単一ユーザコンピュータをいう。 シンクライアントとは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう（回転式記憶媒体のない機器に限る。）。また、ハードウェアとディスプレイが1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける一体型シンクライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンクライアント及びノートブックコンピュータの定義をともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。 <p>イ 動作モード</p> <ul style="list-style-type: none"> オフモードとは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従って使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者は電源をオフにしている（影響を与えていない）状態をいう。 スリープモードとは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。 アイドル状態とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読み込みが終了し、ユーザプロファイルが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、スリープモードではない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの2つのモードにより構成される。 長期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。 短期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。 「代替低電力モード」とは、コンピュータが一定時間使用されないときに自動的に又は手動選択により入る低電力状態であり、ディスプレイがオフになりコンピュータが機能低下状態に入ることをいう。 <p>各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則（令和3年4月施行）別表2-1」による。</p> <p>⑤ デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントに係る標準年間消費電力量の算定方法、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
				<p>ア 標準年間消費電力量 $E = (8,760/1,000) \times (POFF \times T0FF + PSL \times TSL + PLI \times TLI + PSI \times TSI)$ E：標準年間消費電力量（単位：kWh/年） POFF：オフモード消費電力（単位：W） PSL：スリープモード消費電力（単位：W） PLI：長期アイドルモード消費電力（単位：W） PSI：短期アイドルモード消費電力（単位：W） TX：表28-1（細14頁）及び表28-2（細14頁）に規定するモード別比率（年間の時間割合）（単位：%） スリープモードに替わり、代替低電力モード（10W以下の場合に限る。）を用いるデスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータについては、上記算定式において、スリープモード消費電力（PSL）及び長期アイドルモード消費電力（PLI）の代わりに代替低電力モードを、独立したシステムのスリープモードを持たないシンクライアントについては、上記算定式において、スリープモード消費電力（PSL）の代わりに長期アイドルモード消費電力（PLI）を適用する。 イ 最大年間消費電力量 $EMAX = (1 + APSU + APRXY) \times (TECBASE + TECMEM + TECGR + TECST + TECDIS + TECSW + TECBWS + TEC1G10G + TEC10G)$ EMAX：最大年間消費電力量（単位：kWh/年） APSU：表28-3（細14頁）に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値 APRXY：プロキシ許容値。デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータであり、表28-1の備考に示す条件1を満たす場合の許容値は0.12、条件2を満たす場合は表28-4に規定する代替低電力モードの許容値 ECBASE：表28-5（細14頁）（デスクトップコンピュータ）、表28-6（細15頁）（一体型デスクトップコンピュータ）又は表28-7（細15頁）（ノートブックコンピュータ）に規定する基本許容値（単位：kWh） TECMEM：表28-8（細16頁）に規定するシステム搭載メモリの追加許容値（単位：kWh/ギガバイト） TECGR：表28-8に規定する独立型グラフィックス追加許容値（単位：kWh） TECST：表28-8に規定する内部記憶装置（ストレージ）の追加許容値（単位：kWh） TECDIS：表28-8に規定する性能強化ディスプレイの追加許容値（単位：kWh） TECSW：表28-8に規定する切替可能グラフィックスの追加許容値（単位：kWh） TECBWS：表28-8に規定するモバイルワークステーションの追加許容値（単位：kWh） TEC1G10G：表28-8に規定するスループット1GB/秒以上10GB/秒未満のイーサネットポートを有する場合の追加許容値（単位：kWh） TEC10G：表28-8に規定する10GB/秒イーサネットポートを有する場合の追加許容値（単位：kWh）</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
				<p>⑥ ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は、以下の式による。</p> <p>ア 加重消費電力 $\text{加重消費電力 (W)} = 0.10 \times \text{POFF} + 0.35 \times \text{PSL} + 0.20 \times \text{PLI} + 0.35 \times \text{PSI}$ POFF：オフモード消費電力（単位：W） PSL：スリープモード消費電力（単位：W） PLI：長期アイドルモード消費電力（単位：W） PSI：短期アイドルモード消費電力（単位：W）</p> <p>イ 最大加重消費電力 $\text{最大加重消費電力 (W)} = 0.28 \times (\text{P}_{\text{MAX}} + \text{NHDD} \times 5)$ P_{MAX}：最大消費電力測定値（単位：W） NHDD：HDD（ハードディスクドライブ）又はSSD（半導体ドライブ）の搭載数</p> <p>⑦ シンククライアントに係る最大年間消費電力量の算定方法は、次式による。</p> $\text{ETMAX} = \text{TECBASE} + \text{TECGR} + \text{TECWOL} + \text{TECDIS}$ ETMAX：最大年間消費電力量（単位：kWh/年） ECBASE：基本許容値31W TECGR：独立型グラフィックス許容値36W TECWOL：ウェイクオンラン（WOL）許容値2W TECDIS：表2-8-8（細16頁）に規定する一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスプレイ許容値（単位：kWh） <p>ただし、TECGR、TECWOL及びTECDISの許容値の加算については、出荷時に初期設定で有効にされている場合に限る。</p> <p>⑧ 「特定の化学物質」の説明は、画像機器等の説明と同じ。</p> <p>⑨ 調達基準③については、パーソナルコンピュータに適用する。</p> <p>⑩ 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。）をいう。</p> <p>⑪ 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。</p> <p>ア 内蔵モデム、CD/DVD、BD等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。</p> <p>イ 周辺機器を接続するためのUSBインターフェイスを複数備えていること。</p> <p>⑫ 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池（バッテリー）に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
				<p>⑬ 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>⑭ 「バイオマスプラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>⑮ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>⑯ 判断の基準⑤の筐体又は部品には本体機器に付属するACアダプタ等を含む。また、判断の基準⑤については、サーバ型電子計算機には適用しない。</p>
	(2)磁気ディスク装置	<p>① 表29(細17頁)に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>○ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>○ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>○ 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>○ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>○ 製品の梱包又は包装にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p>		<p>① 次のいずれかに該当するものは、本項の調達基準の対象とする「磁気ディスク装置」には含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記憶容量が1ギガバイト以下のもの ・ 電子計算機に接続した通信ケーブルを通じた電力供給のみを受けて動作するもの <p>② 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。</p> <p>③ 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。</p> <p>④ 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>⑤ 「バイオマスプラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>⑥ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p>
	(3)ディスプレイ	<p>① コンピュータモニタにあつては、備考③の算定式により算定した年間消費電力量が備考④アの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</p> <p>② サイネージディスプレイにあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 備考⑥アの算定式に示したオンモード消費電力の要件を満たすこと。</p> <p>イ スリープモード消費電力が備考⑦の算定式により算定したスリープモード消費電力基準以下であること。</p> <p>③ オフモード消費電力が0.5W以下であること。</p> <p>④ 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。</p> <p>⑤ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>○ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p>		<p>① 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、ディスプレイスクリーン及び関連電子装置を有する製品であつて、主な機能として、一つ以上の入力を介したコンピュータ、ワークステーション又はサーバ、外部ストレージ、若しくはネットワーク接続からの視覚情報を表示するもの（コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ）とする。</p> <p>コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることを想定したものである。また、サイネージディスプレイ（タイルドディスプレイシステム構成されたものを含む。）は、通常、卓上での使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることを想定したものであつて、次のアからオの要件のうち、3つ以上を満たすものとする。</p> <p>ア 対角線画面サイズが30インチを超えるもの</p> <p>イ 最大公表輝度が1平方メートル当たり400カンデラ（400cd/m²）を超えるもの</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ …… 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
		<p>○ 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>○ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>○ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>		<p>ウ 画素密度が1平方インチ当たり7,000ピクセル（7,000ピクセル/in²）以下であるもの</p> <p>エ 搭載スタンドなしで出荷されるものであって、デスクトップ上のディスプレイを支えるよう設計される又は壁に垂直に取り付けるように構成されているもの</p> <p>オ RJ45 又は RS232 ポートを有するもの</p> <p>② 調達基準②、調達基準③及び備考③から備考⑦までにおいて使用する動作モードは、以下のとおり。ただし、オフモードを備えていない製品の場合は、調達基準③は適用しない。</p> <p>ア 「オンモード」とは、ディスプレイが稼働し、主な機能を提供しているモードをいう。</p> <p>イ 「スリープモード」とは、ディスプレイが一つ以上の主要ではない保護機能又は継続機能を提供する低電力モードをいう。なお、スリープモードは、以下の機能を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔スイッチ、タッチ機能、内部センサー又はタイマーを経由してオンモードにする。 ・ 時計を含む情報を提供する又は状態を表示する。 ・ センサー機能を維持する。 ・ ネットワークの存在を維持することができる。 <p>ウ 「オフモード」とは、ディスプレイが電力源に接続され、視覚情報を提供せず、かつ遠隔装置、内部信号又は外部信号により他のいかなるモードへも切り替えができないモードをいう。なお、ディスプレイは、使用者による統合型電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ、本モードを抜け出ることができる。また、一部の製品については、オフモードを持たないこともある。</p> <p>③ コンピュータモニタに係る年間消費電力量の算定方法は、次式による。</p> $E_{TEC} = 8.76 \times (0.35 \times P_{ON} + 0.65 \times P_{SLEEP})$ <p style="margin-left: 20px;">E_{TEC}：年間消費電力量（単位：kWh） P_{ON}：オンモード消費電力（単位：W）</p> <p>④ コンピュータモニタに係る最大年間消費電力量、自動明るさ調節許容値及びタッチ機能許容値の算定方法は、次式による。</p> <p>ア 最大年間消費電力量</p> $\text{最大年間消費電力量 (kWh)} = (E_{TEC_MAX} + E_{EP} + E_{ABC} + E_N + E_T + E_O + E_{HDR} + E_{USB}) \times \text{eff}_{AC_DC}$ <p style="margin-left: 20px;">E_{TEC_MAX}：表30-1（細17頁）により算定された最大消費電力量基準（単位：kWh） E_{EP}：下記イにより算定された性能強化ディスプレイに適用される許容値（単位：kWh） E_{ABC}：下記ウにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値（単位：kWh） E_N：完全なネットワーク接続性に適用される許容値 EN=2.9（kWh） E_T：下記エにより算定されたタッチ機能に適用される許容値（単位：kWh）</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
				<p> E_C：下記オにより算定された曲面ディスプレイに適用される許容値（単位：kWh） E_{HDR}：表30-2（細17頁）により算定されたHDRディスプレイに適用される許容値（単位：kWh） E_{USB}：USB Type-Cを有するディスプレイに適用される許容値 $E_{USB}=2.75$（kWh） $effAC_DC$：ディスプレイの給電で発生する交流・直流変換損失の標準補正係数であり、交流給電ディスプレイは1.0、標準直流ディスプレイは0.85 </p> <p> イ 性能強化ディスプレイ許容値 次の全ての要件を満たすコンピュータモニターについては、下式により算定された性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値を最大年間消費電力量に用いることができる。 </p> <ul style="list-style-type: none"> 画面カバーガラスの有無にかかわらず、平面画面では少なくとも85°から直角の水平視野角度において、曲面画面においては少なくとも83°から直角の水平視野角度において、最低60対1のコントラスト比であること 基本解像度は2.3メガピクセル以上であること 色域はCIE LUVの32.9%以上であること <p> $E_{EP} = ((1.70 \times ((G/100\%) - 0.52)) \times E_{TEC_MAX})$ G：色域でありCIE LUVを百分率で表したもの E_{TEC_MAX}：最大消費電力量基準（単位：kWh） </p> <p> ウ 自動明るさ調節許容値 自動明るさ調節が初期設定で可能なコンピュータモニタの場合、オンモード電力低減率RABCを算定し、RABCが20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値EABCを適用する。オンモード電力低減率RABC及び自動明るさ調節許容値EABCの算定方法は、次式による。 </p> <p> $R_{ABC} = 100 \times ((P_{300} - P_{12}) / P_{300})$ P_{300}：300lxの周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力（単位：W） P_{12}：12lxの周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力（単位：W） $E_{ABC} \text{ (kWh)} = 0.05 \times E_{TEC_MAX}$ E_{TEC_MAX}：最大消費電力量基準（単位：kWh） </p> <p> エ タッチ機能許容値 $E_T \text{ (kWh)} = 0.17 \times E_{TEC_MAX}$ E_{TEC_MAX}：最大消費電力量基準（単位：kWh） </p> <p> オ 曲面ディスプレイ許容値 $E_C \text{ (kWh)} = 0.15 \times E_{TEC_MAX}$ E_{TEC_MAX}：最大消費電力量基準（単位：kWh） </p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
				<p>⑤ サイネージディスプレイに係る最大オンモード消費電力の算定方法は、次式による。</p> $P_{ON_MAX} = (4.0 \times 10^{-5} \times L \times A) + 120 \times \tanh(0.0005 \times (A - 140.0) + 0.03) + 20$ <p>P_{ON_MAX}：最大オンモード消費電力（単位：W） A：可視画面面積（単位：平方インチ） L：最大測定輝度（単位：cd/m²）</p> <p>⑥ サイネージディスプレイに係るオンモード消費電力の要件及び自動明るさ調節許容値の算定方法は、次式による。</p> <p>ア オンモード消費電力の要件 オンモード消費電力（W）$\leq P_{ON_MAX} + P_{ABC} + P_{Module}$</p> <p>$P_{ON_MAX}$：最大オンモード消費電力（単位：W） P_{ABC}：下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値（単位：W） P_{Module}：組み込み又はプラグインモジュールを有するディスプレイに適用される許容値 $P_{Module} = 2.5(W)$</p> <p>イ 自動明るさ調節許容値 自動明るさ調節が初期設定で可能なサイネージディスプレイの場合、備考④イによりオンモード電力低減率RABCを算定し、RABCが20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値PABCを適用する。自動明るさ調節許容値PABCの算定方法は、次式による。</p> $P_{ABC}(W) = 0.05 \times P_{ON_MAX}$ <p>P_{ON_MAX}：最大オンモード消費電力（単位：W）</p> <p>⑦ サイネージディスプレイに係るスリープモード消費電力基準の算定方法は、次式による。なお、最大スリープモード消費電力及び各許容値は、下表による。</p> $\text{スリープモード消費電力基準} = P_{SLEEP_MAX} + P_N + P_{OS} + P_T$ <p>P_{SLEEP_MAX}：最大スリープモード消費電力（単位：W） P_N：完全なネットワーク接続性に適用される許容値（単位：W） P_{OS}：占有センサーに適用される許容値（単位：W） P_T：タッチ機能に適用される許容値（単位：W）</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考															
				<table border="1"> <caption>※ 画面サイズによるスリープモード消費電力基準及び各種消費電力</caption> <thead> <tr> <th>画面サイズ (インチ)</th> <th>$P_{s, PPF, MAX}$</th> <th>P_H (W)</th> <th>P_{T8} (W)</th> <th>P_T (W)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>画面サイズ ≤ 35</td> <td>0.5</td> <td>5.0</td> <td>0.8</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>画面サイズ > 35</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑧ 「特定の化学物質」の説明は、画像機器等の説明と同じ。 ⑨ 調達基準⑤については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用する。 ⑩ 「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、画像機器等の説明と同じ。 ⑪ 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。 ⑫ 消費電力等の特定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則(令和3年4月施行) 別表2-2(令和3年4月発効)」による。</p>	画面サイズ (インチ)	$P_{s, PPF, MAX}$	P_H (W)	P_{T8} (W)	P_T (W)	画面サイズ ≤ 35	0.5	5.0	0.8	0.3	画面サイズ > 35				1.5
画面サイズ (インチ)	$P_{s, PPF, MAX}$	P_H (W)	P_{T8} (W)	P_T (W)															
画面サイズ ≤ 35	0.5	5.0	0.8	0.3															
画面サイズ > 35				1.5															
	(4) 記録用メディア	※ ケースに下記の調達基準を適用 ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 A 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 B 厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ(スピンドルタイプなど)であること。 C バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 D 紙製にあっては、古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は伐採に当たって原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	100% (個数の割合)	① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。 ② 本項の調達基準の対象とする「記録用メディア」は、直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-REとする。 ③ 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。 ④ 「バイオマスプラスチック」の説明は、文具類と同じ。 ⑤ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明は、文具類と同じ。 ⑥ 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。															
7 オフィス機器等	(1) シュレッダー	① 待機時消費電力が1.5W以下であること。 ② 低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。 ○ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ○ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ○ 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されて ○ 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ○ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	100% (台数の割合)	① 次のいずれかに該当するものは、本項の調達基準の対象とする「シュレッダー」には含めない。 ・ 裁断モーターの出力が500W以上のもの ・ 裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの ② 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。 ③ 待機電力 → 電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。 ④ 低電力モード → 一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。 ⑤ オフモード → 一定時間が経過した後自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。 ⑥ 「特定の化学物質」の説明は、画像機器等の説明と同じ。 ⑦ 「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、画像機器等の説明と同じ。															

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考	
	(2) デジタル印刷機	<ul style="list-style-type: none"> ① エネルギー消費効率が表3-1（細18頁）に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 ② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ③ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、調達基準（1 紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。 		<ul style="list-style-type: none"> ① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。 ② デジタル印刷機 → デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。 ③ 「特定の化学物質」の説明は、画像機器等の説明と同じ。 ④ 「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、画像機器等の説明と同じ。 	
	(3) 掛時計	<ul style="list-style-type: none"> ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> A 太陽電池及び小型充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。 B 太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。 C 一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。 		<ul style="list-style-type: none"> ① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。 ② 本項の判断の基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。 ③ 一次電池の電池寿命はJIS B 7026による。 	
	(4) 電子式卓上計算機	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ② 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ③ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 		100% （個数の割合）	<ul style="list-style-type: none"> ① 本項の判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものである（ただし、関数電卓は除く。）。 ② 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。 ③ 「特定の化学物質」の説明は、画像機器等の説明と同じ。 ④ 「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、画像機器等の説明と同じ。
	電池	(5) 一次電池又は小形充電式電池		<ul style="list-style-type: none"> ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> A 一次電池にあつては、表3-2（細19頁）に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 B 小形充電式電池（二次電池）であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 本項の調達基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。 ② 「最低平均持続時間」又は「最小平均持続時間」は、JIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。
8 移動電話等	(1) 携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ① 携帯電話又はPHSにあつては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 ② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表3-3（細19頁）に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ③ 使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④ 回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ⑤ バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）。 ⑥ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報 ⑦ 製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及びバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、当該情報がウェブサイト等で 	100% （台数の割合）	<ul style="list-style-type: none"> ① 本項の調達基準の対象とする「携帯電話」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであつて、通常の行政事務の用に供するものをいう。 ② 本項の判断の基準の対象とする「PHS」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用PHS基地局に接続されずに内線等として、通常の行政事務の用に供するものをいう。 ③ 本項の判断の基準の対象とする「スマートフォン」とは、携帯電話又はPHSに携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウェブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。 ④ 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。 ⑤ 調達基準②については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。 ⑥ 調達基準③の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。 <ul style="list-style-type: none"> 回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。 ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの移動電話等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。 イ 回収が適切に行われるよう、移動電話本体に製品名及び事業 	
	(2) PHS				
	(3) スマートフォン				

環境物品等調達推進品目等一覧

○ …… 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備 考
		容易に確認できること。		<p>者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。</p> <p>ウ 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し使用済移動電話等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。</p> <p>マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。</p> <p>エ 金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。</p> <p>オ 部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。</p> <p>⑦ 判断の基準⑤の「製品製造終了後6年以上保有」については、スマートフォンにあっては、当該基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、「製品製造終了後3年以上保有」とする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。また、通信システムの切替等ともない、当該機器が継続的に使用できない場合には適用しないものとする。</p> <p>⑧ 「特定の化学物質」の説明は、画像機器等の説明と同じ。</p> <p>⑨ 「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、画像機器等の説明と同じ。</p> <p>⑩ 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>⑪ 「バイオマスプラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>⑫ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>⑬ 「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。</p> <p>⑭ 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。</p> <p>ア 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。</p> <p>イ マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。</p> <p>ウ 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。</p> <p>エ 移動電話端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
9 家電製品	電気冷蔵庫等 (1)電気冷蔵庫 (2)電気冷凍庫 (3)電気冷凍冷蔵庫	<p>① 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫にあっては、エネルギー消費効率が表3-4（細20頁）に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。</p> <p>ア 基準値1は、基準エネルギー消費効率率に100/105を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。</p> <p>イ 基準値2は、基準エネルギー消費効率の数値。</p> <p>② 電気冷凍庫にあっては、エネルギー消費効率が表3-4（細20頁）に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。</p> <p>ア 基準値1は、基準エネルギー消費効率率に100/110を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。</p> <p>イ 基準値2は、基準エネルギー消費効率の数値。</p> <p>③ 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>	100% (台数の割)	<p>① 次のア～エのいずれかに該当するものは、本項の調達基準の対象とする「電気冷蔵庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」には含まない。</p> <p>ア 業務の用に供するために製造されたもの</p> <p>イ 熱電素子を使用するもの</p> <p>ウ 吸収式のもの</p> <p>エ ワイン貯蔵が主な用途であるもの</p> <p>また、上記アからウのいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷凍庫」に含まれないものとする。</p> <p>② フロン類 → フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。</p> <p>③ 「特定の化学物質」の説明は、画像機器等の説明と同じ。</p> <p>④ 「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、画像機器等の説明と同じ。</p> <p>⑤ 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。</p>
	(4)テレビジョン受信機	<p>① 液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表3-5-1（細21頁）に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。</p> <p>ア 2K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率率に133/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。</p> <p>イ 2K以上4K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率率に112/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。</p> <p>ウ 4K以上の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率率に141/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。</p> <p>② 有機ELパネルを有するテレビジョン受信機（以下「有機ELテレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表3-5-1（細21頁）に示された区分の算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率率に122/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p> <p>③ リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。</p> <p>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>○ 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>○ 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>○ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>○ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>		<p>① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。</p> <p>② 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業用のもの ・ ブラウン管方式のもの ・ テレビジョン放送による国内基幹放送を受信することができないもの ・ 映像を表示する装置であって直視型でないもの ・ プラズマディスプレイ方式のもの ・ 受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの ・ ワイヤレス方式のもの ・ 電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの ・ 垂直方向の画素数が4,320 かつ水平方向の画素数が7,680 のもの（以下「8K」という。） <p>③ 「2K」とは、垂直方向の画素数が1,080 かつ水平方向の画素数が1,920 のものをいう。以下同じ。</p> <p>④ 「4K」とは、垂直方向の画素数が2,160 かつ水平方向の画素数が3,840 のものをいう。以下同じ。</p> <p>⑤ 調達基準③については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。</p> <p>⑥ 「特定の化学物質」の説明は、画像機器等の説明と同じ。</p> <p>⑦ 「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、画像機器等の説明と同じ。</p> <p>⑧ 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。</p> <p>⑨ 配慮事項の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040）等に準拠したものである。</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
				⑩ 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
	(5) 電気便座	① エネルギー消費効率が表3-6（細21頁）に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。		① 次のいずれかに該当するものは、本項の調達基準の対象とする「電気便座」には含めない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の給湯設備から温水の供給を受けるもの ・ 温水洗浄装置のみのもの ・ 可搬式のものうち、福祉の用に供するもの ・ 専ら鉄道車両等において用いるためのもの ・ 幼児用大便器において用いるためのもの ・ 暖房用の便座のみを有するもの
	(6) 電子レンジ	① エネルギー消費効率が表3-7（細21頁）に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ② 待機時消費電力が0.05W未満であること。 ③ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイトで容易に確認できること。		① 次のいずれかに該当するものは、本項の調達基準の対象とする「電子レンジ」には含めない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ガスオープンを有するもの ・ 業務の用に供するために製造されたもの ・ 定格入力電圧が200ボルト専用のもの ・ 庫内高さが135ミリメートル未満のもの ・ システムキッチンその他のものに組み込まれたもの ② 「特定の化学物質」の説明は、画像機器等の説明と同じ。 ③ 「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、画像機器等の説明と同じ。 ④ 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
10 エアコン ディショ ナー等	(1) 家庭用エアコンディショ ナー (2) 業務用エアコンディショ ナー	① 家庭用エアコンディショナーにあっては、エネルギー消費効率が表3-8-1（細21頁）に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 ② 業務の用に供するエアコンディショナーにあっては、基準値1は、アの要件を、基準値2はイの要件を満たすこと。ただし、ビル用マルチエアコンディショナーについては、アの要件を満たすこと又はイの要件及び③の要件を満たすことで基準値1の要件とする。 ア エネルギー消費効率が表3-8-2（細22頁）に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 イ エネルギー消費効率が表3-8-2（細22頁）に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値に88/100を乗じて小数点以下1行未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ③ 冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。 ④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイトで容易に確認できること。	100% （台数の割合）	① 台数には、リース・レンタル契約により新規導入する場合及び現在設置されている機器を変更して導入する場合を含む。 ② 次のいずれかに該当するものについては、本項の調達基準の対象とする「エアコンディショナー」には含めない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷房能力が28kW（747Btu/h）を超えるもの ・ 冷房の用にのみに供するもの、窓に設置される構造のもの及び壁を貫通して設置される構造のもの ・ 水冷式のもの ・ 圧縮用電動機を有しない構造のもの ・ 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの ・ 機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの ・ 専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの ・ スポットエアコンディショナー ・ 車両その他の輸送機関用に設計されたもの ・ 冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの ・ 高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの ・ 専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの ・ 床暖房又は給湯の機能を有するもの ・ 分離熱源型のマルチタイプのものうち冷房によって吸収された熱を暖房の熱源として用いるもの

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
				<p>③ 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。</p> <p>④ 「ビル用マルチエアコンディショナー」とは、分離型であってマルチタイプのもののうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるものをいう。</p> <p>⑤ 調達基準③については、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成27年経済産業省令第29号）第3条に規定する家庭用エアコンディショナー及び店舗・事務所用エアコンディショナーのうち、「エアコンディショナーの製造者等の判断の基準となるべき事項」（平成27年経済産業省告示第50号）により目標値及び目標年度が定められる製品（中央方式エアコンディショナーのうち遠心式の圧縮機を用いるものを除く。）に適用するものとする。なお、業務用エアコンディショナーのうち、ビル用マルチエアコンディショナーの基準値2の場合は、本項の調達基準を適用しない。</p> <p>⑥ 「地球温暖化係数」とは、地球温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。</p> <p>⑦ 「特定の化学物質」の説明は、画像機器等の説明と同じ。</p> <p>⑧ 「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、画像機器等の説明と同じ。</p> <p>⑨ 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。</p>
	(3) ガスヒートポンプ式冷暖房機	<p>① 期間成績係数が、1.07以上であること。</p> <p>② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p>		<p>① 本項の調達基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が、7.1kWを超え28kW未満のものとする。</p> <p>② 期間成績係数については、JIS B 8627に規定する方法により算出するものとする。</p> <p>③ 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。</p> <p>④ 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。</p> <p>⑤ 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950に準ずるものとする。</p>
	(4) ストープ	<p>① ガスストーブにあつては、エネルギー消費効率が表39-1（細22頁）に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>② 石油ストーブにあつては、エネルギー消費効率が表39-2（細22頁）に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出された値を下回らないこと。</p>		<p>① 本項の調達基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これには含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開放式のもの ・ ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第25条第3項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの。 ・ 半密閉式ガスストーブ

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
				<ul style="list-style-type: none"> 最大の燃料消費量が、4.0L/hを超える構造の半密閉式石油ストーブ 最大の燃料消費量が、2.75L/hを超える構造の密閉式石油ストーブ
11 温水器等	(1) ヒートポンプ式電気給湯器	<ol style="list-style-type: none"> ① 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準基準エネルギー消費効率が表40（細23頁）に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ② 業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、成績係数が3.20以上であること。 ③ 冷媒にフロン類が使用されていないこと。 		<ol style="list-style-type: none"> ① 品目(2)～(4)については、「省エネ性マーク（緑色）」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。 ② 台数には、リース・レンタル契約により新規導入する場合及び現在設置されている機器を変更して導入する場合を含む。 ③ 暖房の用に供することができるものは、調達基準①の対象とする「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。 ④ 業務用ヒートポンプ式電気給湯器の成績係数の算出方法は、JRA4060:2018に準ずるものとし、次式による。 年間加熱効率＝年間加熱量/年間消費電力量 年間加熱量：各期（夏期、中間期、冬期、着霜期）の1日当たりの加熱量に対象日数を乗じた値の年間合計 年間消費電力量：各期（夏期、中間期、冬期、着霜期）の1日当たりの消費電力量に対象日数を乗じた値の年間の合計 ⑤ 「フロン類」の説明は、家電製品と同じ。 ⑥ 調達基準③は、「業務用ヒートポンプ式電気給湯器」については適用しないものとする。ただし、冷媒にオゾン層を破壊する物質は使用されていないこととする。
	(2) ガス温水機器	<ol style="list-style-type: none"> ① 潜熱回収型ガス温水機器にあっては、エネルギー消費効率が90以上であること。 ② 潜熱回収型ガス温水機器以外にあっては、エネルギー消費効率が表41（細23頁）に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 		<ol style="list-style-type: none"> ① 次のいずれかに該当するものは、本項の調達基準の対象とする「ガス温水機器」には含めない。 <ul style="list-style-type: none"> 貯蔵式湯沸器 業務の用に供するために製造されたもの ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの。 浴室内に設置する構造のガスふろがままであって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの
	(3) 石油温水機器	<ol style="list-style-type: none"> ① 潜熱回収型ガス温水機器にあっては、エネルギー消費効率が90以上であること。 ② 潜熱回収型ガス温水機器以外にあっては、エネルギー消費効率が表42（24頁）に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 		<ol style="list-style-type: none"> ① 次のいずれかに該当するものは、本項の調達基準の対象とする「石油温水機器」には含めない。 <ul style="list-style-type: none"> ポット式バーナー付きふろがま 業務の用に供するために製造されたもの 薪材を燃焼させる構造を有するもの ゲージ圧力0.1MPaを超える温水ボイラー
	(4) ガス調理機器	<ol style="list-style-type: none"> ① こんろ部にあっては、表43-1（細24頁）に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ② グリル部にあっては、表43-2（細24頁）に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した値を上回らないこと。 ③ オープン部にあっては、表43-3（細25頁）に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した値を上回らないこと。 		<ol style="list-style-type: none"> ① 次のいずれかに該当するものは、本項の調達基準の対象とする「ガス調理機器」には含めない。 <ul style="list-style-type: none"> 業務の用に供するために製造されたもの ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの ガスグリル ガスクッキングテーブル ガス炊飯器 カセットこんろ

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
12 照明	(1) LED照明器具	<p>① 投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 基準1は、固有エネルギー消費効率が表4-4-1（細25項）に示された基準を満たすこと。又は、固有エネルギー消費効率が表4-4-2（細25項）に示された基準を満たし、かつ、初期照明度補正制御、人感センサー制御、あかるさセンサー制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。</p> <p>イ 基準2は、固有エネルギー消費効率が表4-4-2（細25項）に示された基準を満たすこと。</p> <p>ウ 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。</p> <p>② 投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 固有エネルギー消費効率が表4-5（細25頁）に示された基準を満たすこと。</p> <p>イ 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。</p> <p>③ LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。</p> <p>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p>		<p>① 調達基準の対象とする「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。</p> <p>ただし、従来の蛍光灯で使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。</p> <p>また、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）」に定める誘導灯又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126の5に定める非常用の照明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は、LED照明器具には含まれないものとする。</p> <p>② LED照明器具の「LED照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。</p> <p>③ 「平均演色評価数Ra」は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）及びJIS C 8152-2（照明用白色白色発光ダイオード（LED）の測光方法—第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン）に既定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。</p> <p>④ 本項のLED照明器具の「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。</p> <p>⑤ LED照明器具の「LEDモジュール寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8105-5:2011（照明器具—第5部：配光測定方法）に準ずるものとする。</p> <p>⑥ LED照明器具の配光測定方法については、JIS C 8105-5:2011「照明器具—第5部：配光測定方法」に準ずるものとする。</p> <p>⑦ 「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源によって文字等を照らす表示板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）」に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。</p> <p>⑧ LEDを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50%まで減衰するまでの時間とする。</p> <p>⑨ 各機関は、安全管理・品質管理が十分なされたものを比較検討の上、選択するよう留意すること。</p> <p>⑩ 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。</p> <p>⑪ 「特定の化学物質」の説明は、画像機器等の説明と同じ。</p> <p>⑫ 「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、画像機器等の説明と同じ。</p>
	(2) LEDを光源とした内照式表示灯	<p>① 定格寿命は30,000時間以上であること。</p> <p>② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p>		
	ランプ	(3) 蛍光灯ランプ（直管型：大きさの区分 40形直管蛍光灯ランプ）	<p>① 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 高周波点灯専用型（Hf）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア エネルギー消費効率はランプ効率で100lm/W以上であること。</p> <p>イ 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。</p>	

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
	<p>ブ)</p> <p>(4)電球形状のランプ</p>	<p>ウ 管径は25.5(±1.2)mm以下であること。 エ 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 オ 定格寿命は10,000時間以上であること。 B ラビッドスタート形又はスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと。</p> <p>ア エネルギー消費効率ランプ効率が85lm/W以上であること。 イ 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ 管径は32.5(±1.5)mm以下であること。 エ 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 オ 定格寿命は10,000時間以上であること。</p> <p>① 次のいずれかの要件を満たすこと。 A 電球形LEDランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア 口金の種類がE26、E17又はGX53の場合は、表4-6-1(細25頁)に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。 イ 上記ア以外の場合は、ランプ効率が表4-6-2(細26頁)に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。 ウ 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 エ 定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。 B 電球形LEDランプである場合は、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 C 電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア エネルギー消費効率が表4-6-3(細26頁)に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ 水銀封入量は製品平均4mg以下であること。 ウ 定格寿命は6,000時間以上であること。</p>		<p>② 「口金の種類がE26、E17又はGX53」とは、JIS C 8158(一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧50V超))に規定する口金の種類を表す記号が「E26、E17又はGX53」であるものをいう。</p> <p>③ 「平均演色評価数Ra」は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)に既定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。</p> <p>④ 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。</p> <p>⑤ 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球形以外の光を発するものは、本項の「蛍光ランプ」及び「電球形状のランプ」に含まれないものとする。</p> <p>⑥ 「電球形LEDランプ」とは、一般照明として使用する白色LED使用の電球形状のランプとする。</p> <p>⑦ 電球形LEDランプの「定格寿命」とは、光源初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第3部:光束維持率の測定方法)に準じるものとする。</p> <p>⑧ 電球形蛍光ランプの「定格寿命」とは、ランプが点灯しなくなるまでの総点灯時間又は全光束が初期値の60%に下がるまでの総点灯時間のいずれか短いものとする。また、その測定方法は、JIS C 7620-2(一般照明用電球形蛍光ランプ-第2部:性能仕様)の定格寿命に準ずるものとする。</p> <p>⑨ 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類のうち、商品類型No.150「電球形LEDランプVersion1」に係る認定基準をいう。</p>
13 自動車等	自動車等	<p>(1)乗用車 (2)小型バス (3)小型貨物車 (4)バス等 (5)トラック等 (6)トラクタ</p> <p>① 乗用車にあっては、電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表4-7-1(細26頁)に示された区分の排出ガス基準(ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。)に適合するとともに、表4-7-2(細27頁)に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考②に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。</p> <p>② 小型バスにあっては、基準1はアを、基準2はイを満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表4-7-1(細26頁)に示された区分の排出ガス基準に適合すること。 ア 電動車等であること。 イ 次世代自動車であること又は表4-7-3(細27頁)に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>③ 小型貨物車にあっては、基準1はアを、基準2はイを満たすこと。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、これに加えて表4-7-1(細26頁)に示された区分の排出ガス基準に適合すること。 ア 電動車等であること。 イ 次世代自動車であること又は利用する燃料に対応した表4-7-4-1(細28頁)、表4-7-4-2(細29頁)及び表4-7-4-3(細30頁)に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>④ バス等にあっては、基準1はアを、基準2はイを満たすこと。 ア 電動車等であること。 イ 次世代自動車であること又は表4-7-5(細30頁)に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p>	<p>乗用車: 100%(台数の割合) その他: 100%(基準値1、基準値2それぞれの台数の割合)</p>	<p>① 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)とする。</p> <p>② 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。</p> <p>③ 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。</p> <p>④ 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。</p> <p>⑤ 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。</p> <p>⑥ 「乗用車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。</p> <p>⑦ 「小型バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車をいう。</p> <p>⑧ 「小型貨物車」とは、車両総重量3.5t以下の貨物自動車をいう。</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
		<p>準値を満たすこと。</p> <p>⑤ トラック等にあつては、基準1はアを、基準2はイを満たすこと。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表4-7-6（細30頁）に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>⑥ トラクタにあつては、基準1はアを、基準2はイを満たすこと。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表4-7-7（細30頁）に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p>		<p>⑨ 「バス等」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車をいう。</p> <p>⑩ 「トラック等」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。</p> <p>⑪ 「トラクタ」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。</p> <p>⑫ 乗用車に係る燃費基準値（WLTCモード燃費値）の算定方法は、次式による。 $FE = (-2.47 \times 10 - 6 \times M2 - 8.52 \times 10 - 4 \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta$ ($M < 2,759\text{kg}$) $FE = 9.5 \times \alpha \times \beta$ ($M \geq 2,759\text{kg}$) FE: 燃費基準値 (km/L) (小数点以下第1位未満を四捨五入) M: 車両重量 (kg) α: 燃費基準達成率であつて0.6 β: 燃料がガソリンの場合は1.0、軽油の場合は1.1、LPガスの場合は0.74</p>
タイヤ	(2) 乗用車用タイヤ	<p>① 次の要件を満たすこと。 ア. 基準値1は、転がり抵抗係数が7.7以下であること。 イ. 基準値2は、転がり抵抗係数が9.0以下であること。</p> <p>② スパイクタイヤでないこと。</p>	100% (基準値1、基準値2それぞれの本数の割合)	<p>① 本項の調達基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であつて、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。</p> <p>② 「転がり抵抗係数」の試験方法は、ISO 28580による。</p> <p>③ 判断の基準①については、ISO 23671に基づき基準タイヤ対比によるウェットグリップ指数を算出し、100倍したウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。</p> <p>④ 調達基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もつて国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律」（平成2年法律第55号）の趣旨を踏まえたものである。</p>
エンジン油	(3) 2サイクルエンジン油	<p>① 生分解度が28日以内で60%以上であること。</p> <p>② 魚類による急性毒性試験の96時間LC50値が100mg/L以上であること。</p>	100% (%の割合)	<p>① 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d windowを適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン <ul style="list-style-type: none"> ・ 301B（CO2発生試験） ・ 301C（修正MITI (I) 試験） ・ 301F（Manometric Respirometry試験） ※ ASTM（アメリカ材料試験協会） <ul style="list-style-type: none"> ・ D5864（潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法） ・ D6731（密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法） <p>② 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ JIS <ul style="list-style-type: none"> ・ K 0102（工場排水試験方法） ・ K 0420-71 シリーズ（10, 20, 30） （水質—淡水魚〔ゼブラフィッシュ（真骨類、コイ科）〕に対する化学物質の急性毒性の測定—第1部：止水法、第2部：半止水法、第3部：流水法） ※ OECD（経済協力開発機構） <ul style="list-style-type: none"> ・ 203（魚類急性毒性試験）

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
				なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081（水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法：サンプル準備及び結果解釈）の方法などを参考に調製されたWAF（水適応性画分）やWSF（水溶解性画分）を試料として使ってもよい。この場合、96時間LL50値が100mg/l以上であること。
14 消火器	(1) 消火器	<p>① 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>A 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。</p> <p>イ 製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>B エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>	100% (本数の割合)	<p>① 調達基準の対象とする「消火器」は、粉末（ABC）消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年9月17日自治省令第27号）による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。）とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。</p> <p>② 調達基準Bの「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.127「消火器 Version2」に係る認定基準をいう。</p>
15 制服・作業服等	(1) 制服 (2) 作業服	<p>① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>ウ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>エ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>オ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>カ エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>	100% (着数の割合)	<p>① 再生PET樹脂</p> <p>→ PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの</p> <p>② 繊維部分全体重量</p> <p>→ 製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。</p> <p>なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。</p> <p>③ 故繊維</p> <p>→ 使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。</p> <p>④ 故繊維から得られるポリエステル繊維</p> <p>→ 故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。</p> <p>⑤ 未利用繊維</p> <p>→ 紡績時に発生する短繊維（リントー等）等を再生した繊維をいう。</p> <p>⑥ 反毛繊維</p> <p>→ 故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。</p> <p>⑦ 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。</p> <p>ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。</p> <p>イ 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ</p>
	(3) 帽子	<p>① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルさ</p>	100% (点数の割合)	

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
		<p>れるためのシステムがあること。</p> <p>ウ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>エ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>オ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>		<p>グ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。</p> <p>「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。</p> <p>ウ 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。</p> <p>エ 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。</p> <p>⑧ 制服及び作業服に係る判断の基準力の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.103「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。</p> <p>⑨ 甲材 → JIS S 5050（革靴）の付表1「各部の名称」のつま革、飾革、腰革、べろ、一枚甲及びバックステーの部分に該当する部位材料をいう。</p> <p>⑩ 「バイオマスプラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>⑪ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>⑫ バイオベース合成ポリマー含有率 → 繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。</p> <p>⑬ 調達を行う各機関は、制服又は作業服のクリーニング等を行う場合には、次の事項に十分留意すること。 ア クリーニングに係る判断の基準（クリーニング参照）を満たす事業者を選択すること。 イ JIS L 0217又はJIS L 0001（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。</p> <p>⑭ 医療業務従事用は、本項の調達基準の対象とする「作業服」には含めない。</p>
	(4)靴	<p>① 甲部に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ただし、甲材の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>イ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>ウ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>○ 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>○ 製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p> <p>○ 甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、バイオマスプラスチック又は合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、可能な限り使用されていること。</p> <p>○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>		
16 インテリア・寝装寝具	カーテン等	<p>(1)カーテン (2)布製ブラインド</p> <p>① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>ウ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体</p>	100% (枚数の割合)	<p>① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。</p> <p>② 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>③ 「繊維部分全体重量」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>④ 「故繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>⑤ 「故繊維から得られるポリエステル繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>⑥ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>⑦ 「バイオベース合成ポリマー含有率」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>⑧ 日射反射率の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度L*の測定及び算出方法は、JIS Z 8781-4にそれぞれ準ずるものとする。</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考								
		重量比で10%以上使用されていること。 エ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 オ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		表 日射反射率の基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>明度L*値</th> <th>日射反射率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70.0以下</td> <td>40.0</td> </tr> <tr> <td>70.0超80.0以下</td> <td>50.0</td> </tr> <tr> <td>80.0超</td> <td>60.0</td> </tr> </tbody> </table>	明度L*値	日射反射率(%)	70.0以下	40.0	70.0超80.0以下	50.0	80.0超	60.0
明度L*値	日射反射率(%)											
70.0以下	40.0											
70.0超80.0以下	50.0											
80.0超	60.0											
	(3) 金属製ブラインド	① 日射反射率が右欄の表に示された数値以上であること。										
カーペット	(4) タイルカーペット	① 基準値1はア及びイの要件を、基準値2はイの要件を満たすこと。 ア 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ 未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ○ 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	100% (面積の割合)	① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。 ② 「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。 ③ 「故繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ④ 「故繊維から得られるポリエステル繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ⑤ 再生材料 → 使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。） ⑥ 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。 ⑦ 「バイオマスプラスチック」の説明は、文具類と同じ。 ⑧ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明は、文具類と同じ。 ⑨ 「バイオベース合成ポリマー含有率」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ⑩ 「未利用繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ⑪ 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。」とは、次の要件を満たすことをいう。 「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。 ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。 イ 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。 ウ 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。 エ 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。 ⑫ タイルカーペットに係る調達基準の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040）等に準拠したものとす。								
	(5) ニードルパンチカーペット	① ニードルパンチカーペットにあつては、ア又はイの要件を、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあつてはアの要件を満たすこと。 ア 未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 イ 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 A 植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 B 植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ○ 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。										
	(6) タフテッドカーペット											
	(7) 織じゅうたん											

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
	毛布等	(8) 毛布 ① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ウ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ○ 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ○ 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。	100% （枚数の割合）	① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。 ② 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ③ 「繊維部分全体重量」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ④ 「故繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ⑤ 「故繊維から得られるポリエステル繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ⑥ 「未利用繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ⑦ 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。 ⑧ ふとんの調達基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等の布団に充填されているものをいう。 ⑨ 「繊維部分全体重量比」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ⑩ ふとんの判断基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等の布団に充填されているものをいう。 ⑪ 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」の説明は、カーペットと同じ。 ⑫ 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。
	(9) ふとん	① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 A 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 B 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 C 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 イ 使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で80%以上使用されていること。 ○ 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ○ 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。		
	(10) ベッドフレーム	① 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合はA、木質の場合はB、紙の場合はCの要件を満たすこと、又はDの要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はBア、イ及びウ、紙が含まれる場合はCイの要件をそれぞれ満たすこと。 A 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 B 次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 エ 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m ³ h以下又はこれと同等のものであること。	100% （台数の割合）	① 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の調達基準の対象とする「ベッドフレーム」には含まない。 ② 高度医療に用いるもの（手術台、ICUベッド等）については、本項の調達基準の対象とする「マットレス」には含まない。 ③ 「フロン類」の説明は、家電製品と同じ。 ④ 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。 ⑤ 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ⑥ 「繊維部分全体重量」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ⑦ 「故繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ⑧ 「故繊維から得られるポリエステル繊維」の説明は、制服・作業

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考				
		<p>C 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>ウ 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>D エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>		<p>服等と同じ。</p> <p>⑨ 「放散速度が、0.02mg/m³以下と同等のもの」とは、次によるものとする。</p> <p>ア 対応したJIS又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1102に適合する住宅用普通ベッドは、本基準を満たす。</p> <p>イ 上記ア、以外の木質材料については、JIS A 1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。</p> <table border="1" data-bbox="1552 443 1883 491"> <thead> <tr> <th>平均値</th> <th>最大値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5mg/L</td> <td>0.7mg/L</td> </tr> </tbody> </table>	平均値	最大値	0.5mg/L	0.7mg/L
平均値	最大値							
0.5mg/L	0.7mg/L							
	(11) マットレス	<p>① 詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>イ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>ウ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>② フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。</p> <p>③ 材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。</p> <p>④ ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p>	<p>100% (枚数の割合)</p>	<p>⑩ 「バイオマスプラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>⑪ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>⑫ 「バイオベース合成ポリマー含有率」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>⑬ フェルト</p> <p>→ 綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く）。</p> <p>⑭ 「未利用繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>⑮ 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。</p> <p>⑯ ベッドフレームに係る調達基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の調達基準の対象とする品目に含まれないものとする。</p> <p>⑰ ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が調達基準を満たすこと。</p> <p>⑱ ベッドフレームに係る調達基準Bイについては、クリーンウッド法の対象物品に適用することとする。</p> <p>⑲ ベッドフレームに係る調達基準Cウについては、クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しないこととする。</p> <p>⑳ ベッドフレームに係る判断の基準Dの「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.130「家具 Version2」に係る認定基準をいう。</p> <p>㉑ 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。</p> <p>ア クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行う</p>				

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考	
				<p>ものとする。</p> <p>イ クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。</p> <p>ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。</p> <p>㉗ 品目(8)～(11)については、リース・レンタル契約により新規導入する場合及び現在設置されているものを変更して導入する場合を含む。</p>	
17 作業手袋	(1)作業手袋	<p>㉑ 主要材料が繊維（天然繊維及び化学繊維）の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、製品全体（すべり止め塗布加工部分を除く。）重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>イ ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く）で50%以上使用されていること。</p> <p>ウ 未利用繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p>エ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p>	100% （枚数の割合）	<p>① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。</p> <p>② 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服等と同じ。</p> <p>③ ポストコンシューマ材料 → 製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。</p> <p>④ 環境負荷低減効果が確認されたもの → 製品のライフサイクル全体にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>⑤ バイオベース合成ポリマー含有率 → 製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。</p> <p>⑥ 「バイオマスプラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p>	
18 その他繊維製品	テント・シート類	(1)集会用テント	<p>㉑ 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>ウ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>エ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>オ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再生利用又は再生</p>	100% （点数の割合）	<p>① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。</p> <p>② 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服と同じ。</p> <p>③ 再生ポリエチレン → 使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものを用いる（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。</p> <p>④ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全体にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>⑤ 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。</p> <p>⑥ 「回収及び再生利用又は再生利用のためのシステムがあること。」とは、次の要件を満たすことをいう。 「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。 ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
		利用のためのシステムがあること。		
	(2)ブルーシート	① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること。		造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
	(3)防球ネット	① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ウ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 エ 再生ポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 オ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。		イ 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。 「再生使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。 ウ 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。 エ 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。 ⑦ 「繊維部分全体重量」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ⑧ 「故繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ⑨ 「故繊維から得られるポリエステル繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。
	(4)旗 (5)のぼり (6)幕	① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ウ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 エ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 オ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		① 本項の調達基準の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。 ② 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服と同じ。 ③ 「故繊維」の説明は、制服・作業服と同じ。 ④ 「故繊維から得られるポリエステル繊維」の説明は、制服・作業服と同じ。 ⑤ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。 ⑥ 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」の説明は、テント・シート類と同じ。 ⑦ 「繊維部分全体重量」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ⑧ 「故繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ⑨ 「故繊維から得られるポリエステル繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。
	(7)モップ	① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 イ 製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。 ○ 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。		① 「繊維部分全体重量」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ② 「未利用繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ③ リサイクル繊維 → 反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考										
				④ 「反毛繊維」の説明は、制服・作業服等と同じ。 ⑤ 「再生材料」の説明は、インテリア・寝装寝具類と同じ。 ⑥ 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。」とは、次の要件を満たすことをいう。 「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。 ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。 イ 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。 ウ 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。 エ 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。 ⑦ 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。										
19 設備	(1)太陽光発電システム (公共・産業用)	① 太陽電池モジュールのセル実行変換効率が右欄の表に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。 ② 太陽電池モジュール及び周辺機器について、表4-8-2（細31頁）に示された項目について、情報が開示され、ウェブサイト等により、容易に確認できること。 ③ 発電電力量等が確認できるものであること。 ④ 太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持パワーコンディショナについては、定格負荷効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。 ⑤ 太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。 ⑥ 太陽電池モジュールについては、表4-8-1（細31頁）に掲げた環境配慮設計の事前評価が行われており、その内容が確認できること。 ⑦ 太陽電池モジュールについては、表4-8-1（細31頁）に掲げた環境配慮設計の事前評価が行われており、その内容が確認できること。 ⑧ 修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計がなされていること。	100% (点数の割合)	表 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基準変換効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリコン単結晶系太陽電池</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン多結晶系太陽電池</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン薄膜系太陽電池</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>化合物系太陽電池</td> <td>12.0%</td> </tr> </tbody> </table> ① 調達基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。 ② 「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。 $\text{セル実効変換効率} = \text{モジュールの公称最大出力} / (\text{太陽電池セルの合計面積} \times \text{放射照度})$ $\text{太陽電池セルの合計面積} = 1 \text{セルの全面積} \times 1 \text{モジュールのセル放射照度} = 1000\text{W/m}^2$ 1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。 ③ 「定格負荷効率」「部分負荷効率」はJIS C 8961に準拠して算出するものとする。 ④ 太陽電池モジュールの設計適格性確認及び形式認定についてはJIS C 61215-1、JIS C 61215-2、JIS C 61730-1、JIS C 61730-2に加え、セルの形式に合わせてJIS C 61215-1-1～JIS C 61215-1-4のうち一つに準拠するものとする。 ⑤ 調達基準⑧の「長期使用が可能となる設計」とは、自社の同等の性能を有する従来機種と比較して、部品・材料の耐久性の向上、消	区 分	基準変換効率	シリコン単結晶系太陽電池	16.0%	シリコン多結晶系太陽電池	15.0%	シリコン薄膜系太陽電池	8.5%	化合物系太陽電池	12.0%
区 分	基準変換効率													
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%													
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%													
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%													
化合物系太陽電池	12.0%													

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
				<p>耗品や部品の交換性の向上、保守・修理の容易化等を図るための設計がなされることにより、太陽光発電システムの長期使用を促すことをいう。ただし、架台等の従来機種と比較して耐久性の向上等を確認することが困難な場合は当該評価項目を除く。なお、長期使用のための保守点検・修理、維持管理に係る範囲、体制及び内容に関する情報提供については、調達基準②において担保すること。</p> <p>⑥ 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。</p> <p>ア 発電量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表4-8-2（細31頁）の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。</p> <p>イ 調達にあたっては、発電にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては太陽光発電システムの長期使用等を踏まえつつ、架台の部分が過剰に大きくなることを避けるなど適切な設計を行うこと。</p> <p>ウ 太陽光発電システムの導入にあたっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあつては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。</p> <p>エ 調達にあつては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要な情報（製造事業者が有する情報を含む。）を、設置事業者を通じて把握すること。</p> <p>オ 太陽光発電システムの更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化の観点から、蓄電池設備の導入について検討を行うこと。</p> <p>カ 太陽光発電システムによる長期安定的かつ効率的な発電が可能となるよう、適切に保守点検・修理及び維持管理を実施すること。また、必要に応じ、設備の更新について検討を行うこと。</p> <p>キ 使用済みの太陽光発電システムを撤去・廃棄する場合は、資源循環の観点から再使用又は再生利用に努めることとし、再使用又は再生利用できない部分については、重金属等有害物質の含有情報等を踏まえ、その性状等に応じた適正な処理を行うこと。</p>
	(2) 太陽熱利用システム (公共・産業用)	<p>① 日集熱効率が次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 基準1は、表4-8-3（細32頁）の基準1の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。</p> <p>イ 基準2は、表4-8-3（細32頁）の基準2の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。</p> <p>② 集熱器及び周辺機器について、表4-8-4（細32頁）に示された項目が、ウェブサイト等により容易に確認できること。</p>		<p>① 調達基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。</p> <p>② 「日集熱効率」とは、集熱器の1日の単位面積当たりの集熱量（集熱媒体平均温度から、周囲温度を差し引いた値が10Kかつ日射量が20,000kJ/(㎡・日)であるときの値をJIS A4112に準拠して算出したもの）を、集熱器総面積に入射する単位面積当たりの太陽放射エネルギー又はソーラーシミュレーターによって受けるエネルギーの1日の積分値で除した値をいう。</p> <p>③ 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。</p> <p>ア 集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表4-8-4（細32頁）の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。</p> <p>イ 調達にあつては、集熱にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考							
				<p>ウ 太陽熱利用システムの導入に当たっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。</p> <p>エ 調達に当たっては、設置事業者が設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を設置事業者を通じて把握すること。</p>							
(3) 節水器具	<p><共通事項></p> <p>① 電気を使用しないこと。</p> <p>② 吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p> <p><個別事項></p> <p>① 節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。 ア ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。 イ ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。</p> <p>② 定流量弁にあっては、次の要件を満たすこと。 ア 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は8L/分以下であること。 イ 流量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 ウ 定流量弁1個は、水栓1個に対応していること。</p> <p>③ 泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。 ア 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。 イ 水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において5L/分以上の吐水流量であること。</p> <p>④ 流量調整弁にあっては、次の要件を満たすこと。 ア 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の80%以下であること。 イ 水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。 ウ 流量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。</p>	100% (個数の割合)	<p>① 「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。</p> <p>② 本項の調達基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径13の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。また、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えるものであること。</p> <p>③ 定流量弁 一 弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁をいう。</p> <p>④ 本項の調達基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁とする。</p> <p>⑤ 本項の調達基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアを混入することにより、節水が図れるキャップとする。</p> <p>⑥ 「流量調整弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものであって、止水栓より吐水口側に設置することにより節水が図れる弁をいう。</p> <p>⑦ 判断の基準<個別事項>①の吐水流量の試験方法は、JIS B 2061の吐水流量試験に準ずるものとする。</p> <p>表 流量調整弁に係る機器設置場所別の吐水流量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器設置場所</th> <th>吐水流量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洗面所</td> <td>5L/分</td> </tr> <tr> <td>台所・調理場</td> <td>5L/分</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>8L/分</td> </tr> </tbody> </table>	機器設置場所	吐水流量	洗面所	5L/分	台所・調理場	5L/分	シャワー	8L/分
機器設置場所	吐水流量										
洗面所	5L/分										
台所・調理場	5L/分										
シャワー	8L/分										
(4) 給水栓	<p>① 節水コマ内蔵水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。 イ ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。 ウ 電気を使用しないこと。</p> <p>② 定流量弁内蔵水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は8L/分以下であること。 イ 流量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。</p>	100% (個数の割合)	<p>① 「節水コマ内蔵水栓」とは、給水栓において、節水を目的として製作されたコマを内蔵した水栓をいう。普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。</p> <p>② 「定流量弁内蔵水栓」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のもの内蔵した水栓をいう。</p> <p>③ 「泡沫機能付水栓」とは、水流にエアを混入することにより、節水が図れる水栓をいう。</p> <p>④ 「時間止め水栓」とは、設定した時間に達すると自動的に止水す</p>								

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
		<p>されていること。</p> <p>ウ 電気を使用しないこと。</p> <p>③ 泡沬機能付水栓にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沬キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。</p> <p>イ 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において 5L/分以上の吐水流量であること。</p> <p>ウ 電気を使用しないこと。</p> <p>④ 時間止水水栓にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 設定した時間に達すると自動的に止水すること。</p> <p>イ 次の性能を有していること。</p> <p style="padding-left: 20px;"> (設定時間-実時間) / 設定時間 ≤ 0.05</p> <p>⑤ 定量止水水栓にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 次の性能を有していること。</p> <p style="padding-left: 20px;"> (設定吐水量-実吐水量) / 設定吐水量 ≤ 0.2</p> <p>イ 電気を使用しないこと。</p> <p>⑥ 自動水栓（自己発電機構付）にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は 2 秒以内であること。</p> <p>イ 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が 5L/分以下であること。</p> <p>ウ 単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。</p> <p>⑦ 自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は 2 秒以内であること。</p> <p>イ 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が 5L/分以下であること。</p> <p>⑧ 手元止水機構を有する水栓にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 吐水切換機能、流量及び温度の調節機能から独立して吐水及び止水操作ができる機構を有していること。</p> <p>イ ボタンやセンサーなどのスイッチによって使用者の操作範囲内で吐水及び止水操作だけができること。</p> <p>⑨ 小流量吐水機構を有する水栓にあっては、吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 流水中に空気を混入させる構造を持たないものにおいて、0.6N以上であること。</p> <p>イ 流水中に空気を混入させる構造を持つものにおいて、0.55N 以上であること。</p> <p>⑩ 水優先吐水機構を有する水栓にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造であること。</p> <p>イ 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平で、かつ、レバーハンドルが水平から</p>		<p>る水栓をいう。</p> <p>⑤ 「定量止水水栓」とは、浴槽などへの貯水及び貯湯に用い、ハンドルで設定した所定の水量で自動的に止水する水栓をいう。</p> <p>⑥ 「自動水栓」とは、光電式などのセンサー、電磁弁などを組み込み、自動的に開閉する給水栓をいう。なお、水用と湯用があり、また、自己発電機構により作動するものとAC100Vの電源又は乾電池を使用するものがある。</p> <p>⑦ 「節湯水栓」とは、サーモスタット湯水混合水栓（あらかじめ温度調整ハンドルによって吐水温度を設定することにより、湯水の圧力及び温度変動などがあつた場合でも、湯水の混合量を自動的に調整し、設定温度の混合水を供給する機構を組み込んだ湯水混合水栓）、ミキシング湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水温度の調整ができる湯水混合水栓）又はシングル湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水、止水、吐水流量及び吐水温度の調節ができる湯水混合水栓）であつて、流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にあり湯の使用量を削減できる水栓をいい、手元止水機構を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓、又は水優先吐水機構を有する水栓などの型式を総称するもの。</p> <p>⑧ 「手元止水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓であつて、使用者の操作範囲内で吐水及び止水ができる水栓（シャワー部を含む。）</p> <p>⑨ 「小流量吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓において小流量吐水性能を持つ水栓シャワー部を含む。）をいう。</p> <p>⑩ 「水優先吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓及び洗面水栓において、意図しない操作による湯の使用を削減する水栓をいう。</p> <p>⑪ 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。</p> <p>⑫ 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061 の定量止水性能試験に準ずるものとする。</p> <p>⑬ 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5 回測定した平均とする。</p> <p>⑭ 調達する各機間は、湯用の自動水栓の調達に当たって、水道直圧式（瞬間式）のガス給湯器・石油給湯器では湯側流量が着火流量に満たない可能性があることに十分留意すること。</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
		上方45°までの角度で湯が吐出しない構造であること。 ウ 湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造であること。		
	(5)日射調整フィルム	① 日射調整フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。 ア 遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。 イ 熱貫流率は5.9W/(m ² ・K)未満であること。	100% (面積の割合)	① 日射調整フィルム → 建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。 ② 低放射フィルム → 建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、断熱機能を持ったフィルムをいう。 ③ 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759による。 ④ 調達基準①アにおいて、可視光線透過率が70%以上の場合は、遮蔽係数は0.8未満とする。 ⑤ 日射調整性能及び低放射性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759に規定された耐候性試験において1,000時間の試験を実施し、日射調整性能については、遮蔽係数の変化が判断の基準①に示されたものから±0.10の範囲であること、また、低放射性能については、熱貫流率の変化が判断の基準②イに示されたものから±0.40W/(m ² ・K)の範囲であること。 ⑥ 「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。併せて、年間を通じた環境負荷に関する情報を開示すること。 ⑦ 調達を行う各機関にあっては、フィルムの貼付について、ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム1・2級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討すること。 ⑧ 金属を使用しているフィルムについては、フィルム貼付により電波障害を伴う可能性があることに注意すること。
	(6)低放射フィルム	② 低放射フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。 ア 可視光線透過率は60%以上であること。 イ 熱貫流率は4.8W/(m ² ・K)以下であること。 ③ 日射調整性能及び低放射性能について、適切な耐候性が確認されていること。 ④ 貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ⑤ 上記①、③及び④並びに②、③及び④について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 ⑥ フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。		
	(7)テレワーク用ライセンス	インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントであること。 ○ テレワークの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。		
	(8)ウェブ会議システム	① インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること。 ② 他の機関と相互に利用可能な会議システムであること。 ○ ウェブ会議システムの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。	100% (件数の割合)	① 「ウェブ会議システム」とは、インターネットを介して音声や映像、メッセージなどのコミュニケーション機能及び資料やデスクトップを共有するための機能を統合した、ブラウザで利用できる会議等を行うためのシステムをいう。 ② ウェブ会議システムの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、紙資源の削減(ペーパーレス化)等があげられる。

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考	
20 災害備蓄用品	災害備蓄用品（飲料水）	① 賞味期限が5年以上であること。 ② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	100% （本数の割合）	① 「エコマーク」商品は、本項の調達基準に適合した物品とする。 ② 本項の調達基準である「災害備蓄用飲料水」は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。 ③ 調達基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。 ④ 個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。 ⑤ 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。 ア 災害備蓄用飲料水の調達に当たり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勧奨すること。 イ 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。 ウ 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。 エ 災害備蓄用の飲料水・食料は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。 ⑥ ペットボトル容器にあっては、使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PETボトルリサイクル推進協議会作成の「指定PETボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。 ⑦ 本項の判断の基準の対象とする「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、災害備蓄用品として調達するものに限る。	
	災害備蓄用品（食料）	(2)アルファ化米	100% （個数の割合）		
	(3)乾パン	① 賞味期限が5年以上であること。 ② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。			
	(4)保存パン	① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 賞味期限が5年以上であること。 イ 賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。			
	(5)レトルト食品等				
	(6)栄養調整食品				
	(7)フリーズドライ食品	① 賞味期限が3年以上であること。 ② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。			
	災害備蓄用品（生活用品・資材）	(8)毛布	① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ウ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ○ 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。		100% （枚数の割合）
	(9)作業手袋	① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、製品全体（すべり止め塗布加工部分を除く。）重量比で50%以上使用されていること。 イ ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ウ 未利用繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 エ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。			
	(10)テント	① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルさ			

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達目標	備考
		<p>れるためのシステムがあること。</p> <p>ウ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>エ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>オ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>○ 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p>		
	(11)ブルーシート	① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること。		
	(12)一次電池	① 一次電池にあつては、表3-2（細18頁）に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ② 使用推奨期限が5年以上の製品仕様であること。	100% （個数の割合）	⑧ 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、調達基準①を満たす。
	(13)非常用携帯燃料	① 品質保持期限が5年以上であること。 ② 名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。		
	(14)携帯発電機	① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア ガソリンエンジンを搭載する発電機（天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。）にあつては、排出ガスが表4-9-1（細32頁）に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。 イ ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあつては、排出ガスが右欄の表4-9-2（細32頁）に示された基準値以下であること。 ② 騒音レベルが98デシベル以下であること。 ③ 連続運転可能時間が3時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあつては、1時間以上であること。		⑨ 本項の判断の基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が3kVA以下の発動発電機とする。 ⑩ 騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法（平成9年建設省告示第1527号）」による。 ⑪ 各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。 ⑫ 各機関は、発電する電気の周波数に留意すること。
	(15)非常用携帯燃料	① 電気容量が100Wh以上であること。 ② 保証期間又は使用推奨期限が5年以上であること。		
21 公共工事	(1)再生加熱アスファルト混合物	① アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。 ② 各部局の公共工事の共通仕様書等で定める品質を満たしていること。 ③ 工事現場から40km以内にあり、かつ搬送時間が片道1.5時間以内の場所にある再資源化施設から調達できること。	100% （体積の割合）	① 「公共工事」については、左欄の調達推進品目以外に別表1に掲げる資材、建設機械、工法及び目的物についても当該工事に要求される品質等を考慮した上で、調達に努めるものとする。また、調達に当たっては、可能な限り間伐材などの木材の利用に努めるものとする。
	(2)再生骨材等	① コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。 ② 各部局の公共工事の共通仕様書等で定める品質を満たしていること。 ③ 工事現場から40km以内にある再資源化施設から調達できること。		② 品目(2)については、「かごしま認定リサイクル製品マーク」製品は、本項の調達基準に適合した物品とする。
	製材等	(3)製材		③ 本項の調達基準の対象とする「製材」、「集成材」、「合板」、「単板積層材」及び「直交集成板」（以下「製材等」という。）は、建築の木工事において使用されるものとする。
		(4)集成材		④ 「製材等」の調達基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
		(5)合板		⑤ ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
		(6)単板積層材		⑥ 製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
	(7) 直交集成板	<p>産された国における森林に関する法令に照らし合法な木材であること。</p> <p>② 上記①以外の場合、原料の原木は、伐採に当たって原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされた木材であること。</p> <p>③ 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/㎥以下かつ最大値で0.4mg/㎥以下であること。</p>		<p>な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者によっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。</p> <p>国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。</p> <p>ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。</p>
	(8) フローリング	<p>① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされた木材であること。</p> <p>② ①以外の場合、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされた木材であること。</p> <p>③ 基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>④ 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/㎥以下かつ最大値で0.4mg/㎥以下であること。</p>		<p>① 本項の調達基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。</p> <p>② 「フローリング」の調達基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。</p> <p>③ ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。</p> <p>④ フローリングの原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。</p> <p>ア 基材に木材を使用したものにあっては、木材関連事業者は、当該木材についてはクリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。</p> <p>イ 上記ア以外の物品にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。</p> <p>ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。</p> <p>⑤ 調達基準③にある「基材に木材を使用した場合」、上記⑤のアにある「基材に木材を使用したもの」の木材とはクリーンウッド法の対象となるものを示す。</p>
再生木質ボード	(9) パーティクルボード (10) 繊維板 (11) 木質系セメント板	<p>① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるも</p>		<p>① ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460による。</p> <p>② パーティクルボード、繊維板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
		<p>の)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。)</p> <p>② 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。</p> <p>③ 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/㎡以下かつ最大値で0.4mg/㎡以下であること。</p>		<p>を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。</p> <p>③ 木質セメント板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。</p> <p>④ 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、調達基準③について、JIS A 5908及びA 5905で規定されるF☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。</p>
22 役務	庁舎管理等	<p>(1) 庁舎管理</p> <p>① 庁舎管理において使用する物品が調達推進品目に該当する場合は、調達基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>② 次のアからエに係る設備の管理、計測及び記録、保守及び点検について、管理標準に基づきエネルギー使用の合理化を図ること。</p> <p>ア 空気調和設備、換気設備 イ ボイラー設備、給湯設備 ウ 照明設備、昇降機、動力設備 エ 受変電設備</p> <p>③ 当該施設における省エネルギーに関する計画を定めるとともに、実施すべき省エネルギー対策を選定し、当該対策に係る実施基準等に基づき、その実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告すること。また、対策の実施結果を踏まえ必要な省エネルギー対策の見直しを行うこと。</p> <p>④ 常駐管理にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告するとともに、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。</p> <p>ア エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む）。</p> <p>イ 水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）。</p> <p>ウ 廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。）。</p> <p>⑤ 常駐管理以外にあっては、空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備、給排水衛生設備等の稼働状況を集計し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、その原因及び対応方策について提案が行われるものであること。</p> <p>⑥ 省エネルギー診断を実施した施設にあっては、診断結果に基づき設備・機器等の運用改善の措置が講じられていること。</p> <p>⑦ エネルギー管理システムを導入している施設にあっては、エネルギー消費の可視化及び把握したデータの分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置が講じられていること。</p> <p>⑧ 庁舎管理に空気調和設備、熱源設備の維持管理を含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏えいの防止のための適切な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 植栽管理</p> <p>① 植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、調達基準を満たしている物品が使用されていること。</p>	100% (契約件数の割合)	<p>① 「役務」については、左欄の調達推進品目以外に別表2に掲げる品目についても調達に配慮するものとする。</p> <p>② 庁舎管理に係る調達基準②から⑤については、役務の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。</p> <p>③ 庁舎管理に係る判断の基準②の管理標準は、表50（細33頁）に示したエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第66号）を参考とし、必要に応じ、施設管理者と協議の上、定めるものとする。</p> <p>④ 判断の基準③の施設における省エネルギーに関する計画は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、省エネルギーに係る目標、実施すべき省エネルギー対策、推進体制等を盛り込むものとする。また、実施すべき省エネルギー対策（当該対策に係る実施基準を含む。）は、表51（細35頁）を参考として選定するものとする。</p> <p>⑤ 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。</p> <p>⑥ 庁舎管理に係る調達基準②から⑤については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。</p> <p>⑦ 調達基準⑥の省エネルギー診断は、別表2の「22 役務」の「省エネルギー診断」をいう。</p> <p>⑧ 調達基準⑦のエネルギー管理システムは、別表2の「19 設備」の「エネルギー管理システム」をいう。</p> <p>① 本項の調達基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
		<p>② 病害虫予防として適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草管理を行う体制が確保されていること。</p> <p>③ 農業の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農業取締法に基づいて登録された適正な農業を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。</p>		<p>② 植栽管理に係る調達基準②の「総合的病害虫・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に高じる体制をいう。</p> <p>③ 植栽管理に係る調達基準②及び③については、農業の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農業の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農業使用について（平成25年4月26日付25消安第175号環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）」に準拠したものであること。</p>
	(3) 加煙試験	① 加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。		<p>① 消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断の基準を適用する。</p> <p>② 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。</p>
	(4) 清掃	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 清掃において使用する物品が調達推進品目に該当する場合は、調達基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>イ 洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>ウ ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。</p> <p>エ 清掃に使用する床維持剤（ワックス）等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。</p> <p>オ 環境負荷低減に視する技術を有する適正な事業者であり、清掃方法等について、より環境負荷低減が図られる具体的提案が行われていること。</p> <p>カ 資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。</p> <p>② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>		<p>① 判断基準の①イの「持続可能な原料が使用されていること」とは、石けん液又は石けんの製造事業者が原料に係る持続可能な調達方針を作成した上で当該に基づき原料を調達している場合をいう。</p> <p>② 清掃における調達基準①オの揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。</p> <p>③ 調達を行う各機関は、床維持剤の剥離洗浄廃液等の建築物の清掃作業に伴う廃液の適正処理を図るよう必要な措置を講ずること。</p> <p>④ 本項の判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No. 510「清掃サービスVersion1」に係る認定基準をいう。</p>
	(5) タイルカーペット洗浄	<p>① 洗浄に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/m²以下であること。</p> <p>② 洗浄に使用する水量が40L/m²以下であること。</p> <p>③ 洗浄に使用する洗剤等は、清掃に係る判断の基準（「清掃」参照。）を満たすこと。</p> <p>④ 洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上であること。</p>		<p>① 本項の調達基準の対象とする「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。</p> <p>② 調達基準④の透視度はJIS K 0120による。</p>
	(6) 害虫防除	<p>① 害虫防除において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、調達基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>② 殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。</p> <p>③ 害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>④ 防除作業に当たり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。</p> <p>⑤ 殺そ剤及び殺虫剤の使用にあたっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）において製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行われていること。</p>		<p>① 本項の調達基準の対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
	(7) 機密文書処理	<p>① 当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。</p> <p>② 機密文書の処理に当たっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じたうえで、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。 ア 古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。 イ 直接溶解処理に当たっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。 ウ 破碎処理に当たっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。</p> <p>③ 適正処理が行われたことを示す機密処理・リサイクル管理票を発注者に提示できること。</p>		<p>① 調達を行う各機関は、廃棄書類の排出に当たって機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。</p> <p>② 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。 ア 調達基準②の破碎処理の発注に当たっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は10mm×50mm以上）。 イ 庁舎等内におけるシュレッダ-処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダ-屑は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理業者に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生に適した紙幅の目安は5mm以上）。</p> <p>③ 調達基準③の「機密処理完了証明書」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、破碎などの処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各機関内でシュレッダ-処理を行ったシュレッダ-屑についてはこの限りではない。</p>
旅客輸送（自動車）	(8) 旅客輸送	<p>① エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>② 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>③ エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>④ エネルギー効率を維持するなど環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>⑤ 旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。</p> <p>⑥ 上記①については、使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑤については、実施の状況がウェブを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p>		<p>① 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（令和2年1月）に基づく運転をいう。</p> <p>② 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。</p> <p>③ 調達基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。 ア エコドライブについて運転者への周知がなされていること。 イ エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。 ウ エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。 エ 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。</p> <p>④ 調達基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持するなど環境の保全を目的に、表52（細37頁）に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。</p> <p>⑤ 調達基準⑤の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減のための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。 ア エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。 イ 輸送人数、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。一般乗用旅客自動車にあっては次の要件ウを満たすことをいう。 ウ 配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。</p>
照明機能提供業務	(9) 蛍光灯機能提供業務	<p>① 次の要件を満たす機能提供型サービス（サービサイジング）であること。 ア 使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、蛍光灯に係る調達基準（10 照明 ランプ参照）を満たす蛍光灯が使用されていること。</p>		<p>① 本項の調達基準の「機能提供型サービス（サービサイジング）」とは、蛍光灯の所有権を業務提供者から移さず機能のみを提供し、輸送・回収・廃棄にかかる責任を業務提供者が負う役割をいう。</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
小売業務	(10) 庁舎等において営業を行う小売業務	<p>イ 回収した蛍光灯のうち成型品で回収されたものについては再資源化率が95%以上であること。</p> <p>ウ 蛍光灯の適正処理終了を示す証明書を発行し、顧客に提示できること。</p> <p>① 庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>① 容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。</p> <p>② 消費者のワンウェイ製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。</p> <p>③ 食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 食品の廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画策定、目標設定が行われていること。</p> <p>イ 食品の廃棄物の発生抑制のため、消費者によびかけ、啓発等が行われていること。</p> <p>ウ 食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、持続可能性に関する調達方針等が公表されていること。</p> <p>エ 食品の廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たりの発生量がこの目標値以下であること。</p> <p>オ 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は、目標年に目標値を達成する計画を策定すること。</p> <p>④ 店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・改修が可能であること。</p> <p>⑤ ワンウェイのプラスチック製の買物袋（以下レジ袋という。）を提供する場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上使用されていること。</p> <p>イ 呼び厚さが0.02mm以下であること。</p> <p>ウ 素材が単一であるなど、再生利用のための工夫がなされていること。</p>		<p>② 調達基準③の「蛍光灯の適正処理終了を示す証明書」は、電子マネーやITを活用したマネージメントなど証明書に準ずるものでも可能とする。</p> <p>① 使用許可により「庁舎等において営業を行う小売業務」は本項の調達基準の対象には含まない。</p> <p>② 調達基準①の独自の取組とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。</p> <p>③ 調達基準②の独自の取組とは、商品の販売に際して消費者に容器包装を有償で提供すること、消費者がワンウェイのプラスチック製の買物袋等を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供すること、自ら買物袋等を使用しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、ワンウェイの箸、フォーク、スプーン、ストロー等や容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。</p> <p>④ 判断の基準③エについては、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。</p> <p>⑤ 判断の基準④は、当該店舗においてリユースびんを使用した飲料等を販売している場合に、販売した製品の容器包装を返却・回収が可能のように回収箱の設置等を行うことをいう。</p> <p>⑥ 「バイオマスプラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>⑦ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいい、植物を原料とするポリエチレン等が該当する。</p> <p>⑧ 判断の基準⑤アの「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。</p> <p>⑨ 判断の基準⑤イの「呼び厚さ」の基準については、主に飲食料品や日用雑貨等を販売する小売店で提供する一般的なレジ袋に適用するものとする。また、当該基準の試験方法、許容範囲等は、JIS Z 1702に準ずるものとし、平均厚さの許容される誤差は、呼び厚さの-0.001mmから+0.002mmの範囲とする。</p> <p>⑩ 判断の基準⑤ウは、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的とした物質の添加を妨げない。</p> <p>⑪ 判断の基準⑤アのバイオマスプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について」（令和元年12月25日）に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
	(11) クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ① ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。 ② エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③ ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。 ④ 袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられていること。 		<ul style="list-style-type: none"> ① 本項の判断の基準の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に定めるクリーニング業をいう。 ② 「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。 ③ 「エコドライブ」の説明は、旅客輸送に同じ ④ 「エコドライブを推進するための措置」とは、旅客輸送に同じ ⑤ 「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ア 回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。 イ 回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。 ウ 回収されたプラスチック製のハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。 ⑥ 「袋・包装材」とは、持ち帰りのためにクリーニング品などを入れるための袋、クリーニング品にほこり、汚れなどが付着することを防ぐための袋等をいう。 ⑦ 調達基準④の「独自の取組」とは、サービスの提供に当たって、エコバック等の利用を推奨すること、持ち帰り袋等の使用に関する意思を確認すること、ユーザに対し持ち帰り袋等を有償で提供すること、その他ユーザによる持ち帰り用の袋・包装材の削減を促進するために取り組む措置をいう。 ⑧ 調達を行う各機関は、クリーニング品の受け取りに当たってはエコバックを利用するなど、袋・包装材の削減に取り組むこと。
	(12) 飲料自動販売機設置	<ul style="list-style-type: none"> ① 缶・ボトル飲料自動販売機にあっては、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア エネルギー消費効率が1000kWh以下であること。 イ エネルギー消費効率達成率が120%以上であること。 ② 紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあっては、表5-3-1（細38頁）に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ③ 自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ④ 自動販売機本体は表5-3-2（細38頁）に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト等により公表され、容易に確認できること。 ⑤ 自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。 ⑥ 自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑦ 屋内に設置される場合にあっては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 ⑧ 飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ⑨ 使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。 		<ul style="list-style-type: none"> ① 本項の調達基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの イ 台の上に乗せて使用する小型の卓上型のもの ウ 車両等特定の場所で使用することを目的とするもの エ 電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの ② 本項の調達基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。 ③ 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、表5-3-1（細38頁）に示された区分ごとの算定式を用いて算出した当該機器の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとす。 ④ 調達基準①及び②については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものは適用しないものとする。 ⑤ 「フロン類」の説明は、家電製品と同じ。

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進物品等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
				<p>⑥ 調達基準③において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等</p> <p>⑦ 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。</p> <p>⑧ 「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、画像機器等と同じ。</p> <p>⑨ 判断の基準⑧については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。</p> <p>⑩ 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。</p> <p>ア 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。</p> <p>イ 設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。</p> <p>ウ マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑪ 判断の基準⑥については、リユース部品には適用しないものとする。</p>
	(13) 引越輸送	<p>① 梱包及び養生に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>② 反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。</p> <p>③ 引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。</p> <p>④ 自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>イ 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>ウ エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>エ 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること。</p>		<p>① 本項の調達基準の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。</p> <p>② 調達基準③は、段ボール等紙製の梱包用資材が業務提供者によって提供される場合に適用し、発注者の求めに応じて回収を実施する。ただし、あらかじめ回収期限及び回数を決めるものとする。</p> <p>③ 調達基準④は、引越輸送の元請か下請かを問わず、自動車による輸送を行う者に適用する。</p> <p>④ 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。</p> <p>⑤ 調達基準④エの「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、表5-2（37頁）に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。</p> <p>⑥ 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。</p> <p>ア 引越に伴い発生する廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を第三者に依頼する場合には、一般廃棄物については市町村又は一般廃棄物処理業者（廃棄物処理法施行規則第2条第1項及び第2条の3第1項に該当するものを含む）に、産業廃棄物については産業廃棄物処理業者（同法施行規則第9条第1項及び第10条の3第1項に該当するものを含む）にそれぞれ収集若しくは運搬又は処分を委託する必要がある。なお、一般廃棄物の収集又は運搬については委任状を交付した上で引越業者に依頼することも可能である。</p> <p>イ 引越輸送業務と併せて廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託する場合には、委託基準に従う必要があり、産業廃棄物については、収集又は運搬を委託する産業廃棄物収集運搬業者及び</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
				<p>ひ処分を委託する産業廃棄物処分業者とあらかじめ契約し、運搬先である産業廃棄物処理施設の所在地及び処分方法を確認するとともに、最終処分される場合には最終処分場の所在地の確認が必要である。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。</p> <p>ウ 廃棄物の引渡しにおいて、産業廃棄物については、引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、運搬及び処分の終了後に処理業者からその旨を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの送付を受け、委託内容どおりに運搬、処分されたことを確認する必要がある。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。</p>
	(14) 会議運営	<p>委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。</p> <p>① 紙の資料を配付する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配付される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>② ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>③ 紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。</p> <p>④ 会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の奨励を行うこと。</p> <p>ア 公共交通機関の利用 イ クールビズ及びウォームビズ ウ 筆記用具の持参</p> <p>⑤ 飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと</p> <p>ア ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 イ 繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・改修が行われること。</p> <p>○ 会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。また、新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>○ ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。</p> <p>○ 自動車等により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、電動車等又は低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。</p> <p>○ 食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。また、提供する飲食物の量を調整可能とすること又は会議参加者に求められた場合に衛生上の注意事項を説明した上で、持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。</p> <p>○ 資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>		
	(15) 印刷機能等提供業務	<p>① 印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア コピー機、複合機又は拡張性のあるデジタルコピー機にあっては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>イ プリンタ又はプリンタ複合機にあっては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>ウ ファクシミリにあっては、ファクシミリに係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>エ スキャナにあっては、スキャナに係る判断の基準を満たすこと。</p>		<p>① 本項の判断の基準の対象とする「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務であって、以下のいずれかの業務をいう。</p> <p>ア 印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務</p> <p>イ 印刷機能等提供業務に係る機器の導入及び導入した当該機器の保守業務</p>

環境物品等調達推進品目等一覧

○ … 調達推進品目等であるための要件ではないが、更に配慮することが望ましい事項（配慮事項）

令和5年3月 地球温暖化対策室

分野	調達推進品目	調達基準	調達日標	備考
		<p>オ デジタル印刷機にあっては、デジタル印刷機に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>カ 契約終了後に使用済の印刷機能等提供業務に係る機器を回収すること。また、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>② カートリッジ等を供給する場合は、カートリッジ等に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>③ 用紙を供給する場合であって、特定調達品目に該当する用紙は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>④ 印刷機能等提供業務に係る機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。</p> <p>ア コピー機能又はプリント機能を有する印刷機能等提供業務に係る機器の場合、紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策。</p> <p>イ 環境負荷低減に向けた適切な印刷機能等提供業務に係る機器の製品仕様及び設置台数。</p>		<p>ウ 印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務</p> <p>② 判断の基準①カは、資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種の機器に適用する。</p> <p>③ 判断の基準④ア及びイの提案については、発注者及び受注者双方協議の上、提案可能である場合は、業務の履行期間内の適切な時期又は定期的に実施すること。</p>
23 ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	<p>① 次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。</p> <p>ア バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の25%以上使用されていること。</p> <p>イ 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>ウ 上記ア又はイに関する情報が表示されていること。</p> <p>エ プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。</p> <p>② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>○ シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。</p> <p>○ バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。</p> <p>○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	100% (契約件数の割合)	<p>① 「プラスチック製ごみ袋」は、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等には適用しない。</p> <p>② 基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.128「日用品Version1」以降の「分類E. 清掃用品のごみ袋」に係る認定基準をいう。</p> <p>③ 「バイオマスプラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>④ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいい、植物を原料とするポリエチレン等が該当する。</p> <p>⑤ 「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。</p> <p>⑥ 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。</p> <p>⑦ 調達基準①ウの「情報の表示」とは、調達の基準①アのバイオマスプラスチックの配合率又は調達基準①イの再生プラスチックの配合率が製品本体、製品の包装に表示又はカタログ、ウェブサイト等において提供されていることをいう。</p> <p>⑧ 判断の基準①エの「充填剤」とは、プラスチックへの添加により容量を増すこと（増量）を主目的とする物質をいい、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的に添加する物質には適用しない。</p> <p>⑨ 判断の基準①アの植物を原料とするバイオマスプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。</p>

別表1

〇公共工事に係る一定の環境負荷低減効果が認められる資材・建設機械・工法・目的物

令和5年3月地球温暖化対策室

分類	品目名	調達基準
資材	盛土材等 土工用水砕スラグ	① 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。
	鋼スラグを用いたケーソン中詰め材	① ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる鋼スラグであること。
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	① ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	① サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。
	コンクリート用スラグ骨材	① 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。
コンクリート用スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材 ^{※1}	① 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。
	鋼スラグ骨材 ^{※2}	① 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる鋼スラグ骨材が使用された骨材であること。
	電気炉酸化スラグ骨材 ^{※3}	① 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 ^{※4}	① 加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物	① 加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材 ^{※5}	① 路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
小径丸太材	間伐材 ^{※6}	① 間伐材（林地残材・小径木等の再生資源を含む。）であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 ② 林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
	高炉セメント ^{※7}	① 高炉セメントであつて、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
混合セメント	フライアッシュセメント ^{※8}	① フライアッシュセメントであつて、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。
	エコセメント ^{※9}	① 都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであつて、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。
セメント	透水性コンクリート ^{※10}	① 透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{ cm} / \text{sec}$ 以上であること。
コンクリート及びコンクリート製品	鉄鋼スラグ水和固化体	① 骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。 別表 種 類 電気炉酸化スラグ
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	① 吹付けコンクリートであつて、1㎡当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。
塗料	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	① 鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。
	高日射反射率塗料 ^{※12}	① 水性型の路面標示用塗料であつて、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。 ② 近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 表 近赤外波長域日射反射率
	防水	高日射反射率防水 ^{※15}
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	① 原料に再生材料（下表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。 ② 再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③ 「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。
		表
	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象
	無機珪砂（キジ）	
	鉄鋼スラグ	
	非鉄スラグ	
	鑄物砂	
	陶磁器層	
	石炭灰	
	建材廃材	
	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスビンを除く。）	
	製紙スラッジ	
	アルミスラッジ	
	磨き砂汚泥	

		<table border="1"> <tr> <td>石材層</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td>前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> <td></td> </tr> </table>	石材層		都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥			
石材層														
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化													
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化													
上水道汚泥	前処理方法によらず対象													
湖沼等の汚泥														
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	<p>① 原料に再生材料（下表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。</p> <p>② 再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③ 再生材料における重金属等有毒物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の減量となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td rowspan="2">熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の減量となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥							
再生材料の減量となるものの分類区分	前処理方法													
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化													
下水道汚泥														
園芸資材	パークたい肥	<p>① 以下の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 3.5以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g以上 ・pH 5.5～7.5 ・水分 55～65% ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上 ・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） 0.2%以上 ・加里全量〔K₂O〕（現物） 0.1%以上 												
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）※14	<p>① 製品に含まれる有害化学物質の含有率（割合）が下記の数値以下であること。</p> <table border="1"> <tr> <td>ヒ素</td> <td>0.005%</td> </tr> <tr> <td>カドミウム</td> <td>0.0005%</td> </tr> <tr> <td>水銀</td> <td>0.0002%</td> </tr> <tr> <td>ニッケル</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td>クロム</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>0.01%</td> </tr> </table> <p>② その他の制限事項</p> <p>ア. 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）の別表第一の基準に適合する原料が使用されたものであること。</p> <p>イ. 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ウ. 有機物の含有率（乾物） 35%以上 エ. 炭素窒素比〔C/N比〕 2.0以下 オ. pH 8.5以下 カ. 水分 50%以下 キ. 窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上 ク. りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） 1.0%以上 ケ. アルカリ分（現物） 1.5%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。） 	ヒ素	0.005%	カドミウム	0.0005%	水銀	0.0002%	ニッケル	0.03%	クロム	0.05%	鉛	0.01%
ヒ素	0.005%													
カドミウム	0.0005%													
水銀	0.0002%													
ニッケル	0.03%													
クロム	0.05%													
鉛	0.01%													
道路照明	LED道路照明※15	<p>① LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (A) 標準皮相電力が表1に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 (B) 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 (C) LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。 <p>イ トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (A) 標準皮相電力が表2に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 (B) 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 (C) LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。 <p>ウ トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (A) 標準皮相電力が表3に示された種別ごとの値以下であること。 (B) 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 (C) LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。 <p>※ 表1～3については、備考欄に記載。</p>												
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック※16	① 再生プラスチックが原材料の重量比で70%以上使用されていること。												
タイル	セラミックタイル	<p>① 原料に再生材料（下表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。</p> <p>② 再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③ 「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p>												

表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石及び露業廃土	前処理方法によらず対象
無機塩砂（キラ）	
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑	
石灰灰	
廃プラスチック	
建材廃材	
廃ゴム	
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。）	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
磨き砂汚泥	
石材屑	
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化または溶融スラグ化
上水道汚泥	前処理方法によらず対象
湖沼等の汚泥	

建具	断熱サッシ・ドア	① 建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であつて、次のいずれかに該当すること。 ・ 複層ガラスを用いたサッシであること。 ・ 二重サッシであること。 ・ 断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。																												
木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック複合材製品	①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。 ③重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。 ④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。																												
ビニル系床材	ビニル系床材	①再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。ただし、JISA5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号RSに該当するものについては、本項の調達基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。																												
断熱材	断熱材	①建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであつて、次の要件を満たすものとする。 (ア) フロン類が使用されていないこと。 (イ) 再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。																												
照明機器	照明制御システム	① 連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。																												
変圧器	変圧器	① エネルギー消費効率を表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">変圧器の種類</th> <th colspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">基準エネルギー消費効率の算定式</th> </tr> <tr> <th>相数</th> <th>定格周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">油入変圧器</td> <td rowspan="2">単相</td> <td>50Hz</td> <td>$E = 11.2 S^{0.732}$</td> </tr> <tr> <td>60Hz</td> <td>$E = 11.1 S^{0.720}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三相</td> <td>50Hz</td> <td>500kVA以下 $E = 16.6 S^{0.626}$ 500kVA超 $E = 11.1 S^{0.802}$</td> </tr> <tr> <td>60Hz</td> <td>500kVA以下 $E = 17.3 S^{0.628}$ 500kVA超 $E = 11.7 S^{0.780}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">モールド変圧器</td> <td rowspan="2">単相</td> <td>50Hz</td> <td>$E = 16.9 S^{0.671}$</td> </tr> <tr> <td>60Hz</td> <td>$E = 15.2 S^{0.651}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">三相</td> <td rowspan="2">50Hz</td> <td>500kVA以下 $E = 23.9 S^{0.660}$ 500kVA超 $E = 22.7 S^{0.713}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60Hz</td> <td>500kVA以下 $E = 22.3 S^{0.671}$ 500kVA超 $E = 19.4 S^{0.747}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。 E：基準エネルギー消費効率（単位：W） S：定格容量（単位：kVA） 4 表の規定は、JIS C 4304及びC4306並びに日本電機工業会規格1500及び1501に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10（モールド変圧器にあっては1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。 5 エネルギー消費効率の算定法については、「変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成24年経済産業省告示第71号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。</p>	変圧器の種類	区 分		基準エネルギー消費効率の算定式	相数	定格周波数	油入変圧器	単相	50Hz	$E = 11.2 S^{0.732}$	60Hz	$E = 11.1 S^{0.720}$	三相	50Hz	500kVA以下 $E = 16.6 S^{0.626}$ 500kVA超 $E = 11.1 S^{0.802}$	60Hz	500kVA以下 $E = 17.3 S^{0.628}$ 500kVA超 $E = 11.7 S^{0.780}$	モールド変圧器	単相	50Hz	$E = 16.9 S^{0.671}$	60Hz	$E = 15.2 S^{0.651}$	三相	50Hz	500kVA以下 $E = 23.9 S^{0.660}$ 500kVA超 $E = 22.7 S^{0.713}$	60Hz	500kVA以下 $E = 22.3 S^{0.671}$ 500kVA超 $E = 19.4 S^{0.747}$
変圧器の種類	区 分			基準エネルギー消費効率の算定式																										
	相数	定格周波数																												
油入変圧器	単相	50Hz	$E = 11.2 S^{0.732}$																											
		60Hz	$E = 11.1 S^{0.720}$																											
	三相	50Hz	500kVA以下 $E = 16.6 S^{0.626}$ 500kVA超 $E = 11.1 S^{0.802}$																											
		60Hz	500kVA以下 $E = 17.3 S^{0.628}$ 500kVA超 $E = 11.7 S^{0.780}$																											
モールド変圧器	単相	50Hz	$E = 16.9 S^{0.671}$																											
		60Hz	$E = 15.2 S^{0.651}$																											
	三相	50Hz	500kVA以下 $E = 23.9 S^{0.660}$ 500kVA超 $E = 22.7 S^{0.713}$																											
			60Hz	500kVA以下 $E = 22.3 S^{0.671}$ 500kVA超 $E = 19.4 S^{0.747}$																										
		空調用機器		取吸冷温水機	① 冷房の成績係数が表1に示された区分の数値以上であること。 表1 冷房の成績係数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>成績係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷凍能力が352kW未満</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	成績係数	冷凍能力が352kW未満	1.2																					
		区 分	成績係数																											
冷凍能力が352kW未満	1.2																													

		<p>② 吸収冷温水器の成績係数及び期間成績係数の算出方法は、JIS B 8622による。</p> <p>表2 冷房の期間成績係数</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>成績係数</th> </tr> <tr> <td>冷凍能力が352kW以上</td> <td>1.45</td> </tr> </table>	区 分	成績係数	冷凍能力が352kW以上	1.45																																																														
区 分	成績係数																																																																			
冷凍能力が352kW以上	1.45																																																																			
	水蓄熱式空調機器※19	<p>① 水蓄熱槽を有していること。</p> <p>② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>③ 冷媒の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。</p> <p>表 冷房の成績係数</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>成績係数</th> </tr> <tr> <td>水蓄熱ユニット</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>水蓄熱式パッケージエアコンディショナー</td> <td>3.0</td> </tr> </table>	区 分	成績係数	水蓄熱ユニット	2.2	水蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0																																																												
区 分	成績係数																																																																			
水蓄熱ユニット	2.2																																																																			
水蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0																																																																			
	ガスエンジンヒートポンプ式空調和機※20	<p>① 成績係数が表に示された区分の数値以上であること。</p> <p>表 期間成績係数</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>期間成績係数 (APFP)</th> </tr> <tr> <td>冷房能力が28kW以上35.5kW未満</td> <td>1.22以上</td> </tr> <tr> <td>冷房能力が35.5kW以上45kW未満</td> <td>1.37以上</td> </tr> <tr> <td>冷房能力が45kW以上56kW未満</td> <td>1.59以上</td> </tr> <tr> <td>冷房能力が56kW以上</td> <td>1.70以上</td> </tr> </table> <p>② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p>	区 分	期間成績係数 (APFP)	冷房能力が28kW以上35.5kW未満	1.22以上	冷房能力が35.5kW以上45kW未満	1.37以上	冷房能力が45kW以上56kW未満	1.59以上	冷房能力が56kW以上	1.70以上																																																								
区 分	期間成績係数 (APFP)																																																																			
冷房能力が28kW以上35.5kW未満	1.22以上																																																																			
冷房能力が35.5kW以上45kW未満	1.37以上																																																																			
冷房能力が45kW以上56kW未満	1.59以上																																																																			
冷房能力が56kW以上	1.70以上																																																																			
	送風機	○ プレミアム効率のモーターが使用されていること。																																																																		
	ポンプ	○ プレミアム効率のモーターが使用されていること。																																																																		
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管※21	① 排水用又は通気用の硬質ポリ塩化ビニル管であって、リサイクル材料使用率が表に示された区分の数値以上であること。																																																																		
衛生器具	自動水栓	① 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触で自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。																																																																		
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	① 洗浄水量が4リットル/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。																																																																		
	大便器	① 洗浄水量が6.5リットル/回以下であること。																																																																		
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠※22	<p>① 再生材料を使用した型枠については再生材料（下表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。</p> <p>表 再生材料の原料となるものの分類区分</p> <table border="1"> <tr> <td>廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td>古紙パルプ</td> </tr> </table>	廃プラスチック	古紙パルプ																																																																
廃プラスチック																																																																				
古紙パルプ																																																																				
	合板型枠※23	<p>① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>② ①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p>																																																																		
建設機械	排出ガス対策型建設機械※24	<p>① 別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第2次基準値又はこれより優れたものであること。</p> <p>別表1 トンネル工専用建設機械</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレードを装着したものを含む</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ・クローラローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> <tr> <td>トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 一般工専用建設機械</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2次基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出力区分</th> <th>対象物質 (単位)</th> <th>HC (g/kW・h)</th> <th>NOx (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>PM (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8kW以上 19kW未満</td> <td></td> <td>1.5</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>19kW以上 37kW未満</td> <td></td> <td>1.5</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>37kW以上 75kW未満</td> <td></td> <td>1.3</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0.4</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>75kW以上 130kW未満</td> <td></td> <td>1</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0.3</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>130kW以上 560kW以下</td> <td></td> <td>1</td> <td>6</td> <td>3.5</td> <td>0.2</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成34年10月8日付建設省経機発第249号）による。</p> <p>2 トンネル工専用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。</p> <p>② 別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第1次基準値又はこれより優れたものであること。</p> <p>別表3 トンネル工専用建設機械</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドリルジャンボ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上35.3PS以下)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	摘 要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレードを装着したものを含む	ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下	ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	機 種	摘 要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	出力区分	対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)	8kW以上 19kW未満		1.5	9	5	0.8	40	19kW以上 37kW未満		1.5	8	5	0.8	40	37kW以上 75kW未満		1.3	7	5	0.4	40	75kW以上 130kW未満		1	6	5	0.3	40	130kW以上 560kW以下		1	6	3.5	0.2	40	機 種	摘 要	ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上35.3PS以下)		ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下
機 種	摘 要																																																																			
バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレードを装着したものを含む																																																																			
ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下																																																																			
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																																																			
トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																																																			
機 種	摘 要																																																																			
バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																																																			
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																																																			
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																																																			
出力区分	対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)																																																														
8kW以上 19kW未満		1.5	9	5	0.8	40																																																														
19kW以上 37kW未満		1.5	8	5	0.8	40																																																														
37kW以上 75kW未満		1.3	7	5	0.4	40																																																														
75kW以上 130kW未満		1	6	5	0.3	40																																																														
130kW以上 560kW以下		1	6	3.5	0.2	40																																																														
機 種	摘 要																																																																			
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上35.3PS以下)																																																																			
	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下																																																																			

コンクリート吹付機 (40.8PS以上1353PS以下)

別表4 一般工事に用建設機械

機 種	摘 要
発電発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下(10.2PS以上353PS以下)、可搬式(溶接兼用機を含む)
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下(10.2PS以上353PS以下)、可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下(10.2PS以上353PS以下)、基礎工事に用機械で独立したもの
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下(10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下(10.2PS以上353PS以下)、ラフテレーンクレーン

第1次基準値

対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NO _x (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
出力区分				
7.5kW以上15kW未満	2.4	12.4	5.7	50
15kW以上30kW未満	1.9	10.5	5.7	50
30kW以上272kW未満	1.3	9.2	5	50

1 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」による。
2 トンネル工事に用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。

低騒音型建設機械

① 建設機械の騒音の測定値が下表に掲げる値以下のものであること。

機 種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)
ブルドーザー	P < 5.5	102
	5.5 ≤ P < 10.3	105
	10.3 ≤ P	105
バックホウ	P < 5.5	99
	5.5 ≤ P < 10.3	104
	10.3 ≤ P < 20.6	106
	20.6 ≤ P	106
ドラグライン クラムシュル	P < 5.5	100
	5.5 ≤ P < 10.3	104
	10.3 ≤ P < 20.6	107
	20.6 ≤ P	107
トラクター・ショベル	P < 5.5	102
	5.5 ≤ P < 10.3	104
	10.3 ≤ P	107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 5.5	100
	5.5 ≤ P < 10.3	103
	10.3 ≤ P < 20.6	107
	20.6 ≤ P	107
パンプハンマー		107
油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P < 5.5	98
	5.5 ≤ P < 10.3	102
	10.3 ≤ P	104
アースオーガ	P < 5.5	100
	5.5 ≤ P < 10.3	104
	10.3 ≤ P	107
オールケーシング掘削機	P < 5.5	100
	5.5 ≤ P < 10.3	104
	10.3 ≤ P < 20.6	105
	20.6 ≤ P	107
アースドリル	P < 5.5	100
	5.5 ≤ P < 10.3	104
	10.3 ≤ P	107
さく岩機(コンクリートブレイカー)		106
ロードローラー、タイヤローラー 振動ローラー	P < 5.5	101
	5.5 ≤ P	104
コンクリートポンプ(車)	P < 5.5	100
	5.5 ≤ P < 10.3	103
	10.3 ≤ P	107
コンクリート圧砕機	P < 5.5	99
	5.5 ≤ P < 10.3	103
	10.3 ≤ P < 20.6	106
	20.6 ≤ P	107
アスファルトフィニッシャー	P < 5.5	101
	5.5 ≤ P < 10.3	105
	10.3 ≤ P	107
コンクリートカッター		106
空気圧縮機	P < 5.5	101
	5.5 ≤ P	105
発電発電機	P < 5.5	98
	5.5 ≤ P	102

工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	① 施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
	建設汚泥再生処理	建設汚泥再生処理工法	① 施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理

	理工法	土へ再生する工法であること。 ② 重金属等有害物質の含有及び溶出については、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）を満たすこと。
	コンクリート塊再生処理工法	① 施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。
	舗装（表層）	① 既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。
	舗装（路盤）	① 既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート屑を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。
	法面緑化工法	① 施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。
	山留め工法	① セメント系固固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。
H的物	舗装	① 雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。
	透水性舗装	① 雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。
	屋上緑化	① 植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ② ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。

- 備考) 1 「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。
- 2 「フェロニッケルスラグ骨材」については、JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。
- 3 「銅スラグ骨材」については、JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。
- 4 「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。
- 5 「鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物」については、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。
- 6 「鉄鋼スラグ混入路盤材」については、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。
- 7 間伐材の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者によっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外においては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。
- 8 「高炉セメント」については、JIS R 5211で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。
- 9 「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。
- 10 「エコセメント」について
- (1) 高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。
- (2) JIS R 5214に適合する資材は、本基準を満たす。
- 11 「透水性コンクリート」について
- (1) 雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。
- (2) JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品 付属書B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様B-1 平板）で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。
- 12 「高日射反射率塗料について」
- (1) 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
- (2) 近赤外波長域H射反射率、明度L*値、H射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675による。
- (3) 「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675に適合する資材は、本基準を満たす。
- 13 「高日射反射率防水」について
- (1) 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
- (2) 日射反射率の求め方は、JIS K 5602に準じる。
- 14 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される当該肥料を含む。
- 15 LED道路照明について
- (1) 平均演色評価数Raの測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測定方法）及びJIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法—第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- (2) 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式のLEDモジュールの寿命及び同一形式のLEDモジュール用制御装置の寿命の残存率が50%となる時間の平均値をいう。
なお、LEDモジュールの寿命は、規定する条件で点灯させたLEDモジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値（LEDモジュールの規定光束）の80%未満になった時点（不点灯とみなす）までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LEDモジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LEDモジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表1 道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力	
連続照明	a	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	125VA	
	b	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し		
	c	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り		
	d	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し	180VA	
	e	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 高規格		
	f	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	95VA	
	g	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し		
	h	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り		
	i	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し	125VA	
	j	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 高規格	120VA	
	k	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道有り	70VA	
l	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道無し			
歩道照明	—	平均路面照度 5 lx	20VA	
	—	平均路面照度 10 lx	40VA	
局部照明	m	十字路 (2車線×2車線) 20 lx	160VA	
	n	十字路 (2車線×2車線) 15 lx	125VA	
	o	十字路 (2車線×2車線) 10 lx	95VA	
	p	十字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125VA
			交差点隅切り部用	120VA
	q	十字路 (2車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95VA
			交差点隅切り部用	95VA
	q'	十字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用	70VA
			交差点隅切り部用	70VA
	r	十字路 (4車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125VA
			交差点隅切り部用	120VA
	s	十字路 (4車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95VA
			交差点隅切り部用	95VA
	t	十字路 (6車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125VA
				120VA
	u	十字路 (6車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95VA
			交差点隅切り部用	95VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 20 lx	95VA	
	—	T字路 (2車線×2車線) 15 lx	70VA	
	—	T字路 (2車線×2車線) 10 lx	70VA	
	—	T字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125VA
			交差点隅切り部用	120VA
	—	T字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95VA
			交差点隅切り部用	95VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 10 lx	連続照明用	70VA
			交差点隅切り部用	70VA
	—	Y字路 (4車線×2車線) 20 lx	125VA	
—	Y字路 (4車線×2車線) 15 lx	95VA		
—	Y字路 (4車線×2車線) 10 lx	70VA		
v	歩行者の背景を照明する方式 20 lx	180VA		
—	歩行者の背景を照明する方式 10 lx	95VA		
w	歩行者の自身を照明する方式 20 lx	180VA		
—	歩行者の自身を照明する方式 10 lx	95VA		

- ・ 設計条件タイプ は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成27年3月 国土交通省)による。
- ・ 標準皮相電力 は、LED道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。
- ・ 電球色LEDを用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の1.2倍の値を標準とする。

表2 トンネル照明器具（基本照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
一般国道 車道幅員6~7m (歩道有りの断面含む)	x	設計速度40 (km/h) 2車線 0.75 (cd/m ²) 千鳥	40VA
	z	設計速度50 (km/h) 2車線 0.95 (cd/m ²) 千鳥	50VA
	b b	設計速度60 (km/h) 2車線 1.15 (cd/m ²) 千鳥	65VA
	x	設計速度40 (km/h) 2車線 1.5 (cd/m ²) 千鳥	65VA
	y	設計速度40 (km/h) 2車線 1.5 (cd/m ²) 向合せ	40VA
	z	設計速度50 (km/h) 2車線 1.9 (cd/m ²) 千鳥	75VA
	a a	設計速度50 (km/h) 2車線 1.9 (cd/m ²) 向合せ	50VA
	b b	設計速度60 (km/h) 2車線 2.3 (cd/m ²) 千鳥	95VA
	c c	設計速度60 (km/h) 2車線 2.3 (cd/m ²) 向合せ	65VA
	高速自動車国道等	d d	設計速度70 (km/h) 2車線 3.2 (cd/m ²) 千鳥
e e		設計速度70 (km/h) 2車線 3.2 (cd/m ²) 向合せ	65VA
f f		設計速度80 (km/h) 2車線 4.5 (cd/m ²) 千鳥	125VA
g g		設計速度80 (km/h) 2車線 2.3 (cd/m ²) 向合せ	95VA

- ・ 設計条件タイプは、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成27年3月 国土交通省)による。
- ・ 標準皮相電力は、LED道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表3 トンネル照明器具(入口照明)の標準皮相電力

種別	標準皮相電力
NH70W相当	50VA
NH110W相当	75VA
NH150W相当	105VA
NH180W相当	160VA
NH220W相当	205VA
NI1270W相当	250VA
NI1360W相当	290VA

- ・ 「種別」は、高圧ナトリウムランプ相当のLEDトンネル照明器具をさす。

- 16(1) 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- (2) 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401(再生プラスチック製中央分離帯ブロック)に適合する資材は、本基準を満たす。
- 17(1) 調達基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、都市公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
- (2) 判断の基準①②及び③については、JIS A 5741で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。
- (3) 判断の基準④⑤及び⑥については、JIS A 5741で規定される「木材・プラスチック再生複合材」4.2リサイクル材料等の含有率区分R60、R70、R80及びR90は本基準を満たす。
- 18 調達基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
- ① 絶縁材料としてガスを使用するもの
 - ② II種絶縁材料を使用するもの
 - ③ スコット結線変圧器
 - ④ 3以上の巻線を有するもの
 - ⑤ 柱上変圧器
 - ⑥ 単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
 - ⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
 - ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
 - ⑨ 定格二次電圧が100V未満のものまたは600Vを超えるもの
 - ⑩ 風冷式又は水冷式のもの
- 19 「氷蓄熱式空調機器」について
- (1) 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
- (2) 「氷蓄熱式空調機器」の調達基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。
- (3) 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は10時間とする。

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW・h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW・h)} - \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW・h)}}$$

- ② 氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー
- $$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$
- (4) 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率(時間当たりのピーク負荷の負荷率を100%とした時の平均負荷の割合)を85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。
- (5) 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表1 温度条件 単位:℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

- (6) 「定格H量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度7℃で、二次側に供給できるH積算総熱量をいう。
- (7) 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力(ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。)を積算したものをいう。

別表2 温度条件 単位:℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

- (8) 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- (9) 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- (10) 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが、別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- (11) 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが、別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。
- 20 ガスエンジンヒートポンプ式空調和機について
- (1) 本項の調達基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空調和機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。
- (2) 期間成績係数(APFP)の算出方法は、JIS B 8627による。
- 21 「排水・通気用硬質ポリ塩化ビニル管」の調達基準は、建物屋内外の排水用及び建物屋内外の通気用に硬質塩化ビニル管を用いる場合においては、使用済ポリ塩化ビニル管を原料とするものを使用することを定めるものである。
- 22 「再生材料を使用した型枠」の調達基準については、プレキャスト型枠等構造物の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。
- 23 「合板型枠」について
- (1) 「合板型枠」の調達基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
 - (2) 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型

枠の板面において、次の(3)ア及びイに示す内容が表示されていることを確認すること。

- (3) 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠したものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

ア 「合板型枠」の調達基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク

イ 認定・認証番号、認定団体名等

なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。

また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア及びイを板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。

- 24 「排出ガス対策型建設機械」については、「特定特種自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月25日成立、平成18年4月1日施行）」において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。
- 25 「路上表層再生工法」及び「路上再生路盤工法」は、アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。
- 26 「排水性舗装」は、道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。
- 27 「透水性舗装」は、雨水を道路の路床に浸透させる必要がある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。
- 28 「屋上緑化」は、建物の屋上等において設置するものとする。

別表2

○ 設備及び役務に係る一定の環境負荷低減効果が認められる品目

令和5年3月地球温暖化対策室

分類	品目名	基準
19 設備	燃料電池	① 商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。
	エネルギー管理システム	① 建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステムであること。
	生ゴミ処理機	① バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。
22 役務	省エネルギー診断	① 表1に掲げる技術資格を有する者又はこれと同等と認められる技能を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表2の内容を含む省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法について提案が行われるものであること。

表1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士
建築設備士
電気主任技術者

表2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機械の導入、改修に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

環境物品等調達基準細目一覧

表1 古紙及び関連する用語の定義

令和5年3月地球温暖化対策室

古紙	市中回収古紙及び産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの（商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。）。
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。 ただし、紙製造事業者等（当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。）の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者により加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない（当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。）。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 ・ 製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの（いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドラブローク）。 ・ 製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの（いわゆる「仕込損紙」）。 ・ 上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	「日本標準産業分類」（平成21年総務省告示第175号）の中分類に掲げる「紙製造業（142）」であり、小分類の「洋紙製造業（141）」「板紙製造業（1422）」「機械すき和紙製造業（1423）」及び「手すき和紙製造業（1424）」をいう。
子会社、関連会社及び関係会社	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の各項に定めるものをいう。

表2 古紙パルプ配合率の定義

$\text{古紙パルプ配合率} = \frac{\text{古紙パルプ}}{\text{(バージンパルプ + 古紙パルプ)}} \times 100 (\%)$
<p>パルプは含水率10%の重量とする。 上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。</p>

表3 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	【普通紙】 アート紙/コート紙/上質紙/中質紙/更紙	-	-	-
	【加工紙】 樹脂含浸透紙（水溶性のもの）	【加工紙】 色紙（青または色の薄いもの）/ポリエチレン等樹脂コーティング紙/ポリエチレン等樹脂ラミネート紙/グラシンペーパー/インディアペーパー	【加工紙】 色紙（赤、緑、黄または色の濃いもの）/ファンシーペーパー（表紙用等の特殊紙）/樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）/硫酸紙/タールボリン紙/ロウ紙/セロハン/合成紙/カーボン紙/ノーカーボン紙/感熱紙/圧着紙	【加工紙】 捺染紙、昇華転写紙/感熱性発泡紙/芳香紙
②インキ類	凸版インキ・平版インキ・スクリーンインキ全般	-	-	-
	グラビアインキ溶剤型 フレキソインキ溶剤型	グラビアインキ水性 フレキソインキ水性	-	-
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ（ハイブリッドUVインキ）/オフセット用金・銀インキ/パールインキ/OCRインキ（油性）	【特殊インキ】 UVインキ/グラビア用金・銀インキ/OCR UVインキ/E Bインキ/蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ/減感インキ/磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ/発泡インキ/芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	-	-	-
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー	【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー		
③加工資材	【製品加工】 製本用針金、ホッチキス等/リサイクル対応型ホットメルト（難細裂化EVA系ホットメルト/PUR系ホットメルト/水溶性のり）	【製品加工】 製本用糸/EVA系ホットメルト		
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP貼り）/UVコート、UVラミネート/箔押し	【表面加工】 クロス貼り	
	【その他加工】 リサイクル対応型シール	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	
④その他	-	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 ガラス/金物（製本用ホッチキス、針金等除く）/土砂/木片/プラスチック類/布類/建材（石こうボード等）/不織布/粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

表4 資材確認票の様式（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

件名： 資材確認票

〇〇印刷株式会社

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	〇〇製紙/〇〇	
	表紙	○	A	コート紙	〇〇製紙/〇〇	
	見返し	○	A	上質紙	〇〇製紙/〇〇	
	カバー	—	—			
インキ類		○	A	半版インキ	〇〇インキ/〇〇	
		—	—			
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	〇〇化学/〇〇	
	表面加工	○	A	OPニス	〇〇化学/〇〇	
	その他加工					
その他						

↓

リサイクル対応		判別
△ランクの材料のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
△またはBランクの材料のみ使用	板紙へリサイクルできます	
CまたはDランクの材料を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

表5 大部分の材料が金属類である棚または収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区分	基準
収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

備考）棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

$$\text{機能重量の基準} = \text{棚板重量 (kg)} \div \text{棚耐荷重 (kg)}$$

表6 大部分の材料が金属類である棚または収納用什器に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること
		その他の部品は容易に取り外しができること
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること 材質ごとに分別できる工夫を図っていること

表 7-1 モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 5$	≤ 0.3	要件なし
$5 < ipm \leq 20$	$\leq 0.04 \times ipm + 0.1$	
$20 < ipm \leq 24$	$\leq 0.06 \times ipm - 0.3$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$24 < ipm \leq 30$		
$30 < ipm \leq 37$	$\leq 0.11 \times ipm - 1.8$	基本製品に内蔵されている
$37 < ipm \leq 40$		
$40 < ipm \leq 65$	$\leq 0.16 \times ipm - 3.8$	基本製品に内蔵されている
$65 < ipm \leq 90$	$\leq 0.2 \times ipm - 6.4$	
$90 < ipm$	$\leq 0.55 \times ipm - 37.9$	

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm (分当たりの画像数) とは、1分間に A4又は 8.5"×11" の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速い方を適用する。以下表 7-1 2において同じ。
- 2 A3用紙に対応可能な製品 (幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。) については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。以下表 7-2, 表 1 2-1, 及び表 1 2-2 において同じ。
- 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表 7-2, 表 1 2-1 及び表 1 2-2 において同じ。

表 7-2 カラーコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 10$	≤ 1.3	要件なし
$10 < ipm \leq 15$	$\leq 0.06 \times ipm + 0.7$	
$15 < ipm \leq 19$	$\leq 0.15 \times ipm - 0.65$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$19 < ipm \leq 30$		
$30 < ipm \leq 35$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.15$	基本製品に内蔵されている
$35 < ipm \leq 75$		
$75 < ipm$	$\leq 0.7 \times ipm - 39.65$	

表 7-3 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機（リユースに配慮した大判コピー機及び大判複合機等を含む。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
$ipm \leq 30$	30分	$\leq 8.2W$	$\leq 0.5W$
$30 < ipm$	60分		

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表 9, 表 1 0, 表 1 1 及び表 1 3 において同じ。
- 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表 1 3 の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
- 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。

表 8-1 モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 20$	≤ 0.263	要件なし
$20 < ipm \leq 24$	$\leq 0.018 \times ipm - 0.115$	
$24 < ipm \leq 40$		基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
$40 < ipm \leq 60$	$\leq 0.016 \times ipm - 0.033$	
$60 < ipm \leq 80$	$\leq 0.037 \times ipm - 1.314$	
$80 < ipm$	$\leq 0.086 \times ipm - 5.283$	

- 備考) 1 A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に 0.05kWh を加えたものを基準とする。表 8-2 において同じ。
- 2 Wi-Fi が出荷時にセットされた製品については、区分ごとの基準に 0.1kWh を加えたものを基準とする。表 8-2 において同じ。
- 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法 (平成 30 年 12 月改定)」による。表 2-2 において同じ。

表 8-2 カラー複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 19$	≤ 0.254	要件なし
$ipm = 20$		
$20 < ipm \leq 40$	$\leq 0.024 \times ipm - 0.250$	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
$40 < ipm \leq 60$		
$60 < ipm \leq 80$	$\leq 0.011 \times ipm + 0.283$	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
$80 < ipm$	$\leq 0.055 \times ipm - 2.401$	
	$\leq 0.118 \times ipm - 7.504$	

表9 リカバリー時間に係る基準

製品速度 (ipm)	短い初期設定		長い初期設定	
	スリープ移行時間 Ts (分)	リカバリー時間 (秒)	スリープ移行時間 Ts (分)	リカバリー時間 (秒)
0 < ipm ≤ 5	0 < Ts ≤ 5	≤ min(0.42 × ipm + 5, 30)	5 < Ts	≤ min(0.51 × ipm + 15, 60)
5 < ipm ≤ 10	0 < Ts ≤ 10		10 < Ts ≤ 15	
10 < ipm ≤ 20	0 < Ts ≤ 10		10 < Ts ≤ 20	
20 < ipm ≤ 30	0 < Ts ≤ 10		10 < Ts ≤ 30	
30 < ipm ≤ 40	0 < Ts ≤ 10		10 < Ts ≤ 45	
40 < ipm	0 < Ts ≤ 15		15 < Ts ≤ 45	

備考) 1 「リカバリー時間」とは、スリープモード又はオフモードから稼働準備状態になるまでの時間をいい、算定方法は、以下の式による。

リカバリー時間 (秒) = Tact1 - Tact0

Tact1: スリープモードから最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

Tact0: 稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

2 本表においてmin(A, B)は最小関数であり、AとBの小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリー時間の基準のmin(0.42 × ipm + 5, 30)は、「0.42 × ipm + 5秒」又は「30秒」のいずれかのうち小さい値。

3 長い初期設定のスリープ移行時間 (Ts) を超える製品については、リカバリー時間に関する規定はない。

表10 モノクロ複合機又はカラー複合機に係るスリープ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
ipm ≤ 10	≤ 15分	≤ 60分
10 < ipm ≤ 20	≤ 30分	
20 < ipm ≤ 30	≤ 45分	
30 < ipm		≤ 120分

備考) 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。表11において同じ。

表11 大判複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力		オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
ipm ≤ 10	≤ 15分	≤ 60分	≤ 5.4W	≤ 8.7W	≤ 0.3W
10 < ipm ≤ 20	≤ 30分				
20 < ipm ≤ 30	≤ 45分				
30 < ipm		≤ 120分			

備考) 1 「他マーキング技術」とは、インパクト方式及びインクジェット方式以外のマーキング技術をいう。

2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表13の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし、表13の追加機能の種類のうち、スキャナ及び内部ディスクドライブについては、スリープモード消費電力許容値の加算は適用しない。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法 (平成30年12月改定)」による。

表12-1 リユースに配慮したモノクロ複合機又は業務用モノクロ複合機 (大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 5	≤ 0.4	要件なし
5 < ipm ≤ 24	≤ 0.07 × ipm + 0.05	
24 < ipm ≤ 30	≤ 0.11 × ipm - 1.15	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
30 < ipm ≤ 37		
37 < ipm ≤ 50	≤ 0.25 × ipm - 8.15	基本製品に内蔵されている
50 < ipm ≤ 80		
80 < ipm	≤ 0.6 × ipm - 36.15	

表12-2 リユースに配慮したカラー複合機又は業務用カラー複合機 (大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 10	≤ 1.5	要件なし
10 < ipm ≤ 15	≤ 0.1 × ipm + 0.5	
15 < ipm ≤ 19	≤ 0.13 × ipm + 0.05	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
19 < ipm ≤ 30		
30 < ipm ≤ 35	≤ 0.2 × ipm - 2.05	基本製品に内蔵されている
35 < ipm ≤ 70		
70 < ipm ≤ 80	≤ 0.7 × ipm - 37.05	
80 < ipm	≤ 0.75 × ipm - 41.05	

表 1.3 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284/パラレル/セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2.x、IEEE1394/ファイワイヤ/i.LINK、100Mbpsイーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3.x、1Gbイーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモ리카ード/スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ビクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	複合機のみ適用	0.2
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：Bluetooth、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ (CCFL) あるいは、発光ダイオード (LED)、ハロゲン、熱陰極蛍光管 (HCFT)、キセノン又は管状蛍光灯 (TL) 技術等のCCFLではない他の技術 (ランプの大きさ、又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1回のみ適用される)。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力 (Pout) が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	$0.02 \times (Pout - 10.0)$
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェースは対象ではない。	0.15

(備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

表 1.4-1 モノクロプリンタ (インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 20$	≤ 0.226	要件なし
$20 < ipm \leq 24$	$\leq 0.018 \times ipm - 0.152$	
$24 < ipm \leq 40$	$\leq 0.025 \times ipm - 0.439$	基本製品に内蔵し、初期設定されていること
$40 < ipm \leq 60$		
$60 < ipm \leq 135$	$\leq 0.049 \times ipm - 1.903$	
$135 < ipm$	$\leq 0.183 \times ipm - 20.127$	

- (備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm (分当たりの画像数) とは、1分間にA4判又は8.5"×11"の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4判用紙と8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1.3を除く全ての表において同じ。
- 2 A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に0.05kWhを加えたものを基準とする。以下表 1.4-2、表 1.7-1及び表 1.7-2において同じ。
- 3 Wi-Fiが出荷時にセットされた製品については、区分ごとの基準に0.1kWhを加えたものを基準とする。以下表 1.4-2、表 1.7-1及び表 1.7-2において同じ。
- 4 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法 (平成30年12月改定)」による。以下表 1.4-2、表 1.7-1、表 1.7-2及び表 1.9-1から表 1.9-4において同じ。

表 14-2 モノクロプリンタ複合機（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 20$	≤ 0.263	要件なし
$20 < ipm \leq 24$	$\leq 0.018 \times ipm - 0.115$	
$24 < ipm \leq 40$	$\leq 0.016 \times ipm - 0.033$	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
$40 < ipm \leq 60$		
$60 < ipm \leq 80$		
$80 < ipm$	$\leq 0.037 \times ipm - 1.314$	
	$\leq 0.086 \times ipm - 5.283$	

表 15 リカバリー時間に係る基準

製品速度 (ipm)	短い初期設定		長い初期設定	
	スリープ移行時間 T_s (分)	リカバリー時間 (秒)	スリープ移行時間 T_s (分)	リカバリー時間 (秒)
$0 < ipm \leq 5$	$0 < T_s \leq 5$	$\leq \min(0.42 \times ipm + 5, 30)$	$5 < T_s$	$\leq \min(0.51 \times ipm + 15, 60)$
$5 < ipm \leq 10$	$0 < T_s \leq 10$		$10 < T_s \leq 15$	
$10 < ipm \leq 20$	$0 < T_s \leq 10$		$10 < T_s \leq 20$	
$20 < ipm \leq 30$	$0 < T_s \leq 10$		$10 < T_s \leq 30$	
$30 < ipm \leq 40$	$0 < T_s \leq 10$		$10 < T_s \leq 45$	
$40 < ipm$	$0 < T_s \leq 15$		$15 < T_s \leq 45$	

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表16-1、表16-2、表18-1、表18-2、表20-1、表20-2及び表13において同じ。

2 「リカバリー時間」とは、スリープモード又はオフモードから稼働準備状態になるまでの時間をいい、算定方法は、以下の式による。

$$\text{リカバリー時間 (秒)} = T_{act1} - T_{act0}$$

T_{act1} : スリープモードから最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

T_{act0} : 稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

3 本表において $\min(A, B)$ は最小関数であり、AとBの小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリー時間の基準の $\min(0.42 \times ipm + 5, 30)$ は、「 $0.42 \times ipm + 5$ 秒」又は「30秒」のいずれかのうち小さい値。

4 長い初期設定のスリープ移行時間 (T_s) を超える製品については、リカバリー時間に関する規定はない。

表 16-1 モノクロプリンタ又はカラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）に係るスリープ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
$ipm \leq 10$	≤ 5 分	≤ 60 分
$10 < ipm \leq 20$	≤ 15 分	
$20 < ipm \leq 30$	≤ 30 分	
$30 < ipm$	≤ 45 分	≤ 120 分

備考) 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。以下表16-2、表18-1、表18-2、表20-1及び表20-2において同じ。

表 16-2 モノクロプリンタ複合機又はカラープリンタ複合機（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）に係るスリープ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
$ipm \leq 10$	≤ 15 分	≤ 60 分
$10 < ipm \leq 20$	≤ 30 分	
$20 < ipm \leq 30$	≤ 45 分	
$30 < ipm$		≤ 120 分

表 17-1 カラープリンタ（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 19$	≤ 0.275	要件なし
$ipm = 20$		基本製品に内蔵し、初期設定されていること
$20 < ipm \leq 40$	$\leq 0.032 \times ipm - 0.397$	基本製品に内蔵し、初期設定されていること
$40 < ipm \leq 60$	$\leq 0.002 \times ipm + 0.833$	
$60 < ipm$	$\leq 0.100 \times ipm - 5.145$	

表17-2 カラープリンタ複合機（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 19	≤ 0.254	要件なし
ipm = 20		基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
20 < ipm ≤ 40	≤ 0.024 × ipm - 0.250	
40 < ipm ≤ 60	≤ 0.011 × ipm + 0.283	
60 < ipm ≤ 80	≤ 0.055 × ipm - 2.401	
80 < ipm	≤ 0.118 × ipm - 7.504	

表18-1 インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
ipm ≤ 10	≤ 5分	≤ 60分	≤ 0.6W	≤ 0.3W
10 < ipm ≤ 20	≤ 15分			
20 < ipm ≤ 30	≤ 30分			
30 < ipm	≤ 45分			

備考) 1 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表8の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表18-2、表20-1及び表20-2において同じ。

2 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」による。以下表18-2、表20-1及び表20-2において同じ。

表18-2 インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ複合機（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
ipm ≤ 10	≤ 15分	≤ 60分	≤ 1.1W	≤ 0.3W
10 < ipm ≤ 20	≤ 30分			
20 < ipm ≤ 30	≤ 45分			
30 < ipm	≤ 120分			

表19-1 業務用モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
85 < ipm ≤ 90	≤ 0.2 × ipm - 6.4	基本製品に内蔵されている
90 < ipm	≤ 0.55 × ipm - 37.9	

備考) A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に0.3kWhを加えたものを基準とする。以下表19-2、表19-3及び表19-4において同じ。

表19-2 業務用モノクロプリンタ複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
85 < ipm	≤ 0.6 × ipm - 36.15	基本製品に内蔵されている

表19-3 業務用カラープリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
49 < ipm ≤ 75	≤ 0.2 × ipm - 2.15	基本製品に内蔵されている
75 < ipm	≤ 0.7 × ipm - 39.65	

表19-4 業務用カラープリンタ複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
49 < ipm ≤ 70	≤ 0.2 × ipm - 2.05	基本製品に内蔵されている
70 < ipm ≤ 80	≤ 0.7 × ipm - 37.05	
80 < ipm	≤ 0.75 × ipm - 41.05	

表20-1 大判プリンタに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力		オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
$ipm \leq 10$	5分	60分	$\leq 4.9W$	$\leq 2.5W$	$\leq 0.3W$
$10 < ipm \leq 20$	15分				
$20 < ipm \leq 30$	30分				
$30 < ipm$	45分				

備考) 「他マーキング技術」とは、インクジェット方式以外のマーキング技術をいう。表20-2において同じ。

表20-2 大判プリンタ複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力		オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
$ipm \leq 10$	≤ 15 分	≤ 60 分	$\leq 5.4W$	$\leq 8.7W$	$\leq 0.3W$
$10 < ipm \leq 20$	≤ 30 分				
$20 < ipm \leq 30$	≤ 45 分				
$30 < ipm$					

表21 モノクロファクシミリ(インクジェット方式を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$ipm \leq 5$	≤ 0.3
$5 < ipm \leq 20$	$\leq 0.04 \times ipm + 0.1$
$20 < ipm \leq 30$	$\leq 0.06 \times ipm - 0.3$
$30 < ipm \leq 40$	$\leq 0.11 \times ipm - 1.8$
$40 < ipm \leq 65$	$\leq 0.16 \times ipm - 3.8$
$65 < ipm \leq 90$	$\leq 0.2 \times ipm - 6.4$
$90 < ipm$	$\leq 0.55 \times ipm - 37.9$

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出されたipm速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm(分当たりの画像枚)とは、1分間にA4又は8.5"×11"の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4用紙と8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速い方を適用する。表17において同じ。
- 2 A3用紙に対応可能な製品(幅が275mm以上の用紙を使用できる製品。)については、区分ごとの基準に0.3kWhを加えたものを基準とする。表17において同じ。
- 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン2.0」による。以下表17及び表18において同じ。

表22 カラーファクシミリ(インクジェット方式を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$ipm \leq 10$	≤ 1.3
$10 < ipm \leq 15$	$\leq 0.06 \times ipm + 0.7$
$15 < ipm \leq 30$	$\leq 0.15 \times ipm - 0.65$
$30 < ipm \leq 75$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.15$
$75 < ipm$	$\leq 0.7 \times ipm - 39.65$

表23 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
5分	$\leq 0.6W$	$\leq 0.5W$

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。
- 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表13の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

表 2 4 スキャナに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
$ipm \leq 10$	≤ 15 分	≤ 60 分	≤ 2.5 W	≤ 0.3 W
$10 < ipm \leq 20$	≤ 30 分			
$20 < ipm \leq 30$	≤ 45 分			
$30 < ipm$	≤ 120 分			

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。
 2 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。
 3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件画像機器の製品基準画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法(平成30年12月改定)」による。

表 2 5-1 製品本体重量の基準

製品本体重量の基準 (kg) = $0.0012 \times \phi \times \alpha \times \beta$
ϕ : 有効光束 (1m)
α : 超短焦点プロジェクタの場合は1.5, 短焦点プロジェクタの場合は1.2, それ以外の場合は1.0
β : 固体光源の場合は2.0, それ以外の場合は1.0

表 2 5-2 消費電力の基準

消費電力の基準 (W) = $0.070 \times \phi \times \alpha \times \beta + 85$
ϕ : 有効光束 (1m)
α : 超短焦点プロジェクタの場合は1.2, 短焦点プロジェクタの場合は1.1, それ以外の場合は1.0
β : 固体光源の場合は1.5, それ以外の場合は1.0

表26 トナーカートリッジ及びインクカートリッジに係るトナー及びインクの「化学安全性」の基準

トナー及びインクの「化学安全性」の基準		
ア トナー及びインクは、以下の①～④を満たすこと。ただし、②及び③に該当する物質の使用が技術的に不可避でありかつ直ちに代替えが困難である場合は、適用免除に関する根拠資料等の情報が開示され、容易に確認できる場合はその限りではない。		
① カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物が処方構成成分として添加されていないこと。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。		
② 規則 (EC) No.1272/2008のAnnex VI, の表3.1のCMRカテゴリ 1A, 1B又は2 (別表1) に分類される各物質が処方構成成分として添加されていないこと。		
別表1 使用を制限する危険有害性カテゴリ		
危険有害性クラス	危険有害性カテゴリコード	CLP規則 (EC) No.1272/2008 Hフレーズ
発がん性	Carc. 1A及び1B	H350: 発がんのおそれ
発がん性	Carc. 1A及び1B	H350i: 吸入による発がんのおそれ
発がん性	Carc. 2	H350: 発がんのおそれの疑い
生殖細胞変異原性	Muta. 1A及び1B	H340: 遺伝性疾患のおそれ
生殖細胞変異原性	Muta. 2	H341: 遺伝性疾患のおそれの疑い
生殖毒性	Repr. 1A及び1B	H360: 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
生殖毒性	Repr. 2	H361: 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
REACH第59条1項に記載のリスト (いわゆるSVHCの候補リスト) に掲げられた物質は対象に含まれる。		
③ トナー及びインクは、混合物として、規則 (EC) No. 1272/2008 のAnnex I に定められた危険有害性カテゴリ STOT SE1, SE2, RE1, RE2 (別表2) に分類されないこと。		
別表2 対象となる危険有害性カテゴリ		
危険有害性クラス	危険有害性カテゴリコード	CLP規則 (EC) No.1272/2008 Hフレーズ
特定標的臓器有害性, 単回暴露	STOT SE1	H370: 臓器の障害
特定標的臓器有害性, 単回暴露	STOT SE2	H371: 臓器の障害のおそれ
特定標的臓器有害性, 反復暴露	STOT RE1	H372: 長期にわたる, または反復暴露により臓器の障害
特定標的臓器有害性, 反復暴露	STOT RE2	H373: 長期にわたる, または反復暴露により臓器の障害のおそれ
④ REACH規則 (EC) No.1097/2006のAnnex XVII Appendix 8 (別表3) にリストされた発がん性芳香族アミンを生成するアゾ着色料 (染料または顔料) が処方構成成分として添加されていないこと。		
別表3 アゾ基の分解により生成してはならないアミン		
	化学物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	<i>o</i> -クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	<i>o</i> -クレジジン	120-71-8
15	4,4'-メチレンビス- (2-クロロアニリン)	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	<i>o</i> -トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	<i>o</i> -アキシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-90-3
イ トナー及びインクに殺虫・殺菌性物質を使用する場合には、「殺生物製品の市場での入手と使用を可能とすることに 関する2012年5月22日付の欧州会議及び理事会規則 (EU) No.528/2012」のAnnex 1 にリストされ、製品分類6に該当する 成分のみを処方構成成分として添加していること。ただし、リストされていない物質を使用する場合には、当該指令に 基づいて承認申請が提出されていれば添加は許されるが、不認可が決定された場合にはその限りでない。		
ウ トナー及びインクに関し、Ames試験において陰性であること。		
エ トナー及びインクのSDS (安全データシート) を備えていること。		

表 2 7 - 1 サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
中央演算処理装置の 種別	中央演算処理装置の ソケット数	
x86	1	8.9
	2	11.9
	4	8.9
SPARC	1	6.3
	2	4.2
	4	3.5
Power	1	4.6
	2	4.9
	4	4.2

- 備考) 1 「x86」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置のうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置以外のものであって、32ビットのアーキテクチャと互換性をもった64ビットのものをいう。
- 2 「SPARC」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置のうち、十進浮動小数点演算を実行する機能とレジスタ制御機能を備えたものをいう。レジスタ制御機能とは、レジスタの内容を中央演算処理装置内に退避及び復元する機構をもつことで、主プログラムで使用中のレジスタの内容をメモリに退避及び復元することなくサブルーチンプログラムでそのレジスタを使用可能とする機能をいう。
- 3 「Power」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置のうち、十進浮動小数点演算を実行する機能を備えているが、レジスタ制御機能は備えていないものをいう。
- 4 エネルギー消費効率の算定法については、「電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成31年経済産業省告示第69号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (1)」による。

2.7-2 クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率算定式

製品形態の種別	区 分				基準エネルギー消費効率の算定式	
	Pスコア	画面サイズ	筐体容量	区分名		
ノートブック パーソナル コンピュータ	8未満	15型未満	—	A	$E=5.21+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$	
		15型以上	—	B	$E=7.75+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$	
	8以上	—	—	C	$E=11.34+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GP}$	
デスクトップ パーソナル コンピュータ	一体形	8未満	—	D	$E=39.87+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$	
		8以上	—	E	$E=53.32+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$	
	分離型	—	—	5L未満	F	$E=29.59+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
		—	—	5L以上 20L未満	G	$E=31.33+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}+TEC_{PW}$
		—	—	20L以上 35L未満	H	$E=28.45+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}+TEC_{PE}$
		—	—	35L以上	I	$E=40.47+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}+TEC_{PE}$

- 備考) 1 「一体形デスクトップパーソナルコンピュータ」とは、コンピュータ本体とディスプレイが一つの交流電源ケーブルを介して交流電力を受け単一機器として機能するデスクトップコンピュータをいう。
 2 「分離型デスクトップパーソナルコンピュータ」とは、ディスプレイを有さないコンピュータ本体と外部ディスプレイからなるデスクトップコンピュータをいう。
 3 「Pスコア」とは、中央演算処理装置のコア数に中央演算処理装置のクロック周波数（単位：ギガヘルツ）を乗じた数値とする。
 4 「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点第2位以下を四捨五入した数値とする。
 5 「筐体容量」とは、電子計算機においてハードウェアを構成する部品を収納する筐体の容量をリットルで表した数値とする。
 6 Eは次の数値を表すものとする。
 E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
 7 TECMEMの数値は次の式により算出するものとする。
 $TECMEM=MMAX \times \alpha M$
 MMAX：キャッシュメモリを除いた最大記憶容量（単位：ギガバイト）
 αM の数値は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とする。

区 分	αM
区分A、B及びC	0.186
区分D、E、F、G、H及びI	0.248

- 8 TECDISは次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる算定式により算出するものとする。

区 分	画面サイズ	TECDIS
区分A、B及びC	—	$TECDIS = (8.76 \times 0.30) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0300 + r \times 0.244)$
区分D及びE	17.4型未満	$TECDIS = (8.76 \times 0.35) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0300 + r \times 0.244)$
	17.4型以上	$TECDIS = (8.76 \times 0.35) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0393)$

S：表示画面の縦寸法に横寸法を乗じて小数点2位以下を四捨五入した数値（単位：平方センチメートル）
 r：画面に表示される総画素数（単位：メガピクセル）

- 9 TECSTは次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とし、2.5型磁気ディスク装置及び3.5型磁気ディスク装置のいずれも有さない場合は0とする。

区 分	磁気ディスク装置の種別	TECST
区分A、B及びC	—	2.510
区分D、E、F、G、H及びI	2.5型磁気ディスク装置を有するもの	3.140
	3.5型磁気ディスク装置を有するもの	20.380

- 10 TECGRは次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる算定式により算出するものとし、独立型GPUを有さない場合は0とする。

区 分	TECGR
区分A、B及びC	$TECGR = 4.198$
区分D、E、F、G、H及びI	$TECGR = 0.587 \times FB + 30.463$

FB：画面に表示する画像データを一時的に保管するメモリ領域（単位：ギガビット/秒）ただし、上記の算定式の結果、TECGRが130以上の場合は130の数値を用いるものとする。

- 11 TECPWの数値は次の式により算出するものとする。
 $TECPW=PAC \times 0.0543$
 PAC：内部電源装置の定格入力（単位：W）
 12 エネルギー消費効率の算定法については、「電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成31年経済産業省告示第69号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

表 2 8 - 1 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びシンクライアントのモード別比率

モード	デスクトップ及び一体型デスクトップ	シンクライアント
T _{GFF}	15%	45%
T _{SL}	45%	5%
T _{LI}	10%	15%
T _{SI}	30%	35%

備考) プロキシ対応型のモード別比率又はプロキシ許容値を適用する製品は、以下の条件 1 又は条件 2 のいずれかを満たしていること。表 2 8 - 2 において同じ。

【条件 1】

- ・ ECMA393 の規格を満たしていること。
- ・ ノートブックコンピュータは表 2 8 - 2 のプロキシ対応型の能力を出荷時の初期設定で有効にしていること。
- ・ デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータは、ECMA393 のフルキャパシティ（プロキシ対応準・全対応）の規格を満たす場合に限り、本項の判断の基準の備考 5 の最大年間消費電力量の算定式において適切なプロキシ許容値適用すること。

【条件 2】

- ・ ノートブックコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータは、スリープモード又は 2.5W 以下の電力でネットワーク接続を維持する代替低電力モードを可能にすること。
- ・ デスクトップコンピュータは、スリープモード又は 3.0W 以下の電力でネットワーク接続を維持する代替低電力モードを可能にすること。

表 2 8 - 2 ノートブックコンピュータのモード別比率

モード	従来型	プロキシ対応型			
		基本能力	遠隔復帰	サービス検知 ネームサービス	全対応
T _{GFF}	25%	25%	25%	25%	25%
T _{SL}	35%	39%	41%	43%	45%
T _{LI}	10%	8%	7%	6%	5%
T _{SI}	30%	28%	27%	26%	25%

表 2 8 - 3 内部電源装置許容値 (A_{IPSU})

電源装置	対象機器	負荷条件別最低効率				電源装置許容値
		10%	20%	50%	100%	
内部電源装置 (IPS)	デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.89	0.015
		0.90	0.92	0.94	0.90	0.03
	一体型 デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.89	0.015
		0.90	0.92	0.94	0.90	0.04

表 2 8 - 4 代替低電力モードの測定電力量に対するプロキシ許容値 (A_{PRV})

対象機器	代替低電力モード又はスリープにおける最大測定電力量 (W)	プロキシ許容値 (A _{PRV})
デスクトップ	2.5	0.12
	3.0	0.06
一体型 デスクトップ	2.0	0.06
	2.5	0.03

備考) 許容値はネットワークの常時接続性を維持する代替低電力モード又はスリープモードを有する製品に適用できる。

表 2 8 - 5 デスクトップコンピュータに対する基本許容値 (TECBASE)

区分	グラフィックス性能	デスクトップコンピュータ	
		性能	基本許容値
T1	一体型又は切替可能 グラフィックス	P ≤ 8	26.0
I2		P > 8	46.0
D1	独立型グラフィックス	P ≤ 8	35.0
D2		P > 8	45.0

備考) Pの算定方法は、次式による。表 2 8 - 6 及び表 2 8 - 7 において同じ。

$$P = \text{CPUのコア数} \times \text{CPUクロック周波数 (GHz)}$$

コア数は物理的なCPUのコア数を表し、CPUクロック周波数（GHz）は、最大TDP周波数を表し、ターボブースト周波数ではない。

表28-6 一体型デスクトップコンピュータに対する基本許容値（TECBASE）

区分	一体型デスクトップコンピュータ	
	性能	基本許容値
1	$P < 8$	9.0
2	$P \geq 8$	27.0

表28-7 ノートブックコンピュータに対する基本許容値（TECBASE）

区分	ノートブックコンピュータ	
	性能	基本許容値
0	$P \leq 2$	6.5
1	$2 < P < 8$	8.0
2	$P \geq 8$	14.0

表 28-8 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアント
 における追加許容値

機能	デスク トップ	一体型 デスクトップ	ノートブック	
TEC _{MEM} (kWh)	1.7 + (0.24 × GB)		2.4 + (0.294 × GB)	
TEC _{GR} (kWh)	$50.4 \times \tanh(0.0038 \times \text{FB_BW} - 0.137) - 23$		$29.3 \times \tanh(0.0038 \times \text{FB_BW} - 0.137) + 13.4$	
TEC _{SW} (kWh)	14.4		適用なし	
TEC _{ST} (kWh)	3.5" HDD	16.5	2.6	
	2.5" HDD	2.1		
	ハイブリッド II DD/SSD	0.8		
	SSD (M.2接続 を含む)	0.4		
TEC _{DIS} (kWh)	A < 190	適用 なし	$8.76 \times 0.30 \times (1 + EP) \times (0.43 \times r + 0.0263 \times A)$	
	190 < A < 210			$[(3.43 \times r) - 0.148 \times A - 1.30] \times (1 + EP)$
	210 ≤ A < 315			$[(3.43 \times r) - 0.018 \times A - 26.1] \times (1 + EP)$
	A > 315			$[(3.43 \times r) - 0.078 \times A - 13.2] \times (1 + EP)$
TEC _{4KES} (kWh)	適用なし		4.0	
TEC _{1010G} (kWh)	4.0		適用なし	
TEC _{10G} (kWh)	18.0		適用なし	

- 備考) 1 TECMEMは、システム搭載メモリのGB毎に適用するものとする。
 2 TECGRは、システムに搭載した独立型グラフィックスに適用するものとする。切替可能なグラフィックスには適用しない。
 3 FB_BWは、ギガバイト毎秒 (GB/s) によるディスプレイフレームバッファ幅であり、算定方法は、次式による。

$$\text{FB_BW} = \text{データレート (MHz)} \times \text{フレームバッファ幅} / (8 \times 1000)$$

 4 切替可能グラフィックス (TECSW) には、独立型グラフィックス許容値 (TECGR) を適用することはできないものとする。ただし、切替可能グラフィックスを提供し、初期設定で自動切替の場合、デスクトップコンピュータ及び一体型デスクトップコンピュータについては、許容値14.4を適用することができる。
 5 TECSTは、製品に追加内部記憶装置 (ストレージ) が存在する場合に1回のみ適用することができる。
 6 TECDISにおけるEPは、性能強化ディスプレイに関する許容値であり、次のとおり。
 EP=0: 性能強化ディスプレイなし
 EP=0.3: 性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が27インチ未満
 EP=0.75: 性能強化ディスプレイであり、両面の対角線が27インチ以上
 rはスクリーン解像度 (メガピクセル)、Aは可視スクリーン面積 (平方インチ)。出荷時及び測定時に複数のディスプレイがある場合はディスプレイごとに許容値を適用する。
 7 TEC4KESは、モバイルワークステーションの定義を満たす場合に1回のみ適用することができる。
 8 TEC1010Gは、スループット1GB/秒以上10GB/秒未満のイーサネットポートをシステムに有する場合に1回のみ適用することができる。
 9 TEC10Gは、10GB/秒イーサネットポートをシステムに有する場合に1回のみ適用することができる。

表 2 9 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分			基準エネルギー消費効率又は算定式
磁気ディスク装置 1台当たりのディスク ドライブ搭載可 能数	ディスクドライブの外形寸法	ディスク枚数	
1台		1枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$
		2枚又は3枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$
		4枚以上	$E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$
2台以上:11台以下	—	—	$E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)$
12台以上	3.5型(幅75mm超)を含む構成	—	0.00213
	2.5型(幅75mm以下)のみの構成	—	$E = \exp(0.952 \times \ln(N) - 14.2) / 0.5$

備考) 1 E及びNは次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率 N : ディスクドライブの回転数(単位:回毎分)

2 lnは底をeとする対数を表す。

3 回転数の異なるディスクドライブが混載される場合にあっては、回転数(N)は、各ディスクドライブの回転数を搭載台数で加重平均した値とする。

4 幅はディスクドライブ外形の3つの辺のうち、長さが中間であるものとする。

5 エネルギー消費効率の算定法については、「磁気ディスク装置のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成22年経済産業省告示第75号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表 3 0 - 1 コンピュータモニタに係る最大消費電力量基準

可視画面面積(平方インチ)	最大消費電力量基準(kWh)
$A < 190$	$(4.00 \times r) + (0.172 \times A) + 1.50$
$190 \leq A < 210$	$(4.00 \times r) + (0.020 \times A) + 30.40$
$210 \leq A < 315$	$(4.00 \times r) + (0.091 \times A) + 15.40$
$A \geq 315$	$(4.00 \times r) + (0.182 \times A) - 13.20$

備考) rは画面解像度(メガピクセル)を、Aは可視画面面積(平方インチ)をそれぞれ表す。

表 3 0 - 2 コンピュータモニタに係るHDRディスプレイの消費電力量の許容値

VESA Display HDR適合	許容値(kWh)
HDR600	$0.05 \times E_{TFC_MAX}$
HDR1000	$0.10 \times E_{TFC_MAX}$

備考) 1 HDRディスプレイの消費電力量の許容値はDisplay HDR600又は1000を満たすモデルに適用される。

2 E_{TFC_MAX} は最大消費電力量基準を、rは画面解像度(メガピクセル)をそれぞれ表す。

表 3 1 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

	デジタル印刷機エネルギー消費効率 (W)			
	A 3 対応機		B 4 対応機, A 4 対応機	
	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時
プリンタ機能標準装備型	35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5	22	
	プリンタ機能なし		24	19

備考) 1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。

2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。

3 「A 3 対応機」、「B 4 対応機」、「A 4 対応機」とは、次による。

A 3 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ287mm, 409mm以上のもの

B 4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ250mm, 353mm以上のもの

A 4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ204mm, 288mm以上のもの

4 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$$E = (A + 7 \times B) / 8$$

A：機械立ち上げ時の1時間における消費電力量 (Wh)

- ・電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して1版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で2版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- ・電源投入後速度変更はしない。

B：通常時の1時間における消費電力量 (Wh)

- ・Aの測定終了後1版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で2版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A, Bの測定条件

- ① 1版当たりの印刷枚数 200枚/版
- ② 1時間の製版枚数 2版/時
- ③ 1時間の印刷枚数 400枚/時
- ④ 印刷速度 工場出荷時に設定された電源投入時の速度
- ⑤ テストチャート A 4、画像面積比率4～7%
- ⑥ 標準印刷用紙 64g/m²の上質紙
- ⑦ 測定時の環境条件 温度：21±3℃、湿度：65±10%
測定前に12時間以上放置
- ⑧ プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。
- ⑨ 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は5分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。
- ⑩ プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない。また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

表3 2 一次電池に係る最小平均持続時間

通称	主な用途など	放電試験条件			最小平均持続時間	
		放電負荷	1日当たりの放電時間	終止電圧	初度	12か月貯蔵後
単形1	携帯電灯	2.2Ω	注1	0.9V	750分	675分
	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V	16時間	14時間
	ポータブルステレオ	600mA	2時間	0.9V	11時間	9.9時間
単形2	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	14時間	12時間
	携帯電灯	3.9Ω	注1	0.9V	790分	710分
	ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9V	8時間	7.2時間
単形3	デジタルカメラ	1,500mW 650mW	注2	1.05V	40回	36回
	携帯電灯(LED)	3.9Ω	注3	0.9V	230分	205分
	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	5時間	4.5時間
	玩具(モーターなし)	250mA	1時間	0.9V	5時間	4.5時間
	CDプレーヤ・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9V	15時間	13時間
	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注4	1.0V	30時間	27時間
単形4	携帯電灯	5.1Ω	注3	0.9V	130分	115分
	モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8V	120分	105分
	デジタルオーディオ	50mA	注5	0.9V	12時間	10時間
	リモコン	24Ω	注6	1.0V	14.5時間	13.0時間

注1：4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。
 注2：5分放電(1,500mWの2秒放電・650mWの28秒放電の交互放電)・55分放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。
 注3：4分放電・56分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。
 注4：1時間放電・7時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。
 注5：1時間放電・11時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。
 注6：15秒放電・45秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

表3 3 携帯電話等に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	製品等の省資源化(小型化、軽量化)	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。
リユース配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
リサイクル配慮設計	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。 複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。 異種材料の分離が容易な構造であること。
	分別の容易性	リサイクルのための分離・分解が容易であること。
		リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。 製品の筐体使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。

表3-4 電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫に係る基準エネルギー消費効率算定式

種 別	区 分		基準エネルギー消費効率 の算定式
	冷却方式	定格内容積	
電気冷蔵庫及び 電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	—	$E_1=0.735 \times V_1+122$
	冷気強制循環法式のもの	375リットル以下	$E_1=0.199 \times V_1+265$
		375リットル超	$E_1=0.281 \times V_1+112$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの	—	$E_2=0.589 \times V_2+74$
	冷気強制循環法式のもの	—	$E_2=1.328 \times V_2+80$

備考) 1 E₁、V₁及びE₂、V₂は、次の数値を表すものとする。

E₁: 基準エネルギー消費効率 (単位: kWh/年)

V₁: 調整内容積 (各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値) (単位: L)

$$V_1 = \sum (K_{ci} \times V_i) \quad (i=1, \dots, n)$$

K_{ci}: 調整内容積係数 (次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値)

V_i: 定格内容積 (次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値) (単位: L)

n: 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数 (K _{ci})
パントリー	0.38
セラー	0.62
冷蔵	1
チラー	1.1
ゼロスター	1.19
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

E₂: 基準エネルギー消費効率 (単位: kWh/年)

V₂: 調整内容積 (各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値) (単位: L)

$$V_2 = \sum (K_{ci} \times V_i) \quad (i=1, \dots, n)$$

K_{ci}: 調整内容積係数 (次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値)

V_i: 定格内容積 (次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値) (単位: L)

n: 電気冷凍庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数 (K _{ci})
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成28年経済産業省告示第38号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (3)」による。

3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成28年経済産業省告示第39号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (3)」による。

表35-1 液晶テレビ又は有機ELテレビに係る基準エネルギー消費効率の算定式

パネル種類	区分	基準エネルギー消費効率の算定式
	画素数	
液晶	2K未満	$E = 0.00407 \times A + 30.08$
	2K以上4K未満	$E = 0.00605 \times A + 56.13$
	4K以上	$E = 0.00728 \times A + 62.99$
有機EL	—	$E = 0.02136 \times A - 16.40$ (A < 4, 258の場合73.0)

備考) 1 E及びAは次の数値を表すものとする。

E: 基準エネルギー消費効率 (単位: kWh/年)

A: 画面面積 (単位: 平方センチメートル)

2 表35-2に掲げる付加機能を有するものについては、エネルギー消費効率から表35-2の右欄の想定消費電力量の数値を減じた数値で判断するものとする。

3 エネルギー消費効率の算定方法については、「テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成22年経済産業省告示第24号)の「2 エネルギー消費効率の測定方法 2-2」による。

表35-2 液晶テレビ又は有機ELテレビに係る付加機能に対する想定消費電力量

付加機能	想定消費電力量 (kWh/年)
2Kチューナーを2つ以上内蔵	2.8
4Kチューナーを2つ以上内蔵	5.5
録画装置内蔵 (HDD3.5インチ)	11.0
録画装置内蔵 (HDD2.5インチ)	4.8
録画装置内蔵 (SSD)	3.7
ブルーレイディスクレコーダー又はDVDレコーダー内蔵 (4K以上に対応)	23.9
ブルーレイディスクレコーダー又はDVDレコーダー内蔵 (4K未満に対応)	16.7
動画倍速表示 (4K以上に対応)	18.3
動画倍速表示 (4K未満に対応)	17.0

備考) 「動画倍速表示」とは、1秒間に120コマ以上の静止画を表示するものをいう。

表36 電気便座に係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区分	基準エネルギー消費効率	
	温水洗浄便座 (洗浄機能有り)	貯湯式 (貯湯タンク有り)
	瞬間式 (貯湯タンク無し)	97

備考) 1 「温水洗浄便座」とは、暖房用の便座に温水洗浄装置を組み込んだものをいう。

2 エネルギー消費効率の算定法については、「電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成19年経済産業省告示第288号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

表37 電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

機能	区分		基準エネルギー消費効率
	加熱方式	庫内容積	
オープン機能を有するもの以外 (単機能レンジ)			60.1
オープン機能を有するもの (オープンレンジ)	ヒーターの露出があるもの (熱風循環加熱方式のものを除く。)	30L未満のもの	73.1
		30L以上のもの	78.2
	ヒーターの露出があるもの以外 (熱風循環加熱方式のものを除く。)	30L未満のもの	70.4
		30L以上のもの	79.6
	熱風循環加熱方式のもの		73.5

備考) 1 「庫内容積」とは、家庭用品品質表示法 (昭和37年法律第104号) に基づく電気機械器具品質表示規程で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。

2 エネルギー消費効率の算定法については、「電子レンジのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成18年経済産業省告示第63号)の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表38-1 家庭用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

ユニットの形態	区分		基準エネルギー消費効率又は算定式
	冷房能力	仕様	
直吹き形で壁掛け形のもの	2.8kW 以下	寒冷地仕様以外のもの	6.6
		寒冷地仕様のもの	6.2
	2.8kW 超28.0kW 以下	寒冷地仕様以外のもの	$E = 6.84 - 0.210 \times (A - 2.8)$ ただし、E=6.6を上限、E=5.3を下限とする。
		寒冷地仕様のもの	$E = 6.41 - 0.210 \times (A - 2.8)$ ただし、E=6.2を上限、E=4.9を下限とする。
直吹き形で壁掛け形以外のもの (マ	3.2kW 以下	—	5.4

ルタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	3.2kW 超4.0kW 以下	—	5.0
	4.0kW 超28.0kW 以下	—	4.5
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	—	5.6
	4.0kW 超7.1kW 以下	—	5.6
	7.1kW 超28.0kW 以下	—	5.5

- 備考) 1 「寒冷地」とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）」別表第10に規定する地域の区分のうち、1、2、3又は4の地域をいう。
- 2 「寒冷地仕様のもの」とは、寒冷地での使用を想定したものであって、次の①から③までの仕様をすべて満たすものをいう。
- ①積雪、低温に起因する故障を防止するように設計・製造されたもの。
- ②JIS B 8615-1:2013 暖房極低温（-7℃）で定格暖房標準能力以上を発揮するもの。
- ③JIS C 9612:201 解説表に記載されている地域の寒冷地最低外気温（-15℃以下）でJIS B 8615-1:2013 6.3.5の運転性能要求事項を満たすもの。
- 3 E及びAは次の数値を表すものとする。
- E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）
- A：冷房能力（単位：kW）
- 4 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成21年経済産業省告示第213号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（3）」による。

表38-2 業務用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

形態及び機能	区 分		基準エネルギー消費効率 又は算定式
	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW未満	E=6.0
		3.6kW以上10.0kW未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW以上20.0kW未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
	四方向カセット形以外	20.0kW以上28.0kW以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
		3.6kW未満	E=5.1
		3.6kW以上10.0kW未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW以上20.0kW未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0kW以上28.0kW以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
		10.0kW未満	E=5.7
		10.0kW以上20.0kW未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$
		20.0kW以上40.0kW未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	40.0kW以上50.4kW以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$
		20.0kW未満	E=4.9
	ダクト形	20.0kW以上28.0kW以下	E=4.9
		20.0kW未満	E=4.7
		20.0kW以上28.0kW以下	E=4.7

- 備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。
- 2 E及びAは次の数値を表すものとする。
- E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）
- A：冷房能力（単位：kW）
- 3 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成21年経済産業省告示第213号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

表39-1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

- 備考) エネルギー消費効率の算定法については、「ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成18年経済産業省告示第55号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表39-2において同じ。

表39-2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

給排気方式	区 分		基準エネルギー消費効率 またはその算定式
	伝熱方式		
密閉式	自然対流式		83.5
	強制対流式		86.0
半密閉式	放射式		69.0
	放射式以外のもの 最大燃料消費量が1.5L/h以下のもの		67.0
	放射式以外のもの 最大燃料消費量が1.5L/hを超えるもの		$E=-3.0 \times L + 71.5$

- 備考) E及びLは、次の数値を表す。（E：基準エネルギー消費効率（単位：%）、L：最大燃料消費量（単位：L/h））

表 4 0 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

想定世帯	貯湯容量	仕様	保温機能	貯湯缶数	基準エネルギー消費効率
標準 (4人世帯)	240リットル未満	寒冷地仕様 以外のもの	有	一缶	2.8
				多缶	2.1
			無	一缶	3.0
		多缶		2.6	
		寒冷地仕様	有	一缶	2.3
				多缶	2.0
	無		一缶	2.6	
		多缶	2.3		
	240リットル以上 320リットル未満	寒冷地仕様 以外のもの	有	一缶	2.8
				多缶	2.8
			無	一缶	3.2
		多缶		2.8	
		寒冷地仕様	有	一缶	2.3
				多缶	2.0
	無		一缶	2.7	
		多缶	2.3		
	320リットル以上 550リットル未満	寒冷地仕様 以外のもの	有	一缶	3.3
				多缶	2.8
			無	一缶	3.2
		多缶		2.8	
		寒冷地仕様	有	一缶	2.7
				多缶	2.3
	無		一缶	2.7	
		多缶	2.3		
550リットル以上	寒冷地仕様 以外のもの	有	一缶	2.9	
			多缶	2.5	
		無	一缶	2.9	
	多缶		2.5		
	寒冷地仕様	有	一缶	2.4	
			多缶	2.1	
無		一缶	2.5		
	多缶	2.2			
少人数 (2人世帯)	—	寒冷地仕様 以外のもの	有	—	2.4
			無	—	2.8
		寒冷地仕様	有	—	2.0
			無	—	2.4

備考) 1 「貯湯容量」とは、JIS C 9220に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量をいう。
 2 「寒冷地仕様」とは、JIS C 9220に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様をいう。
 3 「保温機能」とは、ふろの湯を循環加温する機能をいう。
 4 エネルギー消費効率の算定法については、「電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成25年経済産業省告示第38号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表 4 1 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

ガス温水機器の種別	通気方式	区 分		基準エネルギー消費効率
		循環方式	給排気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式		開放式	83.5
			開放式以外のもの	78.0
	強制通気式		屋外式以外のもの	80.0
			屋外式	82.0
ガスふろがま(給湯付のもの以外)	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの)	75.5
			密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外)	71.0
		強制通気式	自然循環式	76.4
			強制循環式	70.8
	強制通気式	自然循環式	自然循環式	77.0
			強制循環式	77.0
ガスふろがま(給湯付のもの)	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの)	78.0
			密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外)	77.0
		強制通気式	自然循環式	78.9
			強制循環式	76.1
	強制通気式	自然循環式	屋外式以外のもの	78.8
			屋外式	80.4
ガス暖房機器(給湯付のもの以外)				83.4
ガス暖房機器(給湯付のもの)				83.0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、「ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成18年経済産業省告示第57号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表 4 2 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

用途	区 分		基準エネルギー消費効率
	加熱形態	給排気方式又は制御方式	
給湯用のもの	瞬間形		86.0
	貯湯式であって急速加熱形のもの		87.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		85.0
暖房用のもの	瞬間形	開放形	85.3
		半密閉式	79.4
		密閉式	82.1
	貯湯式であって急速加熱形のもの	オンーオフ制御	87.0
		オンーオフ制御以外のもの	82.0
貯湯式であって急速加熱形以外のもの		84.0	
浴用のもの	伝熱筒のあるもの		75.0
	伝熱筒のないもの		61.0

備考)

- 1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。
- 4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間(JIS S 3031に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。)が200秒以内のものをいう。
- 5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。
- 6 「オンーオフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。
- 7 エネルギー消費効率の算定法については、「石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成18年経済産業省告示第58号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表 4 3-1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

ガス調理機器の種別	区 分		基準エネルギー消費効率
	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2口以下	56.3
		3口以上	52.4
	組込形	2口以下	53.0
		3口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

備考)

- 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁または台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
- 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 6 こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成18年経済産業省告示第56号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。

表 4 3-2 ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

燃焼方式	調理方式	グリル部
		基準エネルギー消費効率の算定式
片面焼き	水あり	$E=25.1Vg+123$
	水なし	$E=25.1Vg+16.4$
両面焼き	水あり	$E=12.5Vg+172$
	水なし	$E=12.5Vg+101$

備考)

- 1 E及びVgは、次の数値を表すものとする。
E: グリル部基準エネルギー消費効率(単位:Wh)
Vg: 庫内容積(単位:L)
- 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
- 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
- 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
- 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
- 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。
- 7 グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成18年経済産業省告示第56号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表4-3-3 ガス調理機器のオープン部（ガスオープンを含む）に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オープン部 基準エネルギー消費効率の算定式
卓上又は据置形	$E=18.6V_0+306$
組込形	$E=18.6V_0+83.3$

- 備考) 1 E及びV₀は、次の数値を表すものとする。
 E：オープン部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）
 V₀：庫内容積（単位：L）
 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
 4 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
 5 「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。
 6 オープン部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成18年経済産業省告示第56号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

表4-4-1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準1（投光器及び防犯灯を除く）

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	144lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	102lm/W以上
電球色	

- 備考) 1 「光源色」は、JIS Z 9112（蛍光灯ランプ・LEDランプの光源色及び演色性による区分）に規定する光源色の区分に準ずるものとする。（表4-4-2及び表4-5において同じ。）
 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を發するものは、本項の「LED照明器具」に含まれないものとする。
 3 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を144lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を96lm/W以上とする。
 4 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を156lm/W以上とする。

表4-4-2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準2（投光器及び防犯灯を除く）

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	120lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	85lm/W以上
電球色	

- 備考) 1 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を95lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を80lm/W以上とする。
 2 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を130lm/W以上とする。

表4-5 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率	
	投光器	防犯灯
昼光色	105lm/W以上	80lm/W以上
昼白色		
白色		
温白色	90lm/W以上	対象外
電球色		

表4-6-1 E26、E17又はGX53口金の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	110lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	98.6lm/W以上
電球色	

備考) 次のいずれかに該当する場合は、表4-6-2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。

- ① 電源電圧50V以下のもの
- ② 平均演色指数Raが90以上のもの
- ③ 調光器対応機能付きのもの

表 4 6 - 2 E26, E17又はGX53口金以外の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	80lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	70lm/W以上
電球色	

備考) 調光・調色対応の電球形LEDランプについては、表 4 6 - 2の光源色別の区分のランプ効率の基準から51lm/Wを差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

表 4 6 - 3 電球形蛍光ランプに係る基準エネルギー消費効率

区 分		消費エネルギー消費効率	
蛍光ランプの大きさの区分	蛍光ランプの光源色		
10	電球色	60.6	
	昼白色	58.1	
	昼光色	55.0	
15	電球色	67.5	
	昼白色	65.0	
	昼光色	60.8	
25	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	72.4
		蛍光ランプが露出していないもの	69.1
	昼白色	蛍光ランプが露出しているもの	69.5
		蛍光ランプが露出していないもの	66.4
	昼光色	蛍光ランプが露出しているもの	65.2
		蛍光ランプが露出していないもの	62.3

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電球形蛍光ランプ」には含まれないものとする。

- ① 蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの
- ② 光束を調節する機能を有するもの
- ③ 鶏舎用に設計されたもの
- ④ 蛍光ランプが分離できるもの
- ⑤ 蛍光ランプを保護するためのグループが透明なもの

2 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、JIS C 7620-2に規定する大きさの区分をいう。

3 エネルギー消費効率の算定法は、「蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成22年経済産業省告示第54号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表 4 7 - 1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区 分		二酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス(1.7t以下) ・軽量貨物車	JC08モード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス(1.7t超) ・中量貨物車	JC08モード	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
	WLTCモード	2.55g/km以下	0.075g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	JC08モード	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	4.02g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

2 「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

3 「中量貨物車」とは、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

5 排出ガスの測定モードに即しJC08モード又はWLTCモードのいずれかを満たすこと。

表4-7-2 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車及びLPガス乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区 分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が 741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上	18.2km/L以上	12.9km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上	12.1km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上	11.3km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上	14.9km/L以上	10.6km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	12.7km/L以上	14.0km/L以上	10.0km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	11.9km/L以上	13.1km/L以上	9.3km/L以上
車両重量が2,271kg以上	10.6km/L以上	11.7km/L以上	8.3km/L以上

【参考】車両重量とエンジン総排気量の日安（ガソリン乗用車の例）

エンジン総排気量	車両重量
～660cc（軽自動車）	650～1,000kg
661～1,000cc	800～900kg
1,001～1,500cc	850～1,200kg
1,501～2,000cc	1,100～1,550kg
2,001～2,500cc	1,400～1,650kg
2,501～3,000cc	1,500～1,900kg

注）市販され調達基準を満たす車両のサンプルから作成。

表4-7-3 小型バス（車両総重量3.5t以下）に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区 分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表 4 7-4-1 ガソリン小型貨物車に係るJC08モード又はWLTGモード燃費基準

自動車の種別	変速装置の方式	区 分		燃費基準値
		車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造A	24.4km/L以上
		741kg以上		21.3km/L以上
		手動式以外のもの		741kg未満
	741kg以上 856kg未満			20.6km/L以上
	856kg以上			19.8km/L以上
	手 動 式	741kg未満		構造B
		741kg以上 856kg未満	18.9km/L以上	
		856kg以上 971kg未満	18.1km/L以上	
		971kg以上	17.2km/L以上	
	手動式以外のもの	741kg未満		17.2km/L以上
		741kg以上 856kg未満		16.8km/L以上
		856kg以上 971kg未満		16.2km/L以上
971kg以上		15.4km/L以上		
軽量貨物車	手 動 式	1,081kg未満		21.3km/L以上
		1,081kg以上		19.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		20.0km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		18.2km/L以上
中量貨物車	手 動 式	1,311kg未満	構造A	14.9km/L以上
				1,311kg以上
	手 動 式	1,311kg未満	構造B1	12.5km/L以上
			構造B2	11.8km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造B1	11.1km/L以上
			構造B2	10.7km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造B1	10.8km/L以上
			構造B2	10.4km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造B1	10.5km/L以上
			構造B2	10.2km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.8km/L以上
		1,761kg以上	構造B1	10.2km/L以上
			構造B2	9.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,311kg未満	構造B1	11.4km/L以上
			構造B2	11.0km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	10.2km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造B1	10.1km/L以上
			構造B2	9.3km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造B1	9.9km/L以上
			構造B2	9.0km/L以上
		1,651kg以上	構造B2	8.3km/L以上
			1,651kg以上1,761kg未満	構造B1
1,761kg以上1,871kg未満				9.2km/L以上
1,871kg以上			8.9km/L以上	

備考) 1 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。

イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。以下同じ。

3 「構造B1」とは、構造Bのうち備考1ロに掲げる要件に該当する構造をいう。以下同じ。

4 「構造B2」とは、構造Bのうち構造B1以外の構造をいう。以下同じ。

表 4 7 - 4 - 2 ディーゼル小型貨物車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

自動車の種別	区 分			燃費基準値	
	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造A	26.8km/L以上	
		741kg以上		23.4km/L以上	
		手動式以外のもの		741kg未満	24.1km/L以上
				741kg以上 856kg未満	22.6km/L以上
				856kg以上	21.8km/L以上
	手 動 式	741kg未満	構造B	21.0km/L以上	
		741kg以上 856kg未満		20.8km/L以上	
		856kg以上 971kg未満		19.9km/L以上	
		971kg以上		18.9km/L以上	
		手動式以外のもの		741kg未満	18.9km/L以上
	741kg以上 856kg未満		18.5km/L以上		
	856kg以上 971kg未満		17.8km/L以上		
	971kg以上		17.0km/L以上		
	軽量貨物車	手 動 式	1,081kg未満		23.4km/L以上
1,081kg以上				21.6km/L以上	
手動式以外のもの		1,081kg未満		22.0km/L以上	
		1,081kg以上1,196kg未満		20.0km/L以上	
		1,196kg以上		18.6km/L以上	
中量貨物車	手 動 式	1,421kg未満	構造A又は構造B1	15.2km/L以上	
			構造B2	15.0km/L以上	
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	14.8km/L以上	
			構造B2	13.5km/L以上	
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	14.5km/L以上	
			構造B2	13.2km/L以上	
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	14.3km/L以上	
			構造B2	13.0km/L以上	
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	14.0km/L以上	
			構造B2	12.6km/L以上	
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	13.4km/L以上	
			構造B2	11.9km/L以上	
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	12.9km/L以上	
			構造B2	11.8km/L以上	
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	12.3km/L以上	
			構造B2	11.7km/L以上	
		手動式以外のもの	1,421kg未満	構造A又は構造B1	13.8km/L以上
				構造B2	13.1km/L以上
	1,421kg以上1,531kg未満		構造A又は構造B1	13.4km/L以上	
			構造B2	12.4km/L以上	
	1,531kg以上1,651kg未満		構造A又は構造B1	12.1km/L以上	
			構造B2	11.4km/L以上	
	1,651kg以上1,761kg未満		構造A又は構造B1	11.9km/L以上	
			構造B2	11.1km/L以上	
	1,761kg以上1,871kg未満		構造A又は構造B1	11.6km/L以上	
			構造B2	10.2km/L以上	
	1,871kg以上1,991kg未満		構造A又は構造B1	11.3km/L以上	
			構造B2	10.0km/L以上	
	1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	10.8km/L以上		
		構造B2	9.5km/L以上		
2,101kg以上	構造A又は構造B1	9.9km/L以上			
	構造B2	9.2km/L以上			

表 4 7-4-3 LPガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造B	13.3km/L以上
			構造A	14.1km/L以上
	手動式以外のもの	828kg以上	構造B	13.1km/L以上
		703kg未満	構造A	12.1km/L以上
			構造B	12.7km/L以上
703kg以上 828kg未満	構造A	12.9km/L以上		
	構造B	12.1km/L以上		
828kg以上			11.7km/L以上	
	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上
1,016kg以上			12.3km/L以上	
手動式以外のもの		1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
中量貨物車（車両総重量が2.5t以下のものに限る）	手 動 式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上
			構造B	9.6km/L以上
		1,266kg以上 1,516kg未満		8.4km/L以上
	手動式以外のもの	1,516kg以上		7.3km/L以上
		1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
			構造B	8.8km/L以上
1,266kg以上		8.1km/L以上		

表 4 7-5 路線バス、一般バス（車両総重量3.5t超）に係るJH15モード（重量車モード）燃費基準

区 分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が3.5t超 6t以下	7.32km/L以上	9.49km/L以上
車両総重量が 6t超 8t以下		6.85km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下	6.62km/L以上	6.69km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下	6.06km/L以上	5.99km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下	5.40km/L以上	5.47km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下	4.44km/L以上	4.26km/L以上
車両総重量が 16t超		3.75km/L以上

備考) 1 「路線バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。
 2 「一般バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車であって、路線バス以外の自動車をいう。

表 4 7-6 トラック等（車両総重量3.5t超）に係るJH15モード（重量車モード）燃費基準

区 分	最大積載量	燃費基準値
車両総重量が3.5t超7.5t以下	最大積載量が1.5t以下	11.37km/L以上
	最大積載量が1.5t超2t以下	10.87km/L以上
	最大積載量が2t超3t以下	9.99km/L以上
	最大積載量が3t超	8.53km/L以上
車両総重量が7.5t超8t以下		7.60km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下		6.85km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下		6.30km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下		5.97km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下		5.22km/L以上
車両総重量が 16t超20t以下		4.36km/L以上
車両総重量が 20t超		4.24km/L以上

表 4 7-7 トラクタ（車両総重量3.5t超のけん引自動車）に係るJH15モード（重量車モード）燃費基準

区 分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトラクタ	3.24km/L以上
車両総重量が20t超のトラクタ	2.11km/L以上

表 4 8 - 1 太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価方法等

目的	評価項目	事前評価方法等
減量化・共通化	減量化	モジュールに使用する原材料を削減するため、質量を評価していること。
	部品の削減	モジュールに使用されている部品の点数・種類を評価していること。
	部品の共通化	他機種と共通化している部品の割合を評価していること。
再生資源の使用	再生資源の使用	モジュールに使用されている部品のうち、再生資源を使用した部品の割合を評価していること。
長期使用	耐久性の向上	モジュールの信頼性試験結果を評価していること。
	耐汚染性の向上	モジュールの表面の耐汚染性を評価していること。
撤去の容易性	撤去作業の容易性	使用済みモジュールの撤去が容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
再生資源等の活用	リサイクル可能率の向上	モジュール全体質量のうち、リサイクル可能な部品や材料の質量の比率を評価していること。
解体・分別処理の容易化	フレーム解体の容易性	分別処理のために、モジュールのフレームの解体が容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
	フレーム解体で取り外すネジの数量・種類の削減	フレーム解体時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	フレーム解体のための情報提供	フレームを取り外す際に、フレームの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	端子箱解体の容易性	端子ボックスのモジュールからの取外しが容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
	端子箱解体で取り外すネジの数量・種類の削減	端子ボックスの取外し時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	端子箱解体のための情報提供	端子箱を取り外す際に、端子ボックスの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
環境保全性	環境負荷物質等の減量化	モジュールに含まれる環境負荷物質、適正処理・リサイクル処理に当たって負荷要因となる原材料の質量を評価していること。
情報の提供	使用、保守点検、安全性に関する情報提供	使用上の注意、故障診断及びその措置、保守点検・修理、安全性等に関する情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報提供	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
ライフサイクルの各段階における環境負荷低減	ライフサイクルアセスメントの実施	資源採取、製造段階、使用段階、撤去、解体、適正処理・リサイクルまでの一連のライフサイクルの各段階における環境負荷を定量的に評価していること。

表 4 8 - 2 太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示（基準状態）	年間の推定発電電力量 算定条件（用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等）
	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件（モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載）
		温度の影響（モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載）
	その他（配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載）	
周辺機器	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式 等
	接続箱	形式 等
	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、（有の場合）回収・リサイクル方法
保守点検・修理、維持管理の要件	保守点検	範囲、体制、内容
	修理	範囲、体制、内容
	維持管理	範囲、体制、内容
モジュール及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項（使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等） 等
	保証体制	保証履行期限 等

表 4 8 - 3 集熱器に係る日集熱効率の基準

集熱器の区分		H集熱効率	
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体	基準値 1	基準値 2
液体	平板形透過体付き	60%以上	40%以上
	真空ガラス管形	50%以上	40%以上
空気	平板形	透過体付き	40%以上
		透過体なし	—
太陽光発電機能付き	—	—	10%以上

備考) 空気集熱式の集熱器であって平板形透過体なしのもの及び太陽光発電機能付き集熱器に係る判断の基準は基準値 2 のみとする。

表 4 8 - 4 太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量 算定条件 (用いた日射量データ, 集熱器及び蓄熱槽の損失等)
	集熱効率40%が得られない条件及び要因	影の影響, H射条件 (集熱器への影のかかり方やH射条件と集熱効率の下がり方の対応について, 具体的に記載)
		温度の影響 (集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応について具体的に記載)
		気候条件, 地理条件 (気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載)
	その他 (配管や配線, 受光面の汚れによる損失等, 具体的に記載)	
集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法, 廃棄時の注意事項 (使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等) 等
	保守点検	保守点検の条件 (点検の頻度等) 等
	保証体制	保証条件 (修理・交換の対応範囲, 内容), 保証履行期限 等

表 4 9 - 1 ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)	
	HC+NOx	CO
66cc未満	50	610
66cc以上100cc未満	40	
100cc以上225cc未満	16.1	
225cc以上	12.1	

備考) 排出ガスの測定方法はJIS B 8008-4のG2モードによる。

表 4 9 - 2 ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排出ガス基準値 (g/kWh)		
NMHC+NOx	CO	PM
7.5	8	0.4

備考) 排出ガスの測定方法はJIS B 8008-4のD2モードによる。

表50 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（抄）

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
空気調和設備、換気設備	<p>ア. 空気調和を施す区画を限定し、ブラインドの管理等による負荷の軽減、設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等についての管理標準を設定。なお、冷暖房温度は、政府の推奨する設定温度を勘案した管理標準とする。</p> <p>イ. 燃焼を行う熱源設備の管理は、空気比についての管理標準を設定。</p> <p>ウ. 熱源設備、熱搬送する設備、空気調和機設備の管理は、外気条件変動等に応じ、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。</p> <p>エ. 複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。</p> <p>オ. 熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。</p> <p>カ. 空気調和機設備が複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により総合的にエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。</p> <p>キ. 換気設備の管理は、換気を施す区画を限定し、換気量、運転時間、温度等についての管理標準を設定。</p>	<p>ア. 空気調和を施す区画ごとに、温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p> <p>イ. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p> <p>ウ. 換気を施す区画ごとに温度、二酸化炭素濃度その他の空気の状態の把握及び換気効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>ア. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、保温材や断熱材の維持、フィルターの目づまり及び凝縮器や熱交換器に付着したスケールの除去等個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>イ. 空気調和設備、換気設備の自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>ウ. 換気設備を構成するファン、ダクト等は、フィルターの目づまり除去等個別機器の効率及び換気設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p>
ボイラー設備、給湯設備	<p>ア. ボイラー設備は、ボイラーの容量及び使用する燃料の種類に応じて空気比についての管理標準を設定。</p> <p>イ. ア. の管理標準は、ボイラーに関する基準空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定。</p> <p>ウ. ボイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間に関する管理標準を設定し、適切に運転し過剰な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくす。</p> <p>エ. ボイラーへの給水は水質に関する管理標準を設定し、水質管理を行う。なお、給水水質の管理は、JIS B 8223（ボイラーの給水及びボイラー水の水質）に規定するところ（これに準ずる規格を含む。）により行う。</p> <p>オ. 複数のボイラー設備を使用する場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定し、適切な運転台数とする。</p> <p>カ. 給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所の限定や供給期間、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項についての管理標準を設定。</p> <p>キ. 給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。</p> <p>ク. 給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。</p>	<p>ア. ボイラー設備は、燃料の供給量、蒸気の圧力、温水温度、排ガス中の残存酸素量、廃ガスの温度、ボイラー給水量その他のボイラーの効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p> <p>イ. 給湯設備は、給水量、給湯温度その他給湯の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>ア. ボイラー設備の効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>イ. ボイラー設備の保温及び断熱の維持、スチームトラップの蒸気の漏えい、詰まりを防止するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>ウ. 給湯設備は、熱交換器に付着したスケールの除去等給湯効率の改善に必要な事項、自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p>
照明設備、昇降機、動力設備	<p>ア. 照明設備は、JIS Z 9110（照度基準）又はZ 9125（屋内作業場の照明基準）及びこれらに準ずる規格に規定するところにより管理標準を設定して使用。また、過剰又は不要な照明をなくすように管理標準を設定し、調光による減光又は消灯を行う。</p> <p>イ. 昇降機は、時間帯や曜日等により停止階の制限、複数台ある場合には稼働台数の制限等に関して管理標準を設定し、効率的な運転を行う。</p>	<p>照明設備は、照明を施す作業場所等の照度の計測及び記録に関する管理標準を設定。定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>ア. 照明設備は、照明器具及びランプ等の清掃並びに光源の交換等保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</p> <p>イ. 昇降機は、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</p>

			<p>ウ. 給排水設備、機械駐車設備等の動力設備は、負荷機械（電動機の負荷となる機械をいう。以下同じ。）、動力伝達部及び電動機における機械損失を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。また、負荷機械がポンプ、ファン等の流体機械の場合は、流体の漏えいを防止し、流体を輸送する配管、ダクトの抵抗を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</p>
受変電設備	<p>ア. 変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行う。</p> <p>イ. 受電端における力率は、95パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御するように管理標準を設定して管理。</p>	<p>事務所その他の事業場における電気の使用量並びに受変電設備の電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>受変電設備は、良好な状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</p>

表5-1 庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）		
		常駐管理	常駐管理以外	
熱源・空調 設備共通	室内設定温湿度条件の変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施	
	運転時間の短縮など機器の起動・停止期間の最適な値に設定	毎日実施	季節ごとに実施	
	季節ごと・室内負荷状況に応じた最適な運転方法の設定	週1回以上実施	季節ごとに実施	
	空調終了前に関連補機（外調機・熱源機器）などの停止	毎日実施	—	
	インテリア・ペリメータの年間冷暖房の取りやめ	季節・外気温に応じ実施	—	
	冷房・暖房同時使用に伴うミキシングロスの確認及び防止	随時実施	随時実施	
	温湿度センサを適正な位置に取付	必要に応じ実施	必要に応じ実施	
	吹出し口の位置、方向の調整による温度分布均一化	必要に応じ実施	必要に応じ実施	
	冷暖房期間の短縮化	季節・外気温に応じ実施	—	
	空室・倉庫等の空調換気の停止	必要に応じ実施	必要に応じ実施	
	運転時間の短縮	毎日実施	—	
	残業時間帯の空調制限	毎日実施	—	
	ブラインド・カーテンの休口前の閉止による休日明けの空調負荷の低減	毎日実施	—	
	早朝・深夜の清掃作業における空調制限	毎日実施	—	
	空調時間帯の扉・窓開放の禁止	季節・外気温に応じ実施	—	
	空調の障害となる間仕切り・家具の配置の変更	随時実施	—	
	共用部の温度設定を居室よりも緩和する措置の実施	毎日実施	季節ごとに実施	
	クールビズ・ウォームビズの実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施	
	夏季における屋上等への散水の実施	当該期間外気温に応じ実施	—	
	個別空調機	各種センサを含む自動制御装置の適正保守の実施	随時実施	随時実施
エアフィルタの定期清掃の実施		年2回以上実施	年2回以上実施	
冷温水フィンコイルの定期清掃の実施		年2回以上実施	年2回以上実施	
空調の還気、吹出し口の障害物の撤去		随時実施	—	
ウォーミングアップ制御の採用		毎日実施	—	
空調立ち上げ時に対し定常運転後に設定温度を2℃～3℃上げる又は下げる措置の実施		季節・外気温に応じ実施	—	
窓の開閉による自然換気の採用		季節・外気温に応じ実施	—	
外気温度の低い夜間に適温外気を取り入れるナイトバージの実施		季節・外気温に応じ実施	—	
吸気口と排気口の近接により生じるショートサーキットの防止		随時実施	随時実施	
スケジュール運転の実施		随時実施	随時実施	
個別空調機		ダクトのエアリーク・水漏れ・保温材の脱落等について保守管理の徹底	年1回以上実施	年1回以上実施
		全熱交換器の清拭管理	年2回以上実施	年2回以上実施
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施	
	湿度を一定の範囲内で制御するゼロエナジーバンドの設定	毎日実施	—	
セントラル空調システム関連	冷水は高め、温水は低め、冷却水は低めの温度管理	毎日実施	—	
	冷温水の大温度差運転の制御運転の実施（ポンプの搬送動力の低減）	随時実施	—	
	冷温水・冷却水の定期的な水質管理の実施（熱伝導率低下の防止）	月1回以上実施	月1回以上実施	
	空調終了30分程度前の熱源機器の停止	毎日実施	—	
冷凍機	冷凍機の運転圧力の適正管理	随時実施	随時実施	
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施	
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	
	マンメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—	
冷温水発生機・吸収式冷凍機	機内の機密の適正な維持管理	随時実施	随時実施	
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	
	マンメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—	
冷却塔	冷却水出入口温度の適正化	随時実施	随時実施	
	充填材の汚れ、水質の汚れ等の管理	随時実施	随時実施	
	冷却塔水槽の清掃	随時実施	随時実施	
	バルブの開閉状態の確認	随時実施	随時実施	

蓄熱槽	冷却水の薬注管理の実施	随時実施	随時実施	
	空調負荷予測等を踏まえた蓄熱槽における水・氷蓄熱量の最適な運転の実施	随時実施	—	
ファンコイル	槽内温度分布の適正管理	随時実施	—	
	ベリメータ用ファンコイルの最適な運転（時間帯・設定温度）	季節・外気温に応じ実施	—	
	エアフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施	
	冷温水フィンコイルの定期的な清掃 空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	年2回以上実施 随時実施	年2回以上実施 —	
空冷ヒートポンプ	室外機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施	
	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施	
	室内機のエアフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施	
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理 全熱交換器の清掃	毎日実施 年2回以上実施	— 年2回以上実施	
空冷ヒートポンプ	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施	
水冷バックージ方式	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施	
	エアフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施	
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	—	
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施	
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施	
	冷却水薬洗の実施	年1回以上実施	年1回以上実施	
給排気設備	機械室、電気室、倉庫の換気量の制限	随時実施	随時実施	
	不使用室の換気停止（倉庫、機械室等）	必要に応じ実施	必要に応じ実施	
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	—	
	ファンベルトの点検・交換	年1回以上実施	年1回以上実施	
	排熱用換気ファンの起動設定温度の変更	必要に応じ実施	必要に応じ実施	
	ファン、ダクト等のフィルターの目詰まり除去	必要に応じ実施	必要に応じ実施	
	換気風量の適正な値への設定、外気量の削減	必要に応じ実施	—	
	ポンプ関連	二次ポンプの起動・停止・圧力・流量が最適な状態になるように設定 グラウンドパッキン等の水量適正管理の実施	随時実施 月1回以上実施	— 月1回以上実施
断熱材の状態管理		年2回以上実施	年2回以上実施	
3管・4管式設備の場合、状況に応じた運転停止などの実施		随時実施	—	
ボイラ		空気比・排ガス温度等燃焼装置の適切な設定	随時実施	随時実施
	蒸気等の圧力、温水の温度の適切な設定	随時実施	随時実施	
	伝熱面の清掃・スケール等の除去	年1回以上実施	年1回以上実施	
	熱交換器類の伝熱面の管理	月1回以上実施	月1回以上実施	
	ボイラーの水質管理（JIS B 8223による）	月1回以上実施	月1回以上実施	
	蒸気トラップの機能維持（ドレンの回収）	月1回以上実施	月1回以上実施	
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—	
給湯設備	給湯時間の制限と給湯範囲の縮小 夏季における手洗い場等の給湯の停止	季節・外気温に応じ実施 当該期間毎日実施	季節ごとに実施 当該期間毎日実施	
	給湯温度の設定変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施	
	使用上、支障のない範囲で給湯の分岐バルブを絞込み	必要に応じ実施	必要に応じ実施	
	照明設備	作業スペースの過剰照明の消灯、自然採光の活用、窓際の消灯	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
調光による減光		利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施	
廊下・ホールの消灯及び間引き		利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施	
トイレ・給湯室不在時の消灯		毎日実施	—	
空室・倉庫等の消灯		毎日実施	必要に応じ実施	
昼休みの消灯		毎日実施	—	
残業実施場所を集約化することによる残業時間帯における部分消灯の実施		毎日実施	—	
始業点灯時間の短縮・制限		毎日実施	—	
照明設備		器具の清掃による照明効率の向上	年1回以上実施	年1回以上実施
		定期的なランプ交換の実施（蛍光灯、LEDランプ等）	1回／2～3年	1回／2～3年
	ランプ交換時の初期照度補正の初期化	交換時に実施	—	
	間仕切りの取りやめ 部分消灯を行いやすくするような照明の点灯範囲における机及び作業場所の適正な配置	必要に応じ実施 必要に応じ実施	— —	

	ソーラータイマーのこまめな調整	月1回以上実施	月1回以上実施
	局部照明の採用	随時実施	—
	照明スイッチに点灯範囲を表示	必要に応じ実施	—
	照明制御設備の作動点検	必要に応じ実施	—
	手動によるこまめな点消灯	随時実施	—
搬送設備	エレベータ・エスカレータの運転台数制御（停止階の制限、稼働台数の制御）	毎日実施	—
	階段利用の促進	毎日実施	—
	庁舎内配送共同化の実施	毎日実施	—
	電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機器損失を低減するような保守及び点検	必要に応じ実施	—
給排水・衛生設備	配管のさび・腐食・水漏れの確認	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	熱源機とポンプ等の補機を含めたエネルギー消費効率の向上	必要に応じ実施	—
	使用上、支障のない範囲で給水の分岐バルブを絞込み	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	夏季における温水洗浄便座暖房の停止	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
受変電設備	受変電室の室内温度の見直し	季節ごとに実施	—
	デマンドの状況による負荷の調節	随時実施	—
	進相コンデンサによる力率管理	随時実施	—
	不要期間・不要時間帯の変圧器の切離し	必要に応じ実施	—
	変圧器の稼働台数の調整及び適正負荷の維持	随時実施	—
受変電設備	無停電電源装置の稼働台数の調整及び適正負荷の維持	随時実施	—
その他	自動販売機の節電（照明の消灯・夜間運転停止時）の実施	毎日実施	—
	OA機器等の昼休み等不使用時における電源の切断	毎日実施	—
	ブラインド・カーテンの有効利用	毎日実施	—
	対象設備・機器等の設定値の確認、運転結果の測定・記録	毎日実施	月1回以上実施
	省エネルギーに必要なエネルギーデータの把握・活用	毎日実施	月1回以上実施

表5-2 車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
<input type="checkbox"/>	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
<input type="checkbox"/>	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
<input checked="" type="checkbox"/>	点検・整備を整備業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
<input checked="" type="checkbox"/>	目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	フロア類の大气中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
(エア・クリーナ・エレメント関連)	
<input checked="" type="checkbox"/>	エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(エンジンオイル関連)	
<input checked="" type="checkbox"/>	エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(燃料装置関連)	
<input type="checkbox"/>	燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(排出ガス減少装置関連)	
<input checked="" type="checkbox"/>	排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(その他)	
<input checked="" type="checkbox"/>	タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目
「」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

表5 3-1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

販売する飲料の種類	区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
	自 動 販 売 機 の 種 類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機		$E=0.218V+401$
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm未満のもの）		$E=0.798Va+414$
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	$E=0.482Va+350$
		電子マネー対応装置のあるもの	$E=0.482Va+500$
紙容器飲料	Aタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E=0.948V+373$
		ホットアンドコールド機（庫内が2室のもの）	$E=0.306Vb+954$
		ホットアンドコールド機（庫内が3室のもの）	$E=0.630Vb+1474$
	Bタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E=0.477V+750$
		ホットアンドコールド機	$E=0.401Vb+1261$
カップ式飲料	-		$E=1020 [T \leq 1500]$
			$E=0.293T+580 [T > 1500]$

備考)

- 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切れ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- E, V, Va, Vb及びTは、次の数値を表すものとする。
 E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
 V：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）
 Va：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
 Vb：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
 T：調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯水量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値）（単位：kJ）
- エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第289号（平成19年11月26日）の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表5 3-2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース（省資源化）	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
消費電力量の削減	修理・保守性への配慮をしていること。	
リユース（再使用化）	リユース部品の選定	製品の消費電力量の抑制を図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル（再資源化）	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の一化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。	